

令和 3 年 第 2 回
占冠村議会定例会会議録

自 令和3年 3月 5日
至 令和3年 3月 11日

占冠村議会

令和3年第2回占冠村議会定例会会議録（第1号）

令和3年3月5日（金曜日）

○議事日程

			議長開会宣言（午前10時）
			所管事項に関する委員会報告（議会運営委員会）
日程第	1		会議録署名議員の指名について（1番・2番）
日程第	2		会期決定について
			追悼演説・黙祷
			議長諸般報告
			村長行政報告
日程第	3		一般質問
日程第	4	報告第 1号	占冠村国民保護計画の変更について
日程第	5	議案第 10号	令和2年度占冠村一般会計補正予算（第9号）
日程第	6	議案第 11号	令和2年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
日程第	7	議案第 12号	令和2年度村立診療所特別会計補正予算（第2号）
日程第	8	議案第 13号	令和2年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第	9	議案第 14号	令和2年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第	10	議案第 15号	令和2年度占冠村介護保険特別会計補正予算（第4号）
日程第	11	議案第 16号	令和2年度占冠村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○出席議員（6人）

議長	8番	児玉眞澄君	副議長	1番	大谷元江君
	2番	藤岡幸次君		3番	五十嵐正雄君
	5番	下川園子君		6番	小林潤君

○欠席議員（0人）

○出席説明員

（長部局）

占冠村	長	田中正治	副	村	長	松永英敬
総務課	長	多田淳史	企画商工課	長	三浦康幸	
農林課	長	平岡卓	林業振興室	長	根本治	

建設課長 小林 昌弘
福祉子育て支援課長 木村 恭美
総務担当主幹 阿部 貴裕
財務担当主幹 鈴木 智宏
企画担当主幹 竹内 清孝
農業担当主幹 杉岡 裕二
建築担当主幹 嵯峨 典子
国保医療担当主幹 小瀬 敏広
村立占冠診療所主幹 上島 早苗
介護担当主幹 細川 明美
(教育委員会)

教育長 藤本 武
学校教育兼総務担当主幹 松永 真里
(農業委員会)

事務局長 平岡 卓
(選挙管理委員会)

書記長 多田 淳史
(監査委員)

監査委員 木村 英記
事務局長 岡崎 至可

住民課長 小尾 雅彦
会計管理者 伊藤 俊幸
職員厚生担当主幹 森田 梅代
税務担当主幹 佐々木 智猛
商工観光担当主幹 橘 佳則
林業振興室主幹 高桑 浩
環境衛生担当主幹 後藤 義和
保健予防担当主幹 岡本 叔子
社会福祉担当主幹 野原 大樹
子育て支援室主幹 石坂 勝美

教育次長 合田 幸
社会教育担当主幹 蠣崎 純一

監査委員 下川 園子

○出席事務局職員

事務局長 岡崎 至可 主 任 久保 璃華

開会 午前10時

◎開会宣言

○議長（児玉眞澄君） 皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は6名です。定足数に達しておりますので、これから令和3年第2回占冠村議会定例会を開会します。

この際、当面の日程等について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、小林潤君。

○議会運営委員長（小林 潤君） 皆さまおはようございます。議長のお許しを得ましたので2月25日に開催しました議会運営委員会のご報告を申し上げます。

今期定例会における会期は、本日5日から11日までの7日間といたします。議事日程、日割りについては、あらかじめお手元に配布したとおりです。以上で報告を終わります。

◎開議宣告

○議長（児玉眞澄君） これから、本日の会議を開きます。

◎議事日程

○議長（児玉眞澄君） 本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配布したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（児玉眞澄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、副議長において、1番、大谷元江君、2番、藤岡幸次君を指名します。

◎日程第2 会期決定について

○議長（児玉眞澄君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月11日までの7日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から3月11日までの7日間と決定しました。

◎議長諸般報告・追悼演説・黙祷

○議長（児玉眞澄君） これから諸般の報告を行います。

まずはじめに、2月27日にご逝去されました故相川繁治議員に対し、謹んで哀悼の意を表したいと思います。これから2月27日にご逝去された故相川議員に対して、同僚議員を代表して、五十嵐議員より追悼演説を行います。五十嵐議員は演台にお進みください。

○事務局長（岡崎至可君） 議員の皆さまご起立願います。また、村長ほか説明員の皆さま、傍聴にお越しの皆さまもご協力お願いします。ご起立のうえ、故相川議員の議席のほうに向き直り願います。

○議長（児玉眞澄君） 五十嵐議員。

○3番（五十嵐正雄君） 追悼の言葉。去る2月27日午前7時04分ご逝去されました占冠村議会議員、前議長、故相川繁治殿に心よりご冥福をお祈りいたしますとともに、占冠村議会議員を代表して追悼の言葉を申し上げます。

振り返りますれば、あなたは平成元年4月に地域や仲間の信望を受け、本村議会議員補欠選挙に立候補し、見事に初当選の栄冠を勝ち取られ、27年11か月の長きにわたり地方自治の振興、住民福祉の向上のため、活躍をされました。

あなたはその間、総務産業常任委員、議会

運営委員、広報特別委員を経て、4期目からは副議長、6期目からは議長の大任を担われてきました。8期目である今期は、議長と共に富良野広域連合議会の議長の任も担われていました。

また、平成30年度には、村内中学生と議会議員との交流の場であるコミュニティ・スクール議会を創設され、令和2年度には、占冠村議会災害時業務継続計画（BCP）の基礎を構築されるなど、数多くの功績を残されました。これもひとえにあなたの人間味溢れる温厚なお人柄と、卓越した識見により、議員との調和も図られてきた賜物です。

あなたの長年にわたる地方自治の大きなご功績に対し、全国町村議会議長会及び北海道町村議会議長会より、平成20年度には、自治功労議員15年表彰を、平成30年度には、自治功労議長7年表彰を受けるなど、多くのご活躍とご功績は誠に顕著なものがございます。本来であれば、今定例会にて全国町村議会議長会より、議会議員在職年数27年以上として、令和2年度自治功労者表彰を受章された、表彰・伝達式を行う予定でありましたが、残念ながらその機会は失われてしまいました。

1年前から体調を崩され、入退院を繰り返しておりましたが、復帰に向け、治療やリハビリ等に努力されていると聞いており、元気な姿で議場に来られる日をお待ちしていました。2月2日、体調の変化を感じてか、村議会議長の職、富良野広域連合議会議長の職の辞職を決意されましたが、最後まで中立・公正を旨に円滑な議会運営に努められた立派な議長でありました。27日の朝、突然の訃報を知らされ、大きな衝撃を受けました。

ご遺族の皆さまの気持ちを察するとき、誠に痛恨の極みであります。占冠村の前途には課題が山積していますが、あなたの公共福祉

に献身された尊いご遺志を継いで、及ばずながら村の発展と社会のために尽くすことをお誓いするとともに、ご冥福をお祈りし追悼の言葉といたします。令和3年3月5日、占冠村議会議員、五十嵐正雄。

○事務局長（岡崎至可君） これより故相川議員のご冥福を祈り、黙祷を捧げます。

黙祷。

（黙祷）

○事務局長（岡崎至可君） お直りください。ご着席願います。

○議長（児玉眞澄君） 引き続いて、諸般の報告を行います。その他の諸般の報告については事務局長より報告いたします。

○事務局長（岡崎至可君） 審議資料の1ページお願いいたします。今期定例会に付議された案件は、報告第1号から議案第24号までの25件です。議員提案による案件は、意見書案第1号の1件です。説明のため出席を要求したところ、通知のあった者の職及び氏名は、3ページをお願いします、村長以下記載のとおりです。令和3年第1回臨時会以降の議員の動向は、2月9日上川町村議会議長会定期総会から記載のとおりです。

審議資料の5ページから6ページは令和2年度令和3年1月分の例月出納検査結果です。以上です。

○議長（児玉眞澄君） これで諸般の報告を終わります。

◎村長行政報告

○議長（児玉眞澄君） 村長から行政報告のための発言を求められておりますので、その発言を許可します。

村長。

○村長（田中正治君） 議長のお許しがありましたので行政報告をいたします。審議資料

3 ページになります。1、報告事項。(1) 新型コロナウイルス感染症対策について。新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、厚生労働省より令和3年2月17日から令和4年2月末までの期間において順次実施されるとの発表がなされているところです。

現在のところ、国から正式なスケジュールは示されておりませんが、担当大臣の会見によると、65歳以上の高齢者に対するワクチン接種を遅くとも4月中には開始したいとの報道がなされています。

村といたしましては、3月中にワクチン接種の対象者に対して説明資料等を送付したいと考えていますが、村独自の意向調査も実施し、必要なワクチン数量の確保と接種スケジュールの調整など、村立診療所との綿密な協議体制の下、事前のシミュレーションを行い、適切かつ確実なワクチン接種を行ってまいります。

(2) アスペン市との姉妹都市交流について。占冠村がアメリカ合衆国コロラド州アスペン市と姉妹都市提携をしてから、今年で30年を迎えます。

本来であれば、私が昨年11月にアスペン市を訪問し、記念事業への来訪などについて直接ご説明する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、延期を余儀なくされたところです。

アスペン市長から、30年にも及ぶ両者の交流が成功していることは誠に素晴らしいことであり、今回の新型コロナウイルスの流行が姉妹都市提携30周年を祝うことを妨げるものではないこと、渡航や直接お会いすることについては先行きが不透明であるものの、両者間のパートナーシップはゆるぎないものであり、交流事業について今後どのようなことができるか関係者の検討を待ちたいとのメッセ

ージが写真集、アスペンリーフのオーナメントと共に届けられました。

新型コロナウイルス感染症の流行により開催時期等の見通しは立っておりませんが、記念事業等の開催に向けて検討を進めてまいります。

審議資料4ページになります。(3) 発達した低気圧の通過による暴風雪の影響について。

2月16日夜から17日にかけて通過する低気圧の影響で、数年に一度の暴風雪に関する気象情報が発表されました。道内各地において、暴風雪被害があり、本村においても交通障害、倒木、停電等の被害がございましたので報告いたします。

交通関係では、JR石勝線の運休、道東自動車道、国道237号、道道夕張新得線が吹雪により通行止めとなり、この影響で村営バスマム線を運休いたしました。

停電、倒木等被害では、暴風による役場大型車両車庫のシャッター及び壁の破損、占冠中学校において倒木による停電があり、避難所用発電機を作動させて対応いたしました。

スキー場においては、場内での倒木により現在も第2リフトの運行を中止しております。

また、富良野消防署占冠支署の協力を得まして、村内独居高齢者の安否確認を実施しております。

幸い、人的被害はございませんでしたが、今後も関係機関と連携し、村内の安全を確保してまいります。

2、主な用務等でございます。2月9日、令和3年第1回占冠村議会臨時会以降の動向につきましては記載のとおりですが、3月3日、北海道旅客鉄道株式会社鉄道事業本部安全推進部安全企画グループ川口泰文氏来庁につきましては、JRの運休によりまして4月に延期となりました。

次に、入札の執行につきましてはございませんでした。以上、行政報告を終わらせていただきます。

○議長（児玉眞澄君） これで行政報告は終わりました。

◎日程第3 一般質問

○議長（児玉眞澄君） 日程第3、一般質問を行います。質問の通告がありますので、発言を許します。

2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 皆さんおはようございます。それでは早速、質問に入らせていただきます。

大きく4項目について伺います。まず1項目めの、脱ハンコへの取組みについてということですが、国の進めるデジタル化の一環として、無用なハンコの廃止が官民で推奨され、北海道においても検討していることが報道されております。そこでまず、住民サービス、事務能率の効率化から、実施する自治体も増加している現状ですが、本村における庁舎内及び住民サービスにおける村の取組みを村長に伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 藤岡議員のご質問にお答えをいたします。脱ハンコへの取組みについてというお尋ねでございます。現在、国においては、行政手続き1万4992手続きのうち、1万4909手続きが押印廃止の決定、または廃止の方向で検討が進められております。この国の取組みを受けまして、令和2年12月18日に内閣府より、地方公共団体における押印見直しマニュアルが示されております。このマニュアルには、国の押印見直しの取組みの考え方、デジタル時代を見据え、地方公共団体が押印の見直しに取り組む際の推進体制、

作業手順、判断基準等について記載されております。

本村といたしましても、現在進められている国の取組みに合わせて、早期に各担当において押印及び、署名の見直しの対象となる手続きをリストアップし、国から示された見直しの判断基準に基づいて作業を進めてまいります。

作業のスケジュールといたしましては、4月から各担当において、押印が必要な手続きをリストアップし、押印を求める合理性、法令等、押印を求める根拠の確認を行ってまいります。条例で定めている押印手続きについて廃止等の見直しを行う際には、効率的な改正を行うために、一括改正等の手続きにより進めることについても検討をしてみたいと考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 今、村長から答弁いただいた中では、村としても4月から具体的にリストアップに動き出すということなのですが、住民サービスの観点からも、概ねどのへんの議会に具体的なものを示されるのか、考えているか伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 国が示す参考基準ということで、押印が求められている主旨でございますが、必要に応じて本人確認が必要なものの、それから文書作成の真意確認を必要とするもの、文書内容の信憑性の担保ということで言われております。これら以外について、押印が必要でないものについては、この対象になるかなと思っております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 私がお聞きしたいのは、具体的にそのへんの中身、検討、リストアップも含めて各部署で検討され、年度にお

ける具体的なスタートアップですか、どのへんまでできるかなど。議会に1回諮られると思うんですけども、そのへんの説明をいただければ。どのへんを目途に取り組まれるのかをお聞きしたいんです。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） スケジュール感についてのご質問だと思います。現在、具体的に考えておりますのは、先ほども申し上げましたとおり、4月からリストアップをして、最終的に議決が必要になろうかということで、一括議案でやりたいなと思ってますけれども、年度内にそういった議案の提出をしたいと。早ければ12月、少なくとも3月にはそういった議案の提出を行いたいと考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） ただいまの質問については回答いただきましたので、次の質問にまいります。

2つ目の質問になります。これは教育長にお伺いしますが、同様に脱ハンコの取組みについて、学校現場において、保護者との通信、また、職員室内における職員の中の無用なハンコの廃止についての現状と取組み状況について伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（藤本 武君） 藤岡議員のご質問にお答えさせていただきます。学校での保護者との印鑑については、さほどいただいているものはございませんけれども、今後のデジタル化の状況等も踏まえながら、印鑑が不要と思われるものは、廃止していきたいと考えております。

また、今現在、印鑑がどのように使われているのかという話でございますけれども、教職員の間におかれましては、出勤簿、それと

休暇処理簿の押印をいただいております。

家庭とのやり取りの中では、通知表や得点通知表の受領確認、それと中学校3年生なんですけれども、進路業務の高校受験確認等での保護者からの印鑑をいただいておりますけれども、今後、不要なものについては、オンライン化も含めて廃止していきたいと考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 今現状で、ほとんどそんなに負担がないのかなと思うんですが、まず、職員室内というところで見ると、出勤簿等、数点のものがちょっとあるぐらいで、あとほとんどハンコの運用は職員室の中にはないんだよというところかなと思います。

一番重要になってくるのが保護者さんとの話なんです、通知表、高校受験等の確認の書類等については押印を運用しているんだと。その他の、例えば、学校をお休みしたとか、そういう理由書を提出して、押印を求めるような私事都合、家事都合等により、お子さんが休みを申請するような、そういったハンコの運用は起きていないということで良いんですね。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（藤本 武君） 今、議員がおっしゃられたとおり、そういったようなことは、現在はしておりません。

○議長（児玉眞澄君） 2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 今、教育長から説明がありましたように、取組みは概ねそんな形で、今、説明いただいた内容で取り組むんだよということなんです、先ほど村長にお伺いした点と同様に、どのへんの日程、スケジュールを考え、取り組まれるかお伺いしたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（藤本 武君） 先ほども申し上げたとおり、基本的には学校の教職員においての出勤簿、休暇処理簿については現状で維持していきたいと思ってますけれども、オンラインの関係については、今後の文科省の進め等もございますので、その状況を踏まえながらということになると思うので、ちょっと申し訳ないですけども、もう少ししたら出てくるんだと思うんですけども、現時点ではっきりした日程についてはまだ承知しておりません。

○議長（児玉眞澄君） 2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） そのへんのスケジュール感は、今の段階においては、はっきりしたことが言えないということです。オンライン等の答弁もありましたけれども、保護者の方が、オンラインが今、主流に、言葉が当たり前に使われているんだけれども、本当にオンラインがサービスにつながるのか。逆にそれが負担になってしまう人、パソコンがなければ保護者の役目も務まらないということにならないような、そういった取り組み策については、何か考えられていますか。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（藤本 武君） 前にもちょっと説明したかもしれませんが、一応学校にあるパソコン、また家庭でパソコンを持っていられる方、持っていられない方もおりますので、持っておられる方と、実際にやり取りしたというのではなくて、Zoomだとかそういうようなことで、オンラインを使った会話ができるのかという試験はさせていただいてもらった経緯はございますけれども、まだ利用はしておりませんが、先ほどの話で将来的にはという話でございまして、現在はどのようにしているかという、基本的には保護者の方と電話での連絡ということでさせてい

ただいてます。ただし、今後、それがどうなっていくのか、私もよく分かりませんが、方向性が示されれば、その方向で順次やっていきたいとは思っております。

○議長（児玉眞澄君） 2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 次の質問にまいります。新型コロナワクチン接種の実施についてです。先ほど村長からも行政報告の中で、大まかな取組みについては、説明をいただいておりますが、再度質問させていただきます。

2点です。新型コロナワクチン接種の実施方法とスケジュールは、具体的にどのように計画されているのかというところが一番お聞きしたい点で、事前のシミュレーションも行うとありましたので、それは計画のことだと思うんですが、その訓練の中身、そして具体的な接種に入っていく日を、どのへんを考えて計画を組まれているのかと。

円滑に、4月中には調査という形で、行政報告をされておりますけれども、逆に、ワクチンが入ってこなければ、具体的なものはできてこないというスタンスだと、どうしても道の指示待ち、国の指示待ちというようなスタンスになってしまい、後手に回る可能性があるのかなというところから、村としても多分、前向きな取組みをされているのかなと思いますので、例えば、どこからスタートして、どのへんを終わりとして考えているのか。全体像は分かりますよ。まずはスタート、訓練のところ、そして具体的な接種、医療関係者、高齢者、一般というような展開になっていくと思うんですが、そのへんの中身について伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 新型コロナワクチン接種についてのご質問にお答えをしたいと思いますけれども、議員もご承知のように、国

の方針もテレビで見る限り、日々変わってきているという状況にあります。いずれにしましても、村としては予定どおりであれば、4月中には優先順位とされる65歳以上の高齢者に対して、ワクチン接種が行われるだろうと思慮しております。

ただ、人数制限みたいなことも、昨日の知事の話ですと130万人でしたっけ、65歳以上の高齢者全員に行き渡るワクチンは一気にには来ないだろうと。じゃあ優先順位をどうつけるんだということで、いろいろと報道されております。そういった中で、村としても結局、どういう順位で、どういう順番でワクチンを接種するのかということを求められると思いますけれども、そのところは高齢者を最優先にしながら、配布されるワクチンの量によって動くことは想定できると思います。

そういうことも含めて、村としては独自に対象者に対しての意向調査、あるいはそういった取組みについて、診療所とも事前協議をおきながら、きちんと取り組めるような体制を取ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） もう一度、訓練、まず円滑なシミュレーションの話です。訓練をどのタイミングで、どの規模でやられるのか、まずそこをお聞きします。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 先ほども申し上げましたとおり、シミュレーションについては事前にやる予定です。何月何日という決定はありません。

○議長（児玉眞澄君） 2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 4月からはやれるようにシミュレーションは考えていると。さすがに何月何日というところは、私もそこまで

求めたわけじゃなくて、当然、担当部署の方が計画されていると思うんですが、例えば、場所はコミプラにおいて、私の勝手な例ですよ、医師、看護師さん、消防なのか、あとは役場職員何名で仮の注射を受けるワクチン接種者、そういったものを入れてシミュレーションされるんだと思うんですが、そのへんの場所、規模感等についてお聞きします。村全体でシミュレーションをやれるのかといったら、そこまでやらなくても、要するにスムーズに入っていくかどうかを確認するわけでしょうから。そこをどの規模、どのタイミングくらい、タイミングが事前なんだよと言われれば、その一言で終わっちゃうんですけども、そのへんがもしあればお聞きしたいというところです。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 今、このワクチン接種のシミュレーションですけれども、規模感としては、コロナウイルス感染症対策協議会全体の取組みとしてやっていくべきだということで議論させていただいてます。

場所については、診療所を場所として実施をし、これに携わる関係者は診療所、医師、看護師、それから村保健師、そして事務的なとか業務的な部分では役場職員等、関係者全員で、必要であれば必要な職員を配置する中で実施をしたいということで、シミュレーションをしようというふうになっております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 次の部分なんですけれども、具体的な計画の部分で、あくまでも村と国、道等の報道、プレス発表も含めて見ると、ころころと変わっている。確定したものが見えないという中で、なかなかはっきりした確定したものは言えないんだよというご

答弁だったと思うんですが、ここでお聞きしたいのは、実際にやれば、どの期間において、シミュレーションはあくまでも事前の計画の訓練ですから、具体的に実施するときにあたり、医師関係者はどこまで目途、高齢者はどこまで目途、一般と当然入っていくはずなんだけども、それはあくまでもワクチンがどこでって言っちゃうと計画って立たないんですね。ぎりぎり本当に見えてこない。村としてどこのタイミングで計画は作る、これで終われる想定だよというところがあって、ワクチン入手が想定より遅ればその分だけ遅れるだけの話で、そこの部分の計画がもしあればお聞きしたいというところです。1点お願いします。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） ワクチン接種に向けての準備ということだと思います。村としては、このワクチン接種に際して、説明資料、あるいはクーポン券、予診票等を同封して本人宛に送付をしたいと考えておりますけれども、現状においては議員の言われるとおりなんですが、事前にワクチン接種に関わる準備としての作業は、事前に本人宛にお知らせをするということで考えております。

○議長（児玉眞澄君） 2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 次の質問ですが、一部回答をいただいている部分もあるんですが、内容の周知説明はどのように実施されるのかなというところです。一部は、今の話の中にね、事前調査しますよというところは事前調査で、なんとかを目途にというような日程もね、説明というような話で、同封文書の中にはやっていくんだというような話かと思うんですが、村民にタイムリーに、やっぱり情報って、うちの村どうなっているんだろうというところを複数の媒体を使って周知していく

必要があるかと思います。

そういった中で、村と直接、ダイレクトのメール、アンケート、調査票が実施されるのは、それはそれで分かりますが、その他の媒体、マスコミも含めて、例えば北海道新聞に限らず新聞、ほとんどの村民の方は概ね、また、若い方は逆に村のホームページ等が見られるので、年配の方なんていうのは日々新聞等をくまなく見られてる方が多いんでね、そういったものを活用するお考えはないのか伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 現在考えております接種に関わるお知らせですけれども、直接本人宛に通知を出すということとしており、ただ、例えば3日前に通知を出すとかそういうことではないです。一定程度、早い時期に言ってくるでしょうから、早い時期に本人宛に通知を出して確認を取ると。その日に受けられるのかどうかも含めて。そういった作業は村としてはやっていくということです、他の新聞媒体でお知らせをするということは考えておりません。

○議長（児玉眞澄君） 2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 今の点については分かりました。同じく周知説明というところで、一つ考えておかなければならないのは、これは私見ではあるんですが、当然、今の報道等も含めて、村長の答弁も含めて、混乱が起きることは想定されるわけですよね。ワクチンがいつ頃、例えば、高齢者の方は遅くても5月からというような情報がある中で、それがもっと遅れてしまったというようなことが仮に起きてくると、当然、準備して心待ちにしている、私もうそろそろだよ、なんて思っている方は役場等に問い合わせの電話等が入るかと思うんですね。

そこで、村長として、役場職員の周知ということになるのかなと思うんですが、村民への提示を、どういう理由でというところを丁寧に説明していかないと、なんだよ村は4月からやるって言ったのにワクチン来てないからできないって言っているだけだぞって、なんだか分かんないって、極端ですよ、言い方は。そういったことが起きないように、村職員への教育等について、どのように考えられているのかも含めてお伺いしたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 基本的に情報提供をどうするかということだと思うんです。やっぱり住民の皆さんには、なんらかの形で方向性を含めて情報提供をすることを考えていかざるを得ないなと思っておりますけれども、その方法が行政区回覧なのか、新聞折込なのか。こちらで検討はさせてもらいますけれども、情報提供をきちんとしていけば混乱も起きないだろうし、事前にこういうスケジュール感でいくけれども、多少ワクチンの配布状況によって変更になりますよというお知らせはやっぱり出すべきだなとは考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 次の質問にまいります。質問3つ目です。消防団員の確保についてということで、細かく2点ほどお伺いしたいなと思います。

現在、消防団員のなり手不足と高齢化は、全国的なものではあるんだけど、本村においても非常に課題となっている現状にあるかと思います。消防庁では、報酬改善策の検討等が報道されておりますが、しかしながら報酬が上がるだけでは、効果的な改善策という見込みは厳しいのかなというような現状にあ

ると思います。

そこで、近隣自治体等では、近年、消防団員が車の免許になりますが、中型車、大型車等の免許を取得する際に、経費を補助するという方策によって、団員の加入促進を図っているようですが、本村においても必要経費を補助する考え等についてあるか伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 消防団員の確保に関わる対策ということでの質問でございます。近年、災害の多様化、あるいは激甚化が進みまして、消防団員の役割が大変重要になってきている一方で、消防団員のなり手が不足している状況となっております。

国においては、消防団員の処遇等に関する検討会を開催しまして、報酬、あるいは出勤手当をはじめとした適切な処置の在り方についての検討が始まっていることは、議員のご指摘のとおりでございます。議員のご質問の中の中型、大型車等の免許取得経費の補助制度ですが、富良野広域連合内では、来年度から南富良野支署が中型免許取得に係る経費の助成制度を運用すると伺っております。

本村においても、消防団員の数が定数に満たない状況が続いている中で、特に今、必要となっているのが大型免許取得者の確保が課題となっております。消防職員をはじめ、関係機関において大変苦慮しているところでございますが、先進消防団の動向を見ながら制度内容を検討してまいりたいなと思います。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 制度については近隣自治体の内容を確認して、これから検討に入りたいという回答いただきましたので、次の質問にまいります。

消防団員の要員確保の一環としてということで、今村長からも答弁にありましたように、占冠村においては定数といえますか、50人規模を本来の人数と考えているんだけれども、実際は43人という現状にある。1人、2人については多少流動するかと思いますが、ほぼそのへんの状態に現在あって、災害が発生した時には、なるべくその人数がいたほうが現在おられる方の負荷も少ないというところで、団員みんなが100%出動できるわけじゃありませんという中で、具体的な要員確保の意味合いから、例えばこれは一例ですがね、役場、社協等の若手職員が一定期間、消防団員として協力体制を構築するようなことを、当然、職員採用にその一筆を盛り込むなんてことは私求めているわけじゃなくて、そういったことをどんどん推奨される村としての取組みの考えがあればお聞きしたいなと思います。今現在、村の職員及び関係の方も既に5名の方が消防団員として登録されている事実も把握したうえでの質問でございます。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 消防団員の入団に関わってのご質問だと思いますけれども、役場職員の入団に関しましては、消防からの要請もありまして、平成9年から入団を許可しております。今後も、職員の入団については配慮してまいりたいと考えております。

議員の言われるように、入団、退団された方もいらっしゃるけれども、現在、職員ですと5名、社協からですと2名ということで入団をされておりまして、これからもそういったことがあれば、入団については配慮してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 今、入団について配慮していきたいと強いお言葉いただきました

けれども、一つの背景として、実際、災害等が発生した際、村職員、消防署、消防団、これが一体となって、災害対応にあたるという想定がされるわけですが、その際、消防団員ではあるんだけれども、役場職員のような方は本来の役場職員として対応されるのが当然の立ち位置だと思うんですが、その時にそういった方が消防団員経験を1回していると、消防の災害復旧等、火災も含めて、そういったことの経験をされていると、消防とは何かを既に体で勉強している。人の交流も密になっていますから、やり取りも非常にスムーズになっていくのかなと。相乗効果が非常に期待できるかなと思います。

そういった中で、今村長の答弁にありましたように、そのへんは十分配慮していきたいんだよと。ですが、具体的に評価等、職員の皆さんについては、仕事の全体の評価は年間の中でされているわけですが、こういった消防団活動の評価ポイントも重要視されるような点について取り組まれる考えがあるか、1点伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 団員活動ということでのご質問だと思います。火災だとか、遭難者の捜索だとか、小規模災害については、消防活動の中で活動していただいております。災害対策本部が立ち上がる場合には、やはり災害対策本部の一員として活動すると。このために毎年、図上訓練を含めて実際の避難訓練もさせていただいております。消防団活動に関わった評価ポイントをぜひあげろというお話ですが、村の人事評価制度からいくと、相対評価の中でそういった見方も片方であると思いますけれども、いずれにしても人事評価制度の中で相対評価をさせていただくと、ここに入ったから特別ポイントが高い

んだよということではなくて、職員の人事評価に基づく相対評価の中でのポイントの一部だという捉え方で対応してまいりたいと思います。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 最後の質問にまいります。4項目めになります。農協建物の活用についてと。農協建物につきましては、本年2月末をもって富良野農協エリア化に伴い、南エリアということで占冠の支所も、残念ながら閉鎖という運びになっております。そこで今後、農協建物の活用について、どのようなお考えがあるかお伺いしたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 農協建物の活用ということでのご質問です。富良野農協占冠出張所の建物に関しましては、本年2月末に出張所を閉鎖し、3月末までには事務所の整理等を実施するという事になってございます。

今後の活用につきましては、店舗部分は今までどおり、既存法人の賃貸契約を締結しまして、ご利用いただくことで合意をしております。2階会議室、和室につきましては、村内の農業者の皆さまに優先して利用いただきたいという寄付者の意向がありますので、富良野農協様の意向に沿って、農業者の皆さまに優先的に活用をしていただくこととしております。

金融店舗につきましては、担当課において現在、検討を進めておりますが、具体的な結論には至っておりませんので、例えば、商業施設や飲食店舗など、民間活用も含めて引き続き検討をしてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 中身の具体的な検討について、今、答弁をいただきました。そこ

で、村長も十分ご承知のとおり、正直、村内農業者はさまざまな農協に対して抵抗等もし、議論もし、結果こうなったわけなんですけれども、結果が出た以上、農業者としても意気消沈してられない。農業の歴史を支えてきて、今後も、また、それを前に進めていく、新しい若い方々も新規に就農したりという芽も出てる中で、こういった一つの、今まで民の物ではありましたが、農業者の一つのシンボルといいますかね、そういう形がありましたので、この建物にシンボリックな名称を付けて、今後の展開を図っていくというようなお考えはございませんでしょうか。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 今現在、店舗運営もされている中で公の施設ということにはならないと思うんですね。賃貸借契約で引き続きご利用いただくということです。議員のおっしゃる、農業者のための施設として、一定の名前をつけて、そこで活動ができる施設にしてはどうだというご提案だと理解をしましたので、先ほども申し上げましたけれども、この施設をどう活用し、どう利用するかという結論はまだ出ておりませんので、さまざまな方法があると思いますし、その中で皆様とご相談をしながら最終的に判断をさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） これで一般質問を終わります。ここで11時15分まで休憩します。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時15分

○議長（児玉眞澄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第4 報告第1号

○議長（児玉眞澄君） 日程第4、報告第1号、占冠村国民保護計画の変更についての件

を議題とします。

本件についての説明を求めます。総務課長、多田淳史君。

○総務課長（多田淳史君） 報告第1号、占冠村国民保護計画の変更についてご説明を申し上げます。議案書1ページをお願いいたします。本件は、占冠村保護計画の一部を変更したので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第8項の規定において準用する同条第6項の規定に基づき、議会に報告するものでございます。

内容につきましては2月24日開催の総務産業常任委員会において概要を説明させていただいておりますが、国が定めます国民保護に関する基本方針の変更に基づきまして、北海道が作成しました北海道市町村国民保護モデル計画が更新され、本村においても計画の変更が必要となったことから、役場機構改革に伴う名称の変更、その他文言の統一、修正を行ったものでございます。以上、報告を申し上げます。

○議長（児玉眞澄君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告は終わりました。

◎日程第5 議案第10号から日程第11 議案第16号

○議長（児玉眞澄君） 次に、日程第5、議案第10号、令和2年度占冠村一般会計補正予算、第9号の件から日程第11、議案第16号、令和2年度占冠村後期高齢者医療特別会計補正予算、第2号までの件、7件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。議案第10号に

ついては、総務課長、多田淳史君。

○総務課長（多田淳史君） 議案書21ページをお開きください。議案第10号、令和2年度占冠村一般会計補正予算、第9号についてご説明を申し上げます。令和2年度占冠村一般会計補正予算、第9号は、歳入歳出それぞれ6860万円を減額し、歳入歳出予算をそれぞれ27億7900万円とするものと、債務負担行為の補正及び地方債の補正でございます。

以下、歳入から事項別明細書においてご説明を申し上げます。29ページをお願いいたします。1款、1項、村民税において2目、法人税は法人税割で317万5千円の減額です。

30ページをお願いいたします。2款、1項、地方揮発油譲与税において1目、地方揮発油譲与税は47万8千円の減額です。

31ページをお願いいたします。3款、1項、利子割交付金において1目、利子割交付金は9万8千円の減額です。

32ページです。6款、1項、地方消費税交付金において1目、地方消費税交付金は91万3千円の減額です。

33ページです。10款、1項、地方交付税において1目、地方交付税は普通地方交付税で5429万9千円の増額です。

34ページです。12款、2項、分担金において1目、農林業費分担金は、道営草地畜産基盤整備事業受益者分担金で285万9千円の増額です。

35ページです。13款、1項、使用料において3目、衛生使用料は墓地使用料1万6千円、汚泥再生処理センター残さ受入使用料116万3千円の減額です。焼却灰受入使用料1万円の増額です。5目、農林業使用料は放牧地使用料で1千円、交流促進施設使用料13万4千円、レクリエーションの森使用料で1千円の減額です。

13款、2項、手数料において2目、衛生手数料は一般廃棄物処理業許可申請手数料9千円の減額。犬の登録手数料6千円、狂犬病予防注射済票交付手数料で4千円の増額です。

3目、農林業手数料は現況証明手数料で1千円の増額です。

36ページをお願いいたします。14款、1項、国庫負担金において1目、民生費国庫負担金は国保基盤安定国庫負担金で24万3千円の減額です。低所得者保険料軽減負担金（国庫）3万5千円の減額。障害児入所給付費等国庫負担金50万円の減額です。2目、衛生費国庫負担金は新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金494万4千円の増額です。

14款、2項、国庫補助金において2目、民生費国庫補助金は特別定額給付金事業国庫補助金で1391万7千円の減額です。3目、衛生費国庫補助金は新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金で1919万8千円の増額です。5目、農林業費国庫補助金は農山漁村地域整備交付金4万7千円の減額です。

37ページです。15款、1項、道負担金において1目、民生費道負担金は国保基盤安定道負担金で113万5千円の減額。低所得者保険料軽減負担金（道）7千円、障害児入所給付費等道費負担金25万円の減額です。

15款、2項、道補助金において1目、総務費道補助金は市町村生活バス路線運行費道補助金で1万5千円の減額。4目、農林業費道補助金は農業委員会活動促進事業道補助金で36万3千円の増額。経営所得安定対策直接支払推進事業費道補助金37万4千円、中山間地域直接支払交付金111万円の減額。中山間地域直接支払推進交付金3万円の増額。未来へつなぐ森づくり推進事業道補助金で7万1千円の増額です。5目、商工費道補助金は外食産業におけるインバウンド需要回復緊急支援事

業道補助金で1025万3千円の減額です。観光誘客促進道民割引事業補助金で10万円の減額。宿泊事業者感染予防対策推進事業費補助金で75万円の減額。プレミアム付商品券発行支援事業道補助金で240万円の増額です。

38ページをお願いいたします。15款、3項、委託金において1目、総務費委託金は北海道権限移譲事務交付金で3万4千円の減額。2目、農林業費委託金は家畜伝染病予防手数料徴収事務委託金で1千円の減額。北海道農業農村整備事業の監督等補助業務委託金で9万2千円の増額です。

39ページです。16款、2項、財産売払収入において1目、不動産売払収入は土地建物売払収入で1088万3千円、道路支障木売払収入92万2千円の増額です。2目、物品売払収入は写真集売払収入で1千円の増額。指定ごみ袋売払収入で14万6千円の増額です。

40ページをお願いいたします。17款、1項、寄附金において3目、ふるさと寄附金は878万6千円の増額です。

41ページです。18款、1項、繰入金において1目、財政調整基金繰入金は1375万6千円の減額。4目、農業振興基金繰入金は1千万円の減額。5目、福祉基金繰入金は5800万円の減額。7目、林業振興基金繰入金は1千万円の減額。8目、減債基金繰入金は3千万円の減額。12目、平和の村基金繰入金は80万円の減額。14目、国際交流基金繰入金は180万円の減額。15目、森林環境譲与税基金繰入金は196万1千円の増額です。

42ページをお願いいたします。20款、3項、貸付金元利収入において1目、勤労者資金貸付金収入は400万円の増額。2目、家畜貸付金収入は150万円の増額。4目、中小企業振興資金貸付金収入は2千万円の減額です。

20款、5項、雑入において1目、雑入は、

堆肥売払い収入 6 千円の減額、小型家電回収品等売払収入 4 千円の増額、用地測量等業務委託料面積割負担分49万 2 千円の増額、雇用保険被保険者負担金で16万 9 千円の減額、J R 占冠駅乗車券類販売手数料15万 6 千円の減額、農業者年金事務手数料で 4 万 7 千円の増額、交流促進施設材料費で 1 千円の減額、入猟承認料 9 万円の減額、市町村振興協会市町村交付金142万 4 千円の増額、交流促進施設光熱水費 3 千円の増額、いきいきふるさと推進事業170万円の減額、赤岩環境整備協力募金 6 万 6 千円の増額、富良野地方自衛隊協力会負担金で 5 万円の増額、道の駅 E V 電気料補てん金 2 万 2 千円の減額。3 目、旅客自動車運送事業収入は富良野線旅客運賃で217万 4 千円、富良野線手荷物運賃で30万 2 千円の減額。43 ページです。富良野線広告料で 1 千円、トマム線旅客運賃で15万 9 千円、トマム線手荷物運賃で 1 千円、トマム線広告料 1 千円の減額です。

44ページをお願いいたします。21款、1 項、村債において 1 目、総務債は過疎対策事業債（過疎地域自立促進特別事業分）で180万円の減額。減収補てん債で703万円の増額。4 目、農林業債は道営森林管理道アリサラップ支線開設事業負担金で190万円、道営草地畜産基盤整備事業債、過疎対策事業債分で810万円の減額。道営草地畜産整備事業債、公共事業等債で250万円の増額です。

45ページをお願いいたします。22款、1 項、法人事業税交付金において 1 目、法人事業税交付金は300万 5 千円の増額でございます。

次に歳出についてご説明をいたします。46 ページをお願いいたします。2 款、1 項、総務管理費において 1 目、一般管理費は会計年度任用職員報酬55万 9 千円、社会保険料等558 万円、普通旅費12万 2 千円、特別旅費33万円、

燃料費 2 万円、印刷製本費10万円、新地方公会計財務書類作成支援業務300万円、人事評価システム委託料13万円、職員健診受診料負担金13万 2 千円、富良野広域連合負担金1662万円の減額です。4 目、財産管理費は燃料費10万円の減額、占冠村むらびと基金積立金132万 8 千円の増額です。7 目、企画費は寄附者贈呈品260万円の増額、特別旅費259万 5 千円の減額、通信運搬費13万円、自治体セキュリティクラウド使用料29万 1 千円の増額。移住促進協議会負担金30万 6 千円、北海道日本ハムファイターズ占冠村応援大使事業補助金124万円の減額。環境保全と観光振興基金積立金206万 9 千円の増額です。10目、旅客自動車運送事業費は修繕料91万円の増額です。11目、諸費は占冠村防災無線免許更新委託料 9 万 6 千円、平和教育視察研修事業補助金88万円の減額です。

48ページをお願いいたします。3 款、1 項、社会福祉費において 1 目、社会福祉総務費は会計年度任用職員（運転業務）報酬 6 万 8 千円、会計年度任用職員（特別定額給付金事務）報酬154万 3 千円、時間外勤務手当等24万円、職員手当等20万円、会計年度任用職員社会保険料等30万円、費用弁償28万 2 千円、普通旅費 8 万 7 千円、消耗品費42万 2 千円、印刷製本費19万 8 千円、通信運搬費 9 万円、手数料 1 万 9 千円、給付金受付システム管理保守委託料101万 2 千円、占冠村障がい者等計画策定支援業務委託料 3 万円、地域生活支援事業委託料25万 5 千円、特別定額給付金支給事業システム委託料74万 3 千円、特別定額給付金支給事業事務支援業務委託料60万円、特別定額給付金事務機器リース料273万 2 千円、特別定額給付金580万円の減額です。福祉基金積立金500万円の増額。49ページです。国保会計繰出金で10万円の減額です。2 目、老人福祉

費は小規模多機能型居宅介護施設利用者負担助成金20万3千円の増額、介護保険会計繰出金10万円の減額です。

3款、2項、児童福祉費において1目、児童福祉総務費は会計年度任用職員（学童）報酬35万6千円、会計年度任用職員（子育て）報酬77万4千円の増額です。障害児通園等交通費補助金20万円の減額。障害児通所給付費100万円の減額です。2目、保育所費は燃料費25万2千円、通信運搬費1万4千円、保険料9万7千円の増額です。

50ページをお願いいたします。4款、1項、保健衛生費において1目、保健衛生総務費は診療所会計繰出金370万円の減額です。2目、予防費は会計年度任用職員報酬338万6千円、時間外手当50万円、予防接種健康被害調査委員会委員報償金18万円、予防接種健康被害調査委員会委員費用弁償1万2千円、消耗品費110万円、燃料費14万円、印刷製本費13万8千円、修繕料22万円、通信運搬費61万円、手数料19万8千円の増額です。がん検診・エキソコックス症検査委託料40万円の減額、産業廃棄物処理委託料50万円、新型コロナウイルスワクチン接種委託料489万7千円、新型コロナウイルスワクチン接種結果管理委託料30万円、接種者送迎委託料122万6千円の増額です。51ページをお願いいたします。総合健診委託料20万円、予防接種委託料10万円の減額、公用車リース料110万2千円、清掃用具賃貸借料35万円、備品購入費934万8千円の増額です。3目、環境衛生費は財源振替でございます。4目、医療費は子育て支援医療費60万円、重度心身障害者医療費90万円の減額。

4款、2項、清掃費において2目、じん芥処理費は印刷製本費10万2千円の増額。一般廃棄物最終処分場延命化実施設計委託業務62万7千円、最終処分場水質及びダイオキシン

類分析業務委託料45万5千円の減額です。

52ページをお願いいたします。6款、1項、農業費において1目、農業委員会費は富良野地方アグリパートナー協議会負担金5万6千円の減額です。2目、農業振興費は修繕料50万円、経営所得安定対策直接支払推進事業補助金31万円、農業持続化給付金150万円、中山間地域直接支払交付金151万2千円の減額です。3目、畜産業費は道営草地畜産基盤整備事業負担金で526万9千円、畜産振興資金貸付金305万円の減額。畜産振興基金積立金は150万円の増額です。4目、農業構造改善事業費、5目、農村総合整備費、6目、交流促進施設運営費は財源振替でございます。

53ページです。6款、2項、林業費において1目、林業振興費は会計年度任用職員報酬190万円、職員手当等36万6千円、社会保険料等35万円の減額です。熊・鹿駆除捕獲奨励金77万円の増額。ハンティングガイド報償金26万円、林道・作業道等草刈業務委託料45万円、住宅使用料7万7千円、冬期村有林調査用スノーモービル賃借料13万2千円、人工造林（新植）工事費28万7千円、治山林道協会上川支部負担金10万2千円、道営森林管理道アリサラップ支線開設事業負担金181万1千円の減額です。未来へつなぐ森づくり推進事業補助金11万7千円、森林環境譲与税基金積立金5万円、林業振興基金積立金45万6千円の増額です。

54ページをお願いいたします。7款、1項、商工費において1目、商工振興費は外食産業におけるインバウンド需要回復緊急支援事業補助金1025万3千円の減額。商工業等消費振興活性化事業補助金120万円の増額です。2目、観光費は宿泊事業者感染予防対策推進事業機器購入110万円、ふるさと祭り運営補助金250万円、トマム町内会花火大会運営補助金48万

円、観光誘客促進道民割引事業補助金10万円の減額です。

55ページです。8款、4項、都市計画費において2目、生活排水処理費は下水道会計繰出金40万円の減額。

56ページをお願いいたします。10款、2項、小学校費において1目、学校管理費は手数料20万円の減額。2目、教育振興費は財源振替です。

10款、3項、中学校費において1目、学校管理費は燃料費20万円の増額。2目、教育振興費は財源振替。

10款、4項、社会教育費において1目、社会教育総務費は舞台塾ふらの実行委員会負担金2万円、巡回小劇場補助金30万円の減額です。2目、公民館費は講師謝礼4万円の減額です。

57ページです。10款、5項、保健体育費において1目、保健体育総務費はパークゴルフ場管理業務5万5千円、野外体育施設草刈り・環境整備委託料14万円、保健体育地域活動輸送業務委託料30万円、占冠ジュニア大会等補助金14万5千円の減額です。

58ページをお願いいたします。12款、1項、公債費において1目、元金は財源振替です。2目、利子は長期債年賦利子で335万4千円の減額です。

59ページです。14款、1項、職員費において1目、職員費は一般職給料400万円、一般職職員手当等702万3千円、特別職共済組合分78万円、一般職共済組合分576万円、一般職退職手当組合分209万円の減額。派遣職員に係る負担金55万9千円の増額です。

戻りまして22ページ、及び23ページをお願いいたします。補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。25ページをお願いいたします。債務

負担行為の補正につきましては第2表のとおり、湯の沢保養施設指定管理料、トマム給油所指定管理料及び占冠村小規模多機能型居宅介護施設指定管理料について、期間を令和3年から令和5年度まで、限度額を記載のとおりとして追加しようとするものでございます。26ページをお願いいたします。地方債の補正につきましては第3表のとおり、公共事業等債の追加、辺地事業債及び道営草地畜産基盤整備事業に係る過疎対策事業債、減収補填債の変更をしようとするものでございます。以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 議案第11号、議案第12号、及び議案第16号については、住民課長、小尾雅彦君。

○住民課長（小尾雅彦君） 議案61ページをお願いいたします。議案第11号、令和2年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算、第4号の提案理由のご説明をいたします。今回、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1040万円を減額しまして、歳入歳出の総額を1億5370万円にしようとするものです。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の総額は第1表、歳入歳出予算補正によります。地方債の補正としまして、第2表でご説明いたします。

以下、歳入から事項別明細にてご説明いたします。66ページをお願いします。歳入で1款、1項、国民健康保険税、1目、一般被保険者国民健康保険税、医療給付費分現年課税分で90万5千円の増額、後期高齢者支援金分現年課税分で13万5千円の増額、介護納付金分現年課税分で8万3千円の増額です。

67ページです。4款、1項、道補助金、1目、保険給付費等交付金では普通交付金で1042万8千円の減額です。

68ページです。5款、1項、繰入金、1目、一般会計繰入金では保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）で135万2千円の減額です。保険基盤安定繰入金（保険者支援分）では48万6千円の減額です。職員給与費等繰入金40万円の増額。財政安定化支援事業繰入金15万6千円の減額です。その他一般会計繰入金は149万4千円の増額。2目、国保財政調整基金繰入金としまして430万円減額となります。

69ページです。6款、1項、繰越金、1目、繰越金は前年度繰越金で90万5千円の増額です。

70ページです。8款、1項、村債、1目、国民健康保険財政安定化事業債、財政安定化基金貸付金としまして240万円の増額です。

71ページから歳出でございます。1款、1項、総務管理費、1目、一般管理費では財源振替。2目の連合会負担金は事業状況報告システムクラウド運用負担金で2万8千円の増額です。

72ページです。2款、1項、療養諸費、1目、一般被保険者療養給付費は800万円の減額です。2目、一般被保険者療養費は2万8千円の減額です。

2款、2項、高額療養費、1目、一般被保険者高額療養費240万円の減額です。

73ページです。3款、1項、国民健康保険事業費納付金、1目、一般被保険者医療給付費分から3目の介護納付金分まで財源振替となります。

64ページをお願いいたします。地方債の補正としまして第2表で国民健康保険財政安定化事業債（財政安定化基金貸付金事業）ということで追加、限度額の記載がございます。

続きまして75ページをお願いいたします。議案第12号、令和2年度村立診療所特別会計補正予算、第2号の提案をいたします。今回、

歳入歳出予算の総額にそれぞれ10万円を追加しまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8450万円にしようとするものです。歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正によります。

以下、事項別明細書にて歳入からご説明いたします。79ページをお願いいたします。歳入です。1款、1項、外来収入、1目、占冠診療所診療報酬収入では国民健康保険診療報酬収入現年度分で60万円の減額。社会保険診療報酬収入現年度分で1万9千円の増額。後期高齢者診療報酬収入現年度分で180万円の減額です。一部負担金収入現年度分で60万円の減額。2目、トマム診療所診療報酬収入、その他診療報酬収入現年度分で10万円の減額です。

80ページをお願いいたします。4款、繰入金、1目、一般会計繰入金は370万円の減額です。

81ページです。5款、1項、繰越金、1目、繰越金は前年度繰越金で264万6千円の増額です。

82ページです。7款、1項、国庫補助金、1目、衛生費国庫補助金では発熱外来診療体制確保支援補助金としまして423万5千円の増額です。

83ページ、歳出でございます。1款、1項、施設管理費、1目、一般管理費では手数料で7万5千円の減額。2目、占冠診療所管理費、エアコン換気扇清掃・点検としまして10万1千円の減額です。3目、トマム診療所管理費は消耗品費で2万3千円の増額。エアコン換気扇清掃・点検で16万3千円の減額です。

84ページでございます。2款、1項、医業費、2目のトマム診療所医療用機械器具費につきましては医療機器更新としまして41万6

千円の増額です。5目の占冠診療所医療品衛生材料費、6目、トナム診療所医療品衛生材料費は財源振替の内容です。

続きまして127ページをお願いいたします。議案第16号、令和2年度占冠村後期高齢者医療特別会計補正予算、第2号の提案理由のご説明をいたします。今回、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万円を追加しまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1870万円にしようとするものです。歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正によります。

以下、事項別明細書にて歳入からご説明をいたします。131ページをお願いいたします。

1款、1項、後期高齢者医療保険料、1目、特別徴収保険料につきましては42万1千円の減額です。2目、普通徴収保険料、現年度分で33万円の増額です。

132ページです。4款、1項、繰越金、1目、繰越金は29万1千円の増額です。

133ページが歳出でございます。2款、1項、後期高齢者医療広域連合納付金、1目、後期高齢者医療広域連合納付金では保険料等負担金で20万円の増額です。以上で提案理由の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（児玉眞澄君） ここで午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後1時00分

○議長（児玉眞澄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。ここで、総務課長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○総務課長（多田淳史君） 議案第10号、令和2年度占冠村一般会計補正予算、第9号に

ついて説明漏れがございましたので再度ご説明を申し上げます。

議案書26ページをお開きください。第3表、地方債の補正におきまして、2の変更でございます。臨時財政対策債の説明が漏れておりました。今回、こちらの臨時財政対策債も併せて変更を行うものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 引き続き、議案第10号から議案第16号までの一括議題について提案理由の説明を求めます。

議案第13号及び議案第14号について、建設課長、小林昌弘君。

○建設課長（小林昌弘君） 議案書85ページをお願いいたします。議案第13号、令和2年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算、第1号についてご説明いたします。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2100万円とするものでございます。

議案書90ページをお願いいたします。事項別明細書の歳入よりご説明いたします。1款、1項、使用料、1目、給水使用料、滞納繰越分2万4千円の増額。

1款、2項、手数料、1目、審査手数料5万9千円の増額。2目、登録手数料は指定業者登録手数料6万9千円の増額でございます。

議案書91ページをお願いいたします。3款、1項、繰入金、2目、占冠村簡易水道施設整備基金繰入金10万円の減額でございます。

92ページです。4款、1項、繰越金、1目、繰越金、前年度繰越金で154万5千円の増額でございます。

93ページです。5款、1項、雑入、督促手数料1千円の減額。水質検査手数料1万7千円の増額。消費税及び地方消費税還付金11万3千円の減額でございます。

94ページです。6款、1項、村債、1目、簡易水道事業債は160万円の減額でございます。

95ページです。歳出を説明いたします。1款、1項、総務管理費、占冠村簡易水道施設整備基金積立金160万1千円の増額でございます。

96ページです。2款、1項、1目、施設維持費は量水器取替工事8万3千円、原材料費1千円の減額でございます。

97ページです。4款、1項、施設建設費、1目、新営改良費、占冠浄水場外機械電気更新工事161万7千円の減額でございます。

戻りまして議案書86ページ、87ページでございます。補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。議案書88ページです。第2表、地方債の補正で歳入予算に計上した村債と同額の限度額補正を行うものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案書99ページをお願いいたします。議案第14号、令和2年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算、第1号についてご説明いたします。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ120万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9050万円とするものでございます。

議案書104ページをお願いいたします。歳入よりご説明いたします。2款、1項、使用料、1目、下水道使用料22万6千円の減額。2目、浄化槽事業、滞納繰越分1千円の減額でございます。

105ページです。4款、1項、繰入金、1目、下水道事業、一般会計繰入金110万円の減額。2目、浄化槽事業、一般会計繰入金70万円の増額でございます。

106ページです。5款、1項、繰越金、1目、下水道事業、前年度繰越金58万6千円の増額。

2目、浄化槽事業、前年度繰越金20万6千円の増額でございます。

107ページです。6款、1項、雑入、1目、下水道事業、雑入13万6千円の増額。2目、浄化槽事業、雑入1千円の減額でございます。

108ページです。7款、1項、村債、2目、浄化槽事業、下水道事業債で150万円の減額でございます。

議案書109ページです。歳出の説明をいたします。1款、1項、総務管理費、1目、下水道費、消費税等確定申告納付金27万9千円の減額。

110ページです。2款、1項、施設管理費、1目、下水道費、光熱水費31万8千円の減額。自動車重量税7千円の減額でございます。

議案書111ページです。3款、1項、施設建設費、2目、浄化槽費、個別排水処理施設実施設計委託業務5万5千円の減額。個別排水処理施設設置工事54万1千円の減額でございます。

戻りまして議案書100ページ、101ページをお願いいたします。補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。議案書102ページになります。第2表、地方債の変更で歳入予算に計上した村債と同額補正を行うものでございます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 議案第15号については、福祉子育て支援課長、木村恭美君。

○福祉子育て支援課長（木村恭美君） 議案書113ページをお願いいたします。議案第15号、令和2年度占冠村介護保険特別会計補正予算、第4号について説明申し上げます。令和2年度占冠村介護保険特別会計補正予算、第4号は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ840万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億680万円にしようとするものであり

ます。

以下、事項別明細書においてご説明いたします。117ページをお願いいたします。歳入についてご説明いたします。1款、1項、介護保険料において1目、第1号被保険者介護保険料で現年度分9万9千円の増額。

118ページをお願いいたします。3款、1項、国庫負担金において1目、介護給付費等負担金で288万5千円の減額。

3款、2項、国庫補助金において1目、調整交付金で331万6千円の減額。2目、地域支援事業交付金で介護予防事業47万1千円の減額。4目、保険者機能強化推進交付金で4万6千円の増額。5目、介護保険保険者努力支援交付金で14万7千円の増額。

119ページになります。4款、1項、支払基金交付金において1目、介護給付費交付金で323万5千円の減額。2目、地域支援事業支援交付金で12万9千円の減額。

120ページをお願いいたします。5款、1項、道負担金において1目、介護給付費負担金で3万4千円の減額。

5款、2項、道補助金において1目、地域支援事業交付金で24万1千円の減額。2目、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金で14万8千円の減額。

121ページでございます。7款、1項、一般会計繰入金において3目、第1号被保険者保険料軽減分繰入金で2万8千円の減額。4目、その他一般会計繰入金、事務費繰入金で7万2千円の減額。

7款、2項、基金繰入金において1目、占冠村介護保険給付費準備基金繰入金で80万円の増額でございます。

122ページをお願いいたします。8款、1項、1目、繰越金において前年度繰越金98万6千円の増額。

123ページです。9款、3項、サービス収入において1目、介護給付費収入、居宅介護サービス計画費収入で8万1千円の増額でございます。

続きまして歳出にまいります。124ページをお願いいたします。1款、1項、総務管理費において1目、一般管理費、消耗品費で4万1千円の減額。

125ページです。2款、1項、介護サービス等諸費において1目、居宅介護サービス等給付費で200万円の減額。2目、介護支援サービス等給付費50万円の減額。3目、施設介護サービス等給付費で370万円の減額。

2款、3項、1目、特定入所者介護サービス等費で100万円の減額でございます。

126ページをお願いいたします。3款、1項、地域支援事業費において3目、包括的支援事業費、報酬、会計年度任用職員分で103万4千円の減額。職員手当、一般職分で12万5千円の減額でございます。

議案書114ページ、115ページにお戻りください。補正後の額につきましては第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。以上、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質問者は、ページ数を明らかにし、質疑、答弁は要点を明確に、簡潔に発言してください。

まず議案第10号、令和2年度占冠村一般会計補正予算、第9号についての質疑を行います。質疑はありますか。

3番、五十嵐正雄君。

○3番（五十嵐正雄君） 50ページと51ページで、新型コロナウイルス感染症の対策で接種確保事業とか、それから新型コロナウイルス

スワクチン接種体制確保事業分ということで、50ページの4款、1項、2目の12節、委託料で122万6千円が出ています。併せて、13節の使用料及び賃借料で公用車のリースということで、これは新型コロナウイルスワクチン接種体制の確保事業ということで110万2千円がそれぞれ補正されています。

村として接種体制を確立していくために、こういったことで補正を組んでいることは安心する部分があります。なかなかコロナの部分では、住民に見えないというか、国の方針がなかなか上手くいっていないというか、ワクチンの供給体制もころころ変わるという中で、地方自治体でそれぞれ取り組むとしても、なかなか具体的な取組みを住民に知らせることができないということです。3月に入ってから、調査票とか、そういったものが出てくるということで、具体的な行動というかが始まれば、住民も一定程度安心すると思うわけです。

今回、予算の補正の中で次年度に向けてこういった体制を確立するというので、安心するわけですが、どうしても通えない希望者を送迎するというので、ある意味では住民のかゆいところまで手が届くような形で、大変喜ばしい予算が組まれているということで、安心している。このへんについての、具体的に国の方針が分からないということでここまでやっていることについての村の考え方、予算化したことの中身について、まず考え方を伺いたいと思います。

もう1点は、小さなことなのであまり言いたくないんですけども、53ページの6款、農林業費の2項の林業費、1目の林業振興費の中の12節、委託料の関係です。これは林道とか作業道等の草刈り業務を委託したということで、今回45万が返されています。それで、

未実行なのか、それとも予算を組んでいたけれども45万が余るような形になったということなのか。前回の反省の中でも言っているように、現地を十分確認して、必要なところについては事業をちゃんとやるべきだということをこの間、議論してきました。そういった意味では、45万ですから大きな金額ではありませんけれども、この中身。なぜ45万がこういった形で出てきたのかということを明確にしてほしいと思います。以上、2点です。

○議長（児玉眞澄君） 住民課長、小尾雅彦君。

○住民課長（小尾雅彦君） 五十嵐議員のご質問にお答えいたします。ワクチン接種体制の確保事業、およそ総額で今現在のところ、ほぼ補助金で全額賄われる、国の方針に則っての補正になります。ワクチン接種に際してのワクチンの費用も国で全額賄われますので、それに係る費用も歳入歳出494万4千円ということで、ほぼ同額です。残りの分についてが議員の言われた接種者の送迎の委託料、送迎に関しての車のリース料についても、今現在もリースしている車両の経費を振り替えて、このワクチン接種体制の補助金に充てていきたいということで、組替えする形にはなるんですが、これからの接種体制に関しての準備費用になっていくかと思います。

我々としてもまとめていきたいと思っているのは、4月に入ってから、国では4月12日の週始めに、全国でワクチン接種の予定ということで、これについては憶測なんですけど、感染者の多い都市部から多く配送されるということで、北海道の末端の町村部まではそれから予定されて26日からの予定で、配送供給がなるのではないかとということで、4月26日開始の予定では、我々としても、町村としての段取りを考えていきたいということで、補

正のもろもろの経費を計上させてもらっているという状況にあります。

今現在、優先順位として、65歳以上の高齢者からということで、医療従事者、そして2番目の高齢者という段階に来ますので、その工程を4月26日と踏んで、予定ですけども、事前のシミュレーションもしながら診療所で体制を整えていきたいと思っています。320人の対象者がいるものですから、そのうち、何人が果たしてワクチン接種をされるかどうか、そういったことも含めて事前の意向調査もさせてもらって、おおまかではありますけれども、ワクチンの供給体制を、ファイザー製のワクチンと予定していますが、1千人分のロットで町村に配送されるという国の方針ですので、320人が100%受けたとしても、1千の供給量では人口的に少ないものですから、極力、少ない小分けができないという方針だったものですから、南富良野の人口の高齢者が800人と聞いていますので、接種率がものを言いますけれども、大体二つ合わせて1千は超すだろうということで、南富良野との協議も今現在しておりまして、協定を結んで、ワクチン供給に関しては先行される高齢者の分を、ワクチン管理の供給体制としては、南富良野と共同でやるというような協議も同時進行でさせてもらっていますので、極力無駄にならないような形で、実施に向けて準備をしていきたいと思っています。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 林業振興室長、根本治君。

○林業振興室長（根本 治君） 五十嵐議員の質問にお答えいたします。議案書53ページ、6款、農林業費、2項、林業費、1目、林業振興費の12節、委託料、林道・作業道等草刈業務委託料の関係でございます。この45万円の減額につきましては、当初、14路線につき

まして計画をしてございました。林道の草刈りの業務内容を申しますと、林道の走る側面の草を人力で刈るというような業務の内容でございます。ですが、林道が作られて以来、なかなか年数が経過しておりまして、走行路にも草が生えているというような状況でございました。この3路線につきまして、直営でミニタイヤで真ん中も除草して、ついではなんですが、横も一緒に除草しました。その結果、発注としては11路線ということで、45万円の省略につながったというような形で、事業としてはすべて完了しております。

○議長（児玉眞澄君） 3番、五十嵐正雄君。

○3番（五十嵐正雄君） ワクチンの自治体に卸す部分については、当初の説明では、富良野保健所に一括で入って、そこから富良野沿線に配布すると聞いていたんですけども、そういうことではなくて、南富良野と占冠で協定を結んで1千単位で来るところに直接送っていただくという形になったということなのか、という確認が一つです。

それから林業のほうで45万円が余ったというのは、村で努力した結果、当初予定の除草の工事ではできないので、そこを直営で機械を備車して、そういったことで余ったということで3路線はやらなくて済んだということの45万円ですよということなんですよ。どうも事前に条件調査等をやっていれば、そういうことは起きないわけですよ。やっていないということを言っているのと同じことなので、やっぱりそういった事業を発注するためには、事前にどういった路面状況で、草刈りもひどいところなのか、普通でやれるのか、計算する時にいろいろと条件があるわけですから、我々が言うところの上なのか、中なのか、下なのかということで、事前に現地を見てやればそういったことが起こらないで予算

を組んで、事業も事業体に発注できるということだろうと思うので、そのへんは前回も指摘しているので、十分考慮して、これからやっていくということが必要だろうと思います。そういったことで、そのへんについての考え方を伺います。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 住民課長、小尾雅彦君。

○住民課長（小尾雅彦君） ワクチンの配送に関しまして、320人ということで対象者を申し上げましたけれども、320人のうち、2回接種すると640人分ということになるんですが、このワクチンの性質上、冷凍管理をしても2か月、常温に戻すと5日以内に使うと云うのがファイザー製のワクチンの特性でございます。小分けができないというのがネックでして、我々としても、富良野の保健所にも小分け体制の管理についても道にきちんとやっていただかないと、小規模自治体はワクチン管理で事件になるのも心外ですので、そういった管理を調整してくださいということで協議はしてきました。ただ、各自治体に対して、おおまかに言えば1千単位で配送するよ、でも、ワクチンの制約上、そういう管理が問われるというような状況でしたので、間違いなくワクチンが供給されて、接種者にワクチンの接種ということで段取りすることを考えると、ここは基本型とサテライト型という接種の形態があるんですけれども、南富良野を基本型として、占冠の診療所での接種をサテライト型ということで、道とも協議させてもらってワクチン体制を間違いのないものにするということで、万全を期してということでそのような形を取らせていただきたいということで準備をしております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 林業振興室長、根本治君。

○林業振興室長（根本 治君） 五十嵐議員のご質問にお答えいたします。前年にしっかり現地を見てということで、やってはいるんですけれども、どうしても雪が融けて春になって、現地をもう一度確認すると状況が変わっている時もございます。そういった状況も予測しながら進めていきたいと思っています。ただ、今回につきましては直営でできたというのも一つあろうかなということもありますので、ご理解をいただければなと思っております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑ありませんか。

5番、下川園子君。

○5番（下川園子君） 1点質問させていただきます。50ページ、4款、1項、2目、予防費の中の7節、報償費の部分なんですけど、金額は大きくないんですけれども、こちらの予防接種健康被害調査委員会という方たちは、常にどこかに常駐されて動かれているのかということ伺いたいのと、あと、これはコロナのワクチン接種に対する被害調査というものなのか、予防接種全般に対しての調査委員会なのかを伺います。

○議長（児玉眞澄君） 住民課長、小尾雅彦君。

○住民課長（小尾雅彦君） 下川議員のご質問にお答えいたします。この7節の報償費、予防接種健康被害調査委員会委員報償金につきましては、従前から設置がございまして、いろいろな予防接種を、乳幼児の予防接種等がございすけれども、そういったものも含めて、これまでには全般の予防接種、インフルエンザの予防接種もそうですけれども、今回のコロナのワクチン接種に際しても副反応が出た際の原因究明の委員会ということで、これについては保健所の所長さんですか、

協会病院のお医者さんですとか、うちのお医者さんは入っていませんけれども、4人ほどで構成される委員会でございまして、あくまで副反応の対処策の委員会ということになります。ですから従前から設置があったということで、全般に関してということの取組みになります。

○議長（児玉眞澄君） 1番、大谷元江君。

○1番（大谷元江君） 50ページの4款、衛生費の2目、予防費のところなんですけれども、令和2年度の予算取りだと思うんですね、補正予算は。でも実際に実施するのは新年度になってからの実施ということで、この会計は4月からで、6月の定例会で専決処分される状況なのかなと思うんですが、この予算取りの方法は、令和2年度でないといけない補正予算なのかの確認をしたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 住民課長、小尾雅彦君。

○住民課長（小尾雅彦君） 大谷議員のご質問にお答えします。この予防費の予算取りに関しましては、先に専決処分で、2月1日で前回、お示しした約200万円弱の経費が令和2年度で実施されるべき3月いっぱいまでの準備経費ということで、専決処分をさせていただいた次第です。今回の補正で計上しております経費の大半については、ワクチン接種が4月に入ってからということですから、ワクチン供給次第ですけれども、9月末までには予防接種を終わらせたいということでの予定でございまして、繰越で処理をさせてもらって、ほぼ繰越明許での計上で運用させていただくような経費になってございます。性質上はそのようなことをご理解いただきたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第10号、令和2年度占冠村一般会計補正予算、第9号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、令和2年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算、第4号についての質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第11号、令和2年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算、第4号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は原案のとおり可

決しました。

議案第12号、令和2年度村立診療所特別会計補正予算、第2号についての質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第12号、令和2年度村立診療所特別会計補正予算、第2号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は原案のとおり可決しました。

議案第13号、令和2年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算、第1号についての質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第13号、令和2年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算、第1号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は原案のとおり可決しました。

議案第14号、令和2年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算、第1号について質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第14号、令和2年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算、第1号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は原案のとおり可決しました。

議案第15号、令和2年度占冠村介護保険特別会計補正予算、第4号についての質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから議案第15号、令和2年度占冠村介護保険特別会計補正予算、第4号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決しました。

議案第16号、令和2年度占冠村後期高齢者医療特別会計補正予算、第2号について質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから議案第16号、令和2年度占冠村後期高齢者医療特別会計補正予算、第2号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決しました。

れにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。

したがって、3月6日から3月7日までの2日間を休会とすることに決定しました。

◎散会宣言

○議長(児玉眞澄君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

これで本日の会議を閉じます。本日はこれで散会します。

散会 午後1時45分

◎休会

○議長(児玉眞澄君) お諮りします。

議事の都合により、3月6日から3月7日までの2日間を休会にしたいと思います。こ

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 3 年 3 月 31 日

占冠村議会議長 児 玉 眞 澄

(署名議員)

占冠村議会議員 大 谷 元 江

占冠村議会議員 藤 岡 幸 次

令和3年第2回占冠村議会定例会会議録（第2号）

令和3年3月8日（月曜日）

○議事日程

			議長開議宣言（午前10時）
日程第 1			令和3年度村政執行方針及び教育行政執行方針
日程第 2	議案第 1号		指定管理者を指定することについて
日程第 3	議案第 2号		指定管理者を指定することについて
日程第 4	議案第 3号		指定管理者を指定することについて
日程第 5	議案第 4号		指定管理者を指定することについて
日程第 6	議案第 5号		占冠村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 7	議案第 6号		占冠村国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 8	議案第 7号		占冠村介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 9	議案第 8号		占冠村道の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 10	議案第 9号		占冠村水洗化等促進対策特別利子補給金条例を廃止する条例を制定することについて
日程第 11	議案第 17号		令和3年度占冠村一般会計予算
日程第 12	議案第 18号		令和3年度占冠村国民健康保険事業特別会計予算
日程第 13	議案第 19号		令和3年度村立診療所特別会計予算
日程第 14	議案第 20号		令和3年度占冠村簡易水道事業特別会計予算
日程第 15	議案第 21号		令和3年度占冠村公共下水道事業特別会計予算
日程第 16	議案第 22号		令和3年度占冠村介護保険特別会計予算
日程第 17	議案第 23号		令和3年度占冠村後期高齢者医療特別会計予算
日程第 18	議案第 24号		令和3年度占冠村歯科診療所事業特別会計予算

○出席議員（6人）

議長	8番	児玉眞澄君	副議長	1番	大谷元江君
	2番	藤岡幸次君		3番	五十嵐正雄君
	5番	下川園子君		6番	小林潤君

○欠席議員（0人）

○出席説明員

(長部局)

占 冠 村 長	田 中 正 治	副 村 長	松 永 英 敬
総 務 課 長	多 田 淳 史	企 画 商 工 課 長	三 浦 康 幸
農 林 課 長	平 岡 卓	林 業 振 興 室 長	根 本 治
建 設 課 長	小 林 昌 弘	住 民 課 長	小 尾 雅 彦
福祉子育て支援課長	木 村 恭 美	ト マ ム 支 所 長	平 川 満 彦
会 計 管 理 者	伊 藤 俊 幸	総 務 担 当 主 幹	阿 部 貴 裕
職員厚生担当主幹	森 田 梅 代	財 務 担 当 主 幹	鈴 木 智 宏
税 務 担 当 主 幹	佐々木 智 猛	企 画 担 当 主 幹	竹 内 清 孝
商工観光担当主幹	橋 佳 則	農 業 担 当 主 幹	杉 岡 裕 二
林業振興室主幹	高 桑 浩	建 築 担 当 主 幹	嵯 峨 典 子
環境衛生担当主幹	後 藤 義 和	国 保 医 療 担 当 主 幹	小 瀬 敏 広
保健予防担当主幹	岡 本 叔 子	村 立 占 冠 診 療 所 主 幹	上 島 早 苗
社会福祉担当主幹	野 原 大 樹	介 護 担 当 主 幹	細 川 明 美
子育て支援室主幹	石 坂 勝 美		

(教育委員会)

教 育 長	藤 本 武	教 育 次 長	合 田 幸
学校教育兼総務担当主幹	松 永 真 里	社会教育担当主幹	蠣 崎 純 一

(農業委員会)

事 務 局 長	平 岡 卓
---------	-------

(選挙管理委員会)

書 記 長	多 田 淳 史
-------	---------

(監査委員)

監 査 委 員	木 村 英 記	監 査 委 員	下 川 園 子
事 務 局 長	岡 崎 至 可		

○出席事務局職員

事 務 局 長	岡 崎 至 可	主 任	久 保 璃 華
---------	---------	-----	---------

開会 午前10時

◎開議宣言

○議長（児玉眞澄君） 皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は6名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程

○議長（児玉眞澄君） 本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配布したとおりです。

◎日程第1 村政執行方針

○議長（児玉眞澄君） 村長から令和3年度村政執行方針について、説明を求めます。

村長。

○村長（田中正治君） 令和3年度村政執行方針について申し上げます。1ページをお願いいたします。I、はじめに。令和3年第2回占冠村議会定例会の開会にあたり、村政執行に対する基本的な考えを申し上げ、議員各位をはじめ、村民の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

まず、昨年から続く新型コロナウイルス感染症は、いまだ終息が見通せない状況であり、日本はもとより世界の経済や生活に大きな影響を与えています。

占冠村においても、地域活動などの住民生活や農林業、観光産業など地域の経済活動にも大きな影響を与えており、特に緊急事態宣言の発出による国内旅行の自粛やインバウンドなどの来訪者減少により、トマムリゾートへの影響が大きく、村内関連産業にもその影響が波及している現状にあります。

令和2年開催予定だった東京オリンピック・パラリンピックの延期、本村においては、北海道日本ハムファイターズ占冠村応援大使

のさまざまなイベント中止、ふるさと祭りの中止など、楽しみにしていた事業の多くが実施できませんでした。

村としても北海道の指導のもと、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、感染防止対策と地域経済対策支援などを実施してまいりました。

幸いにして、本村において感染者の発症はありませんが、このことはご協力いただきました、村民の皆さまの我慢と努力の結果であり敬意を表するとともに心よりお礼を申し上げます。

コロナ後を見据えた住民生活を守る政策課題を進めるには、ワクチン接種など越えなければならない課題も多くありますが、さまざまな機会を通じ皆さまからのご意見やご助言をお聞きし、より良い方向へ向うため努力してまいります。

国においては、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図りながら、コロナ後の新しい社会の実現に向けた中長期的な成長力強化を推進し、安全・安心の確保を柱として策定された国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策に取り組むとしております。

占冠村を取り巻く情勢は、コロナ禍にあってさまざまな分野で乗り越えなければならないことが多くあり、地域コミュニティや産業・福祉・教育の再構築など、元の暮らしを取り戻すところからのスタートとなります。

こうした中、国の予算配分は前年並みに確保される見通しですが、税収減や国土強靱化対策、社会保障費の増加など、財政運営も難しい状況になることが考えられます。必要なところへは予算配分し、効率化を図りつつ財政の健全化を保ってまいります。

以下、令和3年度の主要な施策について、その概要を申し上げます。

Ⅱ、村政執行の基本方針。村政執行の基本政策として村長就任以来、大きく3本の公約を掲げさせていただき、実現のため鋭意努力を継続しているところであります。

これまでも申し上げてきましたが、行政推進には課題解決のための継続性と、現状把握による見直し、情報発信が必要であると考えております。村政執行の基本姿勢として、次の事項を柱として、進めることでご理解とご協力をお願いいたします。

第1、持続可能な地域づくり。誰もが想像しなかった新型コロナウイルス感染症の拡大により、住民生活、地域経済の状況が大きく変化しました。しかし、本村の持っている特性を活かした地域づくりを進める上で、農業、林業、観光の基幹産業を中心として、経済循環が図られる取組が必要との思いに変わりはありません。

コロナ後を見通した農林業対策を考えると、近年新たな農業者がさまざまな形で営農を行っている現状があることから、従来の農業者との融合により、新たな芽が育ってきていると思っております。さまざまな可能性が生まれつつある中、占冠村の農業に必要な支援をしてまいります。

林業では、林業六次産業化の取組継続と事業体の育成支援について、引き続き、課題整理を進め、持続可能な森林づくりに向け取り組みます。

また、国有林と森林整備推進協定を締結いたしました。本協定を実効あるものとするための林業施策を進めてまいります。

観光では、コロナ禍においてトマムリゾートを中心として、関連事業者の経済損失は大きなものがあり、その影響を受けた経済活動を取り戻すための支援を行ってまいります。

昨年、導入を検討するとしていた宿泊税の

導入は、観光振興を進める上で必要と考えており、引き続き関係機関や関係者の皆さまのご意見等をお聞きし、北海道の導入と併せて実施できるよう進めます。

持続可能な地域づくりを達成するため、経済循環を高め、地域資源を活用した雇用創出と、消費拡大などの可能な取組や支援を継続してまいります。

第2、安全で安心な暮らしを守る基盤づくり。村民が安心して暮らすための基盤は、コロナ禍において脅かされている現状にありますが、新たな社会生活に配慮した地域医療の充実や福祉施策の拡充、高齢化社会が進む中での介護支援、急病に対応できる救急医療、地域交通体系の確保など、住民ニーズに即した行政サービスができるよう努めてまいります。

100年に一度ともいわれる大規模災害が多発している現状において、さまざまな要因に対応した地域防災力を高めてまいります。こうした中、いろいろな分野で地域協働ボランティア活動が行われ、人々が地域で支え合う社会づくりが進んでいますので、支援をしてまいります。

また、今では地域生活に欠かせない道東自動車道のトマム・占冠インターチェンジ間の4車線化工事が今年度から始まります。着工にあたっては、住民の皆さまへの情報提供や説明会などの場を設け、安心・安全に配慮してまいります。

第3、未来を託す子どもの環境づくり。村長就任時に掲げた公約の一つであった占冠保育所の建設は、昨年完成し、開所することができました。

子育て支援による地域振興は、子どもたちが元気で健全に育つ環境をつくり、安心して子育てができることで定住意識を高め地域の

魅力を上げる大きな要素だと思います。

子どもたちがいるところには人が集まり、活気が生まれ、地域コミュニティへの影響は大きいものと考えています。そうした社会をつくるためにも、これまでも進めてきた医療費助成や周産期医療、母子保健など、総合的に乳幼児から中等教育までの子育て環境整備が必要であり、支援制度の拡充に努めてまいります。

本年度は、トマム保育所の改築を行い、目標としている村内での0歳児保育が可能となる環境整備が進むこととなります。女性が社会活動に参加しやすくするためにも、保育体制の整備拡充を図ってまいります。

学校教育においては、GIGAスクール構想によるICT教育の推進や公設塾の継続など、村で教育を受けたいと思える特色ある教育環境づくりをめざします。

また、コロナ禍で延期していた国際交流や平和の村宣言に基づく平和教育も引き続き、取り進めてまいります。

アスペン市と姉妹都市提携をして30年を迎えますが、アスペン市とも調整し記念事業実施に向けた検討を行います。

Ⅲ、主な施策。第1、持続可能な地域づくり。1、未来を拓く村政。(1)地方自治の推進。占冠村の自治基本条例である「むらびと条例」は、現在見直し作業を進めています。村の自治の基本指針となる本条例が占冠村にふさわしいものであり続けているかどうかを改めて検証し、必要に応じ改正等を行ってまいります。

(2)新型コロナウイルスワクチン接種。新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、国のワクチン承認と予定数量の確保により取り組まれる予定です。現在のところ、ワクチン接種の開始日は確定していませんが、国の

指示の下、4月からのワクチン接種が予定されている65歳以上の高齢者の皆さまには、クーポン券を同封して案内することとしています。また、村立診療所と連携し、感染症対策を考慮しながら、ワクチン接種を早期に完了できるよう取り組んでまいります。

(3)公共的空間の安全・安心確保。公共施設、社会福祉関連施設、学校関連施設、交通機関など社会生活維持のために必要な施設において、障壁の設置や個室化、換気設備の強化など、公共施設等の活動維持のため、除菌機器、飛沫飛散防止対策等の支援を継続し、感染防止に必要な施設整備を推進してまいります。

特に、感染症の収束が見通せない中で、住民の命を守る最前線で活動している消防職員の衛生環境を確保するため、富良野消防署占冠支署仮眠室の個室化、空調設備等の整備を実施してまいります。

(4)切れ目ない行政事務の確保。行政機関におけるクラスターの発生に鑑み、本村においても、業務継続のために各種予防対策を講じるとともに、職員等が感染した場合に村民生活の維持に必要な行政サービスを継続するため、業務継続のためのガイドラインを策定し、取り組んでまいります。

(5)持続可能な林業経営。本村における持続可能な林業経営の構築に向けて、森林資源の若返りを加速化させていくため、森林環境譲与税を効果的に活用することで、事業量と雇用の安定化に資する年齢構造の平準化や生産材の付加価値化への条件整備を図るなど、積極的な林業施策を展開してまいります。

(6)教育環境の整備。新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休校に対応できる環境整備について、授業効率の向上や子どもの学びの豊富化を図るため、国の動向や補助金を活用しながら、学校教育活動の円滑な運営を

支援してまいります。

(7) コロナ後の対策。新型コロナウイルスの影響に鑑み、今後も必要な感染防止対策、事業継続対策、生活への影響緩和対策など各種の活性化施策を検討・実施してまいります。

(8) 人材育成。持続可能な地域づくりには、優秀な人材の育成・確保が必要不可欠です。既存の人材育成制度を推進するとともに、本村で求められている人材の育成・確保のための新しい人材育成制度の構築に向けて検討を進めてまいります。

2、経済循環が図られる基幹産業の振興。

(1) 農業。①酪農・畜産。今年度の道営草地畜産基盤整備事業は、草地整備改良・造成のほか、哺育・育成舎等の本格的な施設整備が予定されており、令和4年4月からの一部供用開始をめざしております。良質な粗飼料生産、作業効率の向上、労働負担の軽減が期待されていることから、本事業を推進するとともに、受益農家への支援を行ってまいります。また、酪農・畜産経営者の経営安定化を図るための支援施策を継続してまいります。

②畑作振興。農業振興事業及び中山間直接支払交付金事業により、農業用施設整備や小規模土地改良を希望する農業者への支援のほか、農業経営研究会が実施する取組の支援を継続してまいります。

有害鳥獣による農作物被害が深刻な状況となっていることから、電気牧柵導入事業及び鳥獣被害防止総合対策事業等を継続してまいります。

③担い手対策。昨年度、1戸2名の新規就農者を受け入れることができました。新規就農者の経営基盤整備に向け、新規就農者等支援対策事業等により農業支援対策を講じてまいります。

また、人・農地プランの実質化を図るとと

もに、農業振興事業や新規就農者等支援対策事業のほか、農業次世代人材投資事業などを活用し、経営安定化に向けた支援を継続してまいります。

(2) 林業。①村有林の管理・経営。村有林の整備にあたっては、「占冠村森林整備計画」に基づき、適切な森林整備に取り組みます。また、薪生産材の供給による付加価値化を図ってまいります。

②私有林の育成支援。森林所有者の負担軽減を図るため、「民有林育成促進対策事業」等の助成を引き続き実施してまいります。

③林業事業体への支援。林業従事者の就労条件の向上に資する各種福利厚生事業を引き続き実施していくとともに、皆伐再造林を主軸とした事業の安定確保に一層努めます。

④林業の六次産業化。これまで実施してきた薪やメープルシロップの生産・販売事業について、必要な支援等を引き続き実施してまいります。

⑤国有林との連携。平成31年度に締結した「占冠地域森林整備推進協定」に基づき、森林整備に関する技術的支援や共同土場を活用した協調出荷への条件整備等を図ってまいります。

(3) 商工・観光・労働。①商工振興。新型コロナウイルス感染症の拡大により深刻な打撃を受けている観光事業者等の事業継続に向けた取組などについて、村商工会と連携し、各種支援事業を進めてまいります。

②トマムリゾート。リゾートとの定期協議などを通して連携を深め、大幅な観光入込客数の減少に対応し、コロナ後を見据えた施策をともに検討しながら、リゾートの振興を推進してまいります。

③道の駅。指定管理者であるNPO法人占冠・村づくり観光協会をはじめ各種の関係機

関と連携し、利用促進と顧客満足度向上に向けた施策を実施するとともに、必要な修繕を行い、安心安全な施設環境を確保してまいります。

④湯の沢温泉。より快適で、かつ、新北海道スタイルの新しい生活様式にも対応できる施設をめざし、施設の換気・空調設備の整備を進めます。同時に、既存施設の有効活用など、指定管理者とさらなる利用促進に向けた施策を進めてまいります。

⑤体験型観光の推進。村立自然公園赤岩青巖峡における仮設トイレの設置、草刈りなどの環境美化、遊歩道の維持・活用などを進めるとともに、上川南部森林管理署やNPO法人占冠・村づくり観光協会等と協力し、豊かな自然環境や清流鵲川を満喫できる体験型観光を推進してまいります。

⑥ニニウキャンプ場。水不足による一部施設の制限など、ニニウ地区の水源が大きな課題となっています。給水施設の調査と合わせ、ニニウキャンプ場の存廃について検討を進めてまいりましたが、令和4年度の用途廃止に向けた準備を進めてまいります。

⑦宿泊税。コロナ後を見据え、観光振興に活用できる独自財源の確保をめざして、宿泊税の検討を進めてまいります。

⑧労働。既存施設を活用した勤労福祉会館が昨年整備されました。会館の活用を通じて地域の勤労者の福祉増進を進めるとともに、昨年融資枠を拡大した占冠村勤労者生活資金の利活用の促進などを通じ、労働者の生活の向上に努めてまいります。

3、地域特性を活かした集落対策、移住・定住・関係人口の拡大。(1)移住・定住。新型コロナウイルス感染症の拡大により、例年実施されていた関東・関西圏でのPR活動などへの参加は困難な状況ですが、地域おこし協

力隊の募集などを通じ、村外からの移住・定住・関係人口拡大のための取組を継続してまいります。

(2)しむかっぶ・村づくり寄附金。占冠村を応援し寄附してくださるリピーターが増えてまいりました。インターネット広告の活用や、テレビで紹介されたことも増加の要因となっております。今年度もふるさと納税制度を活用し、占冠村のPRと地場産業の振興を図ってまいります。

(3)国際交流。平成3年8月に占冠村がアメリカ合衆国コロラド州アスペン市と姉妹都市提携をしてから、令和3年で30年を迎えます。新型コロナウイルス感染症により開催時期の見通しは立っておりませんが、記念事業等の開催に向けて検討を進めてまいります。

第2、安全で安心な暮らしを守る基盤づくり。1、暮らしの基盤づくり。(1)道路。道路施設は、産業・経済活動の基盤であり、通勤や通学・買物など生活をする上でも必要不可欠な社会的インフラです。安全で円滑な交通確保のため、適切な整備や維持管理に努めてまいります。

橋梁は、5年ごとの法定点検により、健全性を点検してまいります。また、平成24年度に策定した橋梁長寿命化修繕計画の変更を行い、修繕工事の優先順位を見直してまいります。

(2)村営住宅。村営住宅は、良好な状態で使用できるよう維持補修を行うなど、快適性や安全性に配慮した適正な維持管理を継続してまいります。また、村営住宅への入居時の費用負担の軽減を図るため、ボイラーの設置、貸付けを引き続き実施してまいります。

(3)上下水道。水道は、管路の漏水調査を行い有収率の向上を図るとともに、水道設備及び施設の適正管理に努め、安定した水の供給

を行ってまいります。

下水道は、既存施設の修繕を行い適正な維持管理に努めてまいります。

今年度の個別排水処理施設整備事業は、合併処理浄化槽2基を設置いたします。

また、水道、下水道事業につきましては、地方公営企業法を適用していない事業について、令和5年度までの公営企業会計への移行が国から求められていることを踏まえ、固定資産台帳整備などの諸準備を進めてまいります。

(4)環境衛生。ごみの排出抑制や再生利用の推進を行うため、ごみ分別辞典を作成し、ごみの分別、減量化に理解を求めているところです。また、粗大ごみの破砕処理の業務も行っており、減容化を図るため、引き続き実施してまいります。

最終処分場は、平成5年度に供用を開始し、令和3年度末には埋立てが完了する予定です。次期最終処分場の建設として、新規処分場の建設と既設処分場の嵩上げによる延命化が考えられますが、建設費、維持管理費ともに安価な嵩上げにより、現在の最終処分場の延命化を行うこととし、今年度、工事を実施してまいります。

廃棄物処理施設の建設には多額な事業費が必要であるため、今後も、ごみの量を減らし、繰り返し使い、再利用(3R)の推進が重要であると考えております。

国では、近隣自治体との広域による廃棄物処理を推奨しております。将来的に、次の最終処分場を建設する際に交付金を利用するためには、「可燃ごみの中間処理(焼却処理等)」を行う必要があります。

今年度、嵩上げによる処分場の延命化を行い、埋立地を確保した後に、近隣自治体との広域による可燃ごみの中間処理施設等の建設

に向け協議を行ってまいります。

これまでも村民の皆さまのご協力により、ごみ分別による再資源化・減量化に取り組んでおりますが、今後も環境負荷を減らした循環型社会の形成をめざしてまいります。

(5)地域交通。地域交通は、通学や通院等の移動手段として、地域住民の生活の足を守るため、利便性や効率性を検討しながら、将来にわたって持続可能な交通体系の確立を図ってまいります。また、今年度より、公共交通空白地有償運送に利用助成を行い、障がい者や要介護認定を受けている方の経済的負担の軽減を図ってまいります。

(6)地域協働への取組。生活支援の取組として、引き続き有償ボランティア団体「ファミリーサポートセンター・しむかつぶ」への助成を行ってまいります。草刈りなど地域の環境整備や高齢者宅の見守りなど、住民活動推進事業を活用した継続的な取組が進められています。今後も本事業を推進し、地域協働への取組を進めてまいります。

(7)防災対策。コロナ禍においても、多発する災害への備えを万全にする必要があり、住民と行政が一体となった取組が求められています。引き続き、防災力、減災力の強化を図るため、村内各行政区における自主防災組織の設置支援、各避難所への備蓄物資の計画的な配置に努め、「自助・共助・公助」による取組を村民の皆さまと進めてまいります。

また、今年度においても、さまざまな災害に対応した避難訓練を実施し、感染症対策に考慮した避難所の運営及び避難行動の検証をしてまいります。

2、地域医療の充実と住民ニーズに即した福祉施策。(1)高齢者福祉。占冠村高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第8期)が本年度からスタートすることから、高齢者が

健やかでいきいきと安心して暮らし続けることができるよう地域包括支援センターを中心に、占冠村社会福祉協議会や関係機関と連携を図りながらサービスの提供に努めてまいります。

小規模多機能型居宅介護施設「とま〜る」については、今後も指定管理者と協議しながら持続可能な施設運営に努め、サービスの提供及び住民への周知を行ってまいります。

(2)障がい者福祉。占冠村第3期障がい者計画が今年度からスタートすることから、「一人ひとりが尊重され、安心して暮らすことのできるむら」を基本理念として各種施策の推進に努めてまいります。

また、人工透析患者の通院支援や障がい者（児）通所等に係る交通費助成、福祉ハイヤー乗車券給付等の村独自サービスを継続してまいります。

(3)保健・医療。生活習慣病の予防や疾病の早期発見・早期治療は医療費の節減につながります。将来にわたり健康を維持していくため、対象者の皆さまに、各種検診を受けていただけるよう周知を徹底してまいります。疾病の予防対策については、予防ワクチンの接種で感染症の重篤化を防止できることから、今後も助成を継続してまいります。

医療費の助成については、重度心身障害者、ひとり親家庭、そして高校生までの医療費の無償化を継続し、負担軽減を図ってまいります。

村立診療所及び歯科診療所については、村民の皆さまの健康維持のため、適切な診療と運営の充実を図るとともに、コロナ禍における診療と福祉及び介護との連携を深めながら、支援を必要とする村民の皆さまのご要望に応じてまいります。

第3、未来を託す子どもの環境づくり。1、

子育て支援環境の整備。今年度は、トマム保育所の改修工事を行い、1歳児保育に向けて環境整備に取り組んでまいります。

また、子育て世代包括支援センターでは、妊娠期から子育て期まで子どもの成長に伴う切れ目のない支援を行うワンストップ相談窓口として機能の充実に努めてまいります。

療育支援事業、子育て応援事業、放課後児童健全育成事業等への支援、また、保育士研修会等への参加や園内研修を今年度も継続してまいります。

2、多様化する教育環境に対応した体制整備。新型コロナウイルス感染症による休校措置をきっかけに、ICT整備の促進と活用が強く求められています。児童生徒の学びの機会を確保するため、一人一台端末の整備をはじめ休校期間中の遠隔授業などにも対応できる環境整備を進めてまいります。

また、児童生徒の学ぶ意欲に応えるため、「公設塾ステップアップサポートゼミ」への支援を継続し、教育委員会と連携しながら多様化する教育環境体制の整備に取り組んでまいります。

3、特色ある教育。平和体験学習、アスペン市との短期交換留学では、平和の尊さを学び、国際理解教育と国際化に対応する人材を育てるため、長年、本村の特色ある教育として取り組んでまいりました。昨年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で両事業ともに中止となりましたが、今年度は感染症の状況を注視しながら、実施に向けた準備を進めてまいります。また、両事業の実施においては、昨年度参加できなかった生徒の参加希望にも対応できるよう配慮してまいります。

IV、行財政の概要。第1、行財政の運営。新型コロナウイルス感染症の影響による村税等の減収が見込まれる中、感染症拡大への対

応と地域経済の活性化の両立を図りながら、持続可能な地域づくりと行政サービスを安定的に提供するには、自主性と自立性の高い行財政運営を行っていかねばなりません。

感染症対策を含めた行政課題や多様化する住民ニーズに対応するため、効率的な組織機構の構築と人材の確保・育成及び職員の能力開発を継続して推進してまいります。

本村の財政状況は、村税の増収が見込めない中、徴収猶予の影響による財源確保、歳出においては、老朽化施設の長寿命化対策、社会保障関連の扶助費や、施設等維持費など経常経費の負担が大きく、今後も厳しい状況が予想されます。引き続き「歳入に見合った歳出」を基本として、必要な事業については、確実に実施しながら、徴収猶予分の村税を含めた、収納率向上と適切な財産運用など、自主財源の確保と経常経費の節減に努めながら、持続可能な財政運営を進めてまいります。

第2、令和3年度の一般会計、特別会計の概要。令和3年度占冠村一般会計及び各特別会計予算案の概要を申し上げます。提案いたします予算規模は、一般会計28億1400万円、国民健康保険事業特別会計1億3460万円、村立診療所特別会計8220万円、簡易水道事業特別会計1億70万円、公共下水道事業特別会計1億1720万円、介護保険特別会計1億1150万円、後期高齢者医療特別会計1860万円、歯科診療所事業特別会計2170万円、8会計合わせて34億50万円です。

前年度と比較しますと、一般会計2億8400万円11.23%の増、特別会計2540万円4.15%の減であり、全体で2億5860万円、前年比8.23%の増額となっております。

本年度の予算編成の考え方としましては、国の地方財政計画において、地方交付税の増額が見込まれるものの、新型コロナウイルス

感染症の影響による村税の減収を見込んでいますが、大型事業の実施により前年比11.23%で計上しております。

歳出においては、一般廃棄物最終処分場延命化工事、1歳児保育のためのトマム保育所改修工事など必要な事業を選択し、引き続き新規普通建設事業等の抑制を継続しながら、財政調整基金及び特定目的基金の繰入金による、財源不足に対する補完を行っております。

歳入の村税は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、前年比4.78%の減額を予定しております。地方交付税は、普通交付税が10.0%の増額、特別交付税が、前年比9.09%減額で計上しております。

繰入金は、財政調整基金で8219万1千円、特定目的基金は14基金で2億6663万9千円の繰入れで27.12%の減額計上としております。

村債は、一般廃棄物最終処分場延命化、保育所改修事業などの過疎対策事業債、中型バス購入事業などの財源を確保するため、前年比246.56%の増額となっています。

歳出を性質別にみますと、人件費は0.63%の減額、物件費は1.20%の増額、維持補修費9.85%の減額、扶助費0.26%の増額、補助費等は2.97%の減額となっております。

公債費は、簡易水道事業債の償還完了等により、3.16%減額、繰出金は、下水道特別会計への繰出金が増加し、全体で0.64%の増額となっております。

令和2年度末見込みの基金残高は、財政調整基金2億5032万4千円、特定目的基金は、5億4751万2千円を見込み、引き続き基金への積立を図り、自主財源の確保に努めてまいります。

次に特別会計について、説明いたします。今年度は、公共下水道事業、後期高齢者医療

及び歯科診療所事業の3特別会計が増額となっていますが、4特別会計で減額となっています。特別会計においても、所要の経費の削減を図りながら、基金への積立を行い、健全な事業運営を進めてまいります。

V、むすびに。以上、令和3年度の村政執行にあたりまして、基本方針並びに主な施策について申し上げます。新型コロナウイルス感染症を乗り越え、新たな社会生活に向かう一年となりますが、地方に暮らすものとして、真に実感できる環境になってほしいと感じています。

私自身、村長の任期最後の年になりますが、自ら考え、提案することで地域を発展させることをめざし、将来目標を定め、新たな達成目標に向かって、今後も村づくりを進めたいと考えています。

占冠村が向かう方向を議会、村民の皆さまとともに情報を共有し、行政運営を行ってまいります。

行政を進めるうえで役場の果たすべき役割は重要であり、村民に信頼されるものでなければなりませんので、職員とともに研鑽を高め頑張ってまいりますのでよろしくお願いいたします。

占冠村がこれまで培ってきた資源や財産を受け継ぎ、守り育てていくことで持続可能な地域として、すべての村民が報われる社会をめざし、「生まれて良かった」「育ってよかった」「暮らしてよかった」そして住み続けたいと思える村づくりのため、これからも努力してまいります。

村議会議員の皆さま並びに村民の皆さまの、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。令和3年3月5日。占冠村長、田中正治。

○議長（児玉眞澄君） ここで11時10分ま

で休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○議長（児玉眞澄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第1 教育行政執行方針

○議長（児玉眞澄君） 執行方針を続けます。教育長から令和3年度教育行政執行方針についての説明を求めます。

教育長。

○教育長（藤本 武君） 議長のお許しをいただきましたので令和3年度の教育行政執行方針について申し上げます。

1、はじめに。令和3年第2回占冠村議定会定例会の開会にあたり、教育委員会所管行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

私は、教育委員会を代表し、その職務と責任を改めて自覚するとともに、子どもたちが夢や希望に向かって学習し、学んだ成果を社会に還元するため努力を重ねていくことができるよう、教育委員会と学校・家庭・地域の連携による支え合いが大切であるということ認識し、あと半年となりました任期の総仕上げという決意で教育行政を推進してまいります。

近年、知識・技能や情報をめぐる変化が加速度的に進み、情報化やグローバル化といった社会的変化が、人間の予測を超えて進展しています。進化した人工知能がさまざまな判断を行い、身近な物の働きがインターネット経由で最適化される時代の到来が、社会や生活を大きく変えていくと予測されています。将来の変化を予測することが困難な時代を前に、子どもたちには、社会の変化を受け身で対処するのではなく、現在と未来に向けて、

一人ひとりが可能性を最大限に発揮し、自らの人生を切り拓き、よりよい社会と幸福な人生を創り出していく力が求められています。これらのことから、村長部局と一体となって効果的な教育行政を推進してまいります。

以下、令和3年度の主要な施策について申し上げます。2、学校教育の充実。どのような時代であっても教育の目的は、個人として自立し、幸福で充実した生涯を送ることができ、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な人間を育成することです。

この理念に基づき、占冠村で育った子どもたちが、やがて、かけがえのない価値を持つ「人財」として、ある者は地域で活躍し、またある者は全国そして世界へと巣立って行くよう、子どもたちの個性、能力、そして可能性を大きく伸ばす学校教育の充実に努めてまいります。

(1)確かな学力の育成。「確かな学力」の育成としては、全国学力・学習状況調査の分析結果を踏まえ創意ある教育課程の編成や、指導方法の工夫・改善などのカリキュラムマネジメントを進め、児童生徒の学ぶ意欲を高める教育活動を推進してまいります。

児童生徒の発達段階に応じた学習環境につきましては、プログラミング的思考能力の育成に向けて、ICTの活用を推進し、情報処理に関する効果的な学習環境の整備を図るとともに、GIGAスクール構想の実現に取り組んでまいります。

(2)豊かな心の育成。「豊かな心」の育成については、道德教育の果たす役割は極めて大きく、特に道德の教科化により、よりよく生きるための道德性を養う「考え、議論する道德」の実践に向け、指導方法の工夫改善や指導体制の確立を図るための支援を継続してま

いります。また、生命尊重や感謝・親切、公正・公平など、自他を尊重する思いやりの心を育成するため、学校教育活動全体を通じた人権教育の充実が図られるよう支援してまいります。

(3)健やかな体の育成。「健やかな体」づくりと安全確保としては、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の分析結果を踏まえ、体育の授業改善や学校・家庭・地域の連携により、子どもたちの体力向上を推進してまいります。また、子どもたちの望ましい食習慣の醸成や食と健康に関する知識の定着を図るため、家庭との連携や栄養教諭による食育指導の取組を計画的に推進してまいります。

(4)地域とともに歩む学校づくりの推進。昨今、少子高齢化や地域とのつながりの減少による地域の教育力の低下や、福祉的な課題の増加などを背景に、学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、学校だけではなく、社会全体で子どもの育ちを支えていくことが求められています。地域と学校の連携・協働を効果的、継続的に行うため、学校運営協議会・地域学校協働本部と一体となった地域学校協働活動を推進してまいります。

(5)就学機会への支援。児童生徒の保護者に対する経済的支援については、教育の機会均等に則り、就学援助費の支給とともに通学バス利用者補助、上級学校に進学する生徒に対する無利子の奨学資金貸付事業を引き続き行い、家庭の教育費負担を軽減する施策を推進してまいります。

3、社会教育の充実。村民一人ひとりが生涯にわたり学び、豊かな人生を送りながら、多様な生き方を認め合い、共に支える地域社会の実現をめざし、次世代につながる地域の活力と教育力を向上させる環境づくりや施策を総合的に推進します。

社会の急激な変化を背景に、多様化する価値観の中で、長い人生を「生き生き」と生きるため、従来の学校中心の教育が見直され、あらゆる世代、すべての生活の場における生涯にわたっての学習が重要視されています。村民一人ひとりが生涯を通じて学ぶことのできる環境の整備、多様な学習機会の提供、学習した成果が適切に評価されるための仕組みづくりなど、生涯学習社会の実現をめざした取組を推進します。

(1)家庭教育の推進。家庭教育の推進については、小・中学校PTAと連携し、家庭教育講座や役員研修を実施するとともに、小学校においては就学時健康診断、中学校においては入学説明会で、保護者に家庭教育の重要性を認識していただくよう推進・啓発を図ってまいります。また、放課後活動を充実させるため、引き続き、放課後キッズスペースを実施してまいります。

(2)生き生きと学ぶ生涯学習の推進。子どもたちの豊かな情操と心身の健全な育成という観点にたち、学校・家庭・地域ぐるみで未来を担う子どもたちの成長を支える環境構築を促進するため、すべての村民が生涯を通じて健やかに充実した生活を送ることができるよう、文化に親しみ、スポーツを楽しむための環境づくりに努め、「社会が人を育み、人が社会をつくる」好循環と生涯学習社会の実現をめざした効果的な取組を進めてまいります。

(3)芸術・文化の振興。芸術・文化活動は、人々に感動や生きる喜びをもたらし、暮らしに潤いと活力を満たす大きな力となることから、芸術・文化を大切にする社会の実現をめざします。

村民の皆さまが芸術・文化に触れ、親しむ環境を創出するため、村民による芸術文化活

動の発表の場を設けるとともに、芸術鑑賞会などを引き続き開催してまいります。

また、公民館をはじめ、公共施設における自主グループや芸術・文化団体の育成と支援を継続し、地域に根ざした芸術・文化活動を推進してまいります。

(4)スポーツの振興。スポーツは健康で活力に満ちた社会の実現に不可欠なものであり、村民参加型事業や、関係団体と連携した村民スポーツ大会の開催など、スポーツへの参加を促進する取組の充実により、生涯スポーツ社会の実現をめざしてまいります。また、大学のスポーツ部合宿等への支援などを通してスポーツ観戦機会の提供やトップ選手との交流や教室などを実施することで、スポーツに関心や興味を持てるよう取り組んでまいります。

(5)社会教育施設の充実。村民一人ひとりが、社会のさまざまな変化に柔軟に対応できるよう新たな知識・技能等を修得し、学びによる成果を社会に生かし、地域社会の一員として豊かな人生を送ることができるよう、村民のニーズに対応したプログラムを提供してまいります。また、多様化する村民の学習ニーズに対応できるよう施設機能等の一層の充実を図ってまいります。

4、むすびに。以上、令和3年度の教育行政執行に関する主要な方針について申し上げます。村民の皆さまとともに創意工夫をするなかで、教育の振興に向けた取組を強化し、学校教育、社会教育全体の一層の充実に取り組んでまいります。今後とも、村民の皆さま並びに議員各位のなお一層のご理解とご指導を賜りますようお願い申し上げ、教育行政執行方針といたします。令和3年3月5日、占冠村教育委員会。

○議長（児玉眞澄君） 以上で執行方針の説

明を終わります。

◎日程第2 議案第1号から日程第10 議案第9号

○議長（児玉眞澄君） 日程第2、議案第1号、指定管理者を指定することについての件から、日程第10、議案第9号、占冠村水洗化等促進対策特別利子補給金条例を廃止する条例を制定することについてまでの件、9件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。議案第1号、及び議案第2号については企画商工課長、三浦康幸君。

○企画商工課長（三浦康幸君） 議案書の3ページをお願いいたします。議案第1号、指定管理者を指定することについて。占冠村公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

施設の名称は、湯の沢保養施設。指定管理者となる団体の名称、株式会社スポーツピア占冠。指定の期間、令和3年4月1日から令和6年3月31日まで。

続きまして議案書の5ページをお願いいたします。議案第2号、指定管理者を指定することについて。占冠村公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

施設の名称は、トマム給油所。指定管理者となる団体の名称、一般社団法人トマムスタンド。指定の期間、令和3年4月1日から令和6年3月31日まで。以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（児玉眞澄君） 議案第3号については農林課長、平岡卓君。

○農林課長（平岡 卓君） 議案書7ページ

をお願いいたします。議案第3号、指定管理者を指定することについて。占冠村公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

施設の名称、占冠村自然活用村。指定管理者となる団体の名称は、NPO法人占冠・村づくり観光協会。指定の期間、令和3年4月1日から令和4年3月31日まで。以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（児玉眞澄君） 議案第4号、議案第5号、及び議案第7号については福祉子育て支援課長、木村恭美君。

○福祉子育て支援課長（木村恭美君） 議案書9ページをお願いいたします。議案第4号、指定管理者を指定することについて提案内容の説明を申し上げます。指定管理者を指定することについて。占冠村公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

施設の名称、占冠村小規模多機能型居宅介護施設。指定管理者となる団体の名称、社会福祉法人占冠村社会福祉協議会。指定の期間、令和3年4月1日から令和6年3月31日まででございます。

続きまして議案書11ページをお願いいたします。議案第5号、占冠村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて。提案内容の説明を申し上げます。子ども・子育て支援法の改正により、第43条第3項が第43条第2項に繰り上がったことから所要の改正を行うものでございます。内容につきましては、第2条第23号中「法第43条第3項」を「法第43条第2項」に改めるものでございます。施行期日は公布の日から

施行するものでございます。

続きまして、議案書15ページをお願いいたします。議案第7号、占冠村介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについて。提案内容の説明を申し上げます。第8期介護保険運営期間中の保険料額を設定し、また、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の改正に伴い、新型コロナウイルス感染症の定義が改正されたため、本条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、第8期介護保険運営期間中の保険料率として、「平成30年度から平成32年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、第8期介護保険料の設定を、第1段階、年額3万円から第9段階、年額10万2千円とし、第1号保険料の低所得者軽減強化として、第1段階の割合を0.5から0.3に引き下げ、年額を1万8千円に。第2段階の割合を0.75から0.5に引き下げ、年額を3万円に。第3段階の割合を0.75から0.7に引き下げ、年額を4万2千円とするものと、附則第9条第1項第1号中、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」を「新型コロナウイルス感染症」に改めるものでございます。施行期日は令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第9条第1項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。経過措置として、改正後の保険料のうち、令和2年度以前の保険料については、なお従前の例によるものでございます。以上、ご提案申し上げますのでご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（児玉眞澄君） 議案第6号については住民課長、小尾雅彦君。

○住民課長（小尾雅彦君） 議案書13ページをお願いいたします。議案第6号、占冠村国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定することについて、提案内容の説明をいたし

ます。新型インフルエンザ等特別措置法等の一部改正に伴いまして、新型コロナウイルス感染症を新型インフルエンザ等感染症として位置づけになったことから本条例の一部を改正するものでございます。

内容ですが、附則第2項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症」に改めるものでございます。施行期日につきましては公布の日からの施行となります。以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 議案第8号及び議案第9号については建設課長、小林昌弘君。

○建設課長（小林昌弘君） 議案書17ページをお願いいたします。議案第8号、占冠村道の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてご説明申し上げます。本村では、都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準を定めている道路構造令を参酌し、占冠村道の構造の技術的基準に関する条例をしております。この度、道路法の一部が改正され、それに関連して道路構造令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、関係規程の整備を図るため、条例の一部を改正するものでございます。

改正内容です。第4条中「第44条」を「第45条」に改める。第6条第7項及び第10条第4項中「第41条第1項」を「第42条第1項」に改める。第34条中「横断歩道橋等」の次に「、自動運行補助施設」を加える。第43条第3項及び第44条第2項中「第41条第1項」を「第42条第1項」に改める。本則に次の1条を加えるものでございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

続きまして議案書19ページです。説明のほうは議案の要旨でご説明させていただきたい

と思います。議案第9号、占冠村水洗化等促進対策特別利子補給金条例を廃止する条例を制定することについてご説明申し上げます。

提案理由。占冠村下水道事業は、昭和63年度に中央処理区、平成5年度にトマム処理区で下水道事業を着手し、現在事業計画面積全ての整備を完了しており、当初の目的が達成されたと判断することから、本条例を廃止するものでございます。

内容です。下水道普及促進を目的とする本条例については、過去10年以上に渡って利子補給金の交付実績がなく、今後も下水道処理区域の拡張計画がないことから廃止するものでございます。施行期日、令和3年4月1日から施行するものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） これで提案理由の説明を終わります。

◎日程第11 議案第17号から日程第18 議案第24号

○議長（児玉眞澄君） 日程第11、議案書第17号、令和3年度占冠村一般会計予算の件から日程第18、議案第24号、令和3年度占冠村歯科診療所事業特別会計予算までの件、8件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。議案第17号については、総務課長、多田淳史君。

○総務課長（多田淳史君） 令和3年度占冠村一般会計及び占冠村各特別会計予算書でご説明を申し上げます。予算書1ページをお開きください。議案第17号、令和3年度占冠村一般会計予算についてご説明を申し上げます。この度提案します占冠村一般会計予算は、歳入歳出の総額をそれぞれ28億1400万円にしようとするものと、地方自治法第214条の規定による債務負担行為が1件、地方自治法第230条

第1項の規定による地方債の設定10件でございします。また、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を8億円と定めるものでございます。

以下、事項別明細書で歳入からご説明申し上げます。予算書11ページをお願いいたします。1款、1項、村民税において1目、個人村民税は5526万円の計上です。2目、法人村民税は6676万9千円の計上で、村民税総額で前年比1685万4千円の減額。合計1億2202万9千円の計上でございます。

1款、2項、1目、固定資産税は2億4707万9千円。2目、国有資産等所在市町村交付金は1157万2千円。固定資産税総額で198万2千円減額の2億5865万1千円の計上でございます。

1款、3項、軽自動車税において1目、環境性能割は10万9千円。2目、種別割は301万5千円を計上し、12ページをお願いいたします。合計312万4千円で、23万5千円の増額でございます。

1款、4項、村たばこ税、1目、村たばこ税は588万9千円で96万2千円の減額です。

2款、1項、地方揮発油譲与税、1目、地方揮発油譲与税は700万円で前年比210万円の減額。

2款、2項、自動車重量譲与税、1目、自動車重量譲与税は1800万円で前年比400万円の減額です。

13ページです。2款、3項、森林環境譲与税、1目、森林環境譲与税は499万9千円で前年同額です。

3款、1項、利子割交付金、1目、利子割交付金は20万円で前年同額。

4款、1項、配当割交付金、1目、配当割交付金は30万円で前年同額です。

5款、1項、株式等譲渡所得割交付金、1

目、株式等譲渡所得割交付金は20万円で前年同額です。

14ページをお願いいたします。6款、1項、法人事業税交付金、1目、法人事業税交付金は300万円で、新設による皆増でございます。

7款、1項、地方消費税交付金、1目、地方消費税交付金は2400万円で前年同額。

8款、1項、環境性能割交付金は350万円で150万円の減額です。

9款、1項、地方特例交付金、1目、地方特例交付金は30万円で前年同額です。

15ページです。9款、2項、新型コロナウイルス感染症対策地方減収補填特別交付金は1目、新型コロナウイルス感染症対策地方減収補填特別交付金で1千円の計上です。

10款、1項、地方交付税については普通交付税で11億円、特別交付税で1億円を計上し、総額で12億の計上で9千万円の増額となっております。

11款、1項、交通安全対策特別交付金、1目、交通安全対策特別交付金は1千円で前年同額です。

12款、1項、負担金、1目、教育費負担金は2万3千円で1千円の増額。

16ページです。12款、2項、分担金、1目、農業費分担金は600万円で562万5千円の増額。

13款、1項、使用料は1目、総務使用料から17ページ中段の、8目、教育使用料まで記載のとおりで、前年比97万5千円増額の5010万2千円の計上でございます。

13款、2項、手数料は1目、総務手数料から3目、農林業手数料までで合計61万円の計上です。

18ページです。14款、1項、国庫負担金は1目、民生費国庫負担金で4280万1千円の計上で48万1千円の増額でございます。

14款、2項、国庫補助金は1目、総務費国

庫補助金から6目、教育費国庫補助金まで、合計1056万2千円の計上です。

19ページです。14款、3項、委託金は1目、総務費委託金及び2目、民生費委託金で合計784万3千円の計上です。

15款、1項、道負担金は1目、民生費道負担金及び2目、保険基盤安定拠出金で合計2706万7千円の計上です。

20ページをお願いいたします。15款、2項、道補助金は1目、総務費道補助金から6目、教育費道補助金までで合計3069万6千円の計上でございます。

21ページです。15款、3項、委託金は1目、総務費委託金から3目、土木費委託金までで合計325万3千円の計上です。

16款、1項、財産運用収入は1目、財産貸付収入から、22ページ中段、2目、利子及び配当金までで合計2752万8千円の計上です。

16款、2項、財産売却収入は1目、不動産売却収入から3目、生産物売却収入までで合計351万6千円の計上です。

23ページになります。17款、1項、寄附金は1目、一般寄附金及び3目、ふるさと寄附金で合計1千万1千円の計上でございます。

18款、1項、繰入金は財政調整基金で8219万1千円の繰り入れを計上しております。特定目的金では、2目、畜産振興基金繰入金から森林環境譲与税基金繰入金まででそれぞれ目的に適合した予算充当のため繰入れを行い、繰入金総額で3億4883万円の計上でございます。

24ページです。19款、1項、繰越金、1目、繰越金は前年同様2千万円を計上しております。

20款、1項、延滞金、加算金及び過料は1目、延滞金で1万円の計上でございます。

20款、2項、村預金利子は1目、村預金利

子で1千円の計上です。

20款、3項、貸付金元利収入は1目、勤労者資金貸付金収入から25ページ中段、9目、飲料水供給施設改善資金貸付金収入までで合計6049万8千円の計上でございます。

20款、4項、受託事業収入は1目、後期高齢者医療広域連合受託事業収入で1008万円の計上です。

20款、5項、雑入は、1目、雑入から27ページ中段、3目、旅客自動車運送事業収入までで合計2028万5千円の計上でございます。

21款、1項、村債は1目、総務債から28ページ、4目、農林業債までで合計4億8310万円の計上でございます。

○議長（児玉眞澄君） ここで1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時51分

再開 午後1時00分

○議長（児玉眞澄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。議案第17号、令和3年度占冠村一般会計予算について、引き続き、提案理由の説明を求めます。

総務課長、多田淳史君。

○総務課長（多田淳史君） 予算書29ページをお開きください。歳出についてご説明を申し上げます。1款、1項、議会費は議員報酬、議会運営費など所要の計上で2746万8千円の計上でございます。

30ページから35ページ下段までの2款、1項、総務管理費におきまして、1目、一般管理費は財務、村例規などのシステム保守委託料、広域連合負担金などを計上してございます。2目、文書広報費、3目、会計管理費、4目、財産管理費、5目、総合センター管理費、6目、コミュニティセンター管理費まで所要の経費を計上してございます。35ページ下段から7目、企画費はセキュリティ強靱化

等環境更改委託料を計上しまして、42ページまで。8目、支所費、9目、交通安全対策費、10目、旅客自動車運送事業費、11目、諸費、12目、地域交通運送事業費において所要の経費を計上し、総務管理費総額は4億8343万5千円の計上でございます。

43ページです。2款、2項、徴税費は1目、税務総務費に諸経費を統合しまして1464万円の計上です。

2款、3項、戸籍住民基本台帳費は2381万円の計上です。

45ページ中段からは2款、4項、選挙費、1目、選挙管理委員会費から47ページ、7目、村議会議員選挙費まで合計1773万6千円の計上でございます。

48ページをお願いいたします。2款、5項、統計調査費は29万7千円の計上です。

48ページ中段から、2款、6項、監査委員費は所要の経費の計上で96万3千円。

52ページまでの3款、1項、社会福祉費においては1目、社会福祉総務費で小規模多機能型居宅介護施設指定管理料のほか、障害者自立支援給付費、社会福祉協議会運営補助金、国保会計繰出金、介護保険会計繰出金などを計上してございます。2目、老人福祉費、3目、国民年金費など所要の施策にかかる経費を計上しまして、社会福祉費合計で1億7763万3千円の計上でございます。

53ページをお願いします。53ページから55ページまでの3款、2項、児童福祉費においては1目、児童福祉総務費で児童手当、障害児通所給付費などを計上しております。2目、保育所費ではトマム保育所改修工事などを計上しまして児童福祉費合計で1億2394万円でございます。

56ページをお願いいたします。56ページから59ページ4款、1項、保健衛生費において

は1目、保健衛生総務費で各種健康診査委託料、広域救急医療対策事業負担金などのほか、診療所会計繰出金、歯科診療所会計繰出金、水道会計繰出金などが計上されてございます。58ページ中段、2目、予防費においては総合健診をはじめとする各種健診委託料、各種予防接種委託料などの費用を計上してございます。3目、環境衛生費、4目、医療費、5目、後期高齢者医療費においては所要の予算を計上しております。6目、診療所費は医療機器購入予算を計上し、保健衛生費合計で1億7502万5千円でございます。

60ページをお願いいたします。60ページから61ページ中段までの4款、2項、清掃費においては一般廃棄物最終処分場延命化など所要の経費を計上しまして2億9364万円の計上でございます。

62ページ中段までの5款、1項、労働諸費は1291万4千円の計上です。

62ページ下段から66ページ上段までの6款、1項、農業費においては1目、農業委員会費から2目、農業振興費、3目、畜産業費、4目、農業構造改善事業費、5目、農村総合整備費、6目、交流促進施設運営費、所要の経費を計上しまして、農業費合計で1億143万7千円でございます。

66ページ中段から70ページ上段までの6款、2項、林業費においてはメープルシロップ製造業務委託料などのほか、所要の経費を計上しまして7709万3千円の計上でございます。

70ページ中段から73ページまでの7款、1項、商工費は1目、商工振興費において道の駅指定管理料、商工会運営補助金などを計上しております。2目、観光費においては湯の沢温泉指定管理委託料、観光協会運営補助金などのほか、所要の経費を計上し、商工費合計で1億2825万7千円の計上でございます。

74ページから75ページ上段までの8款、1項、道路橋梁費においては1目、道路維持費で除雪委託料などを計上しております。2目、道路新設改良費、3目、橋梁維持費は所要の経費を計上しまして、道路橋梁費合計で7439万5千円でございます。

75ページ中段、8款、2項、河川費は118万6千円です。

76ページから77ページ上段までの8款、3項、住宅費においては村営住宅改修工事などを計上しまして5151万9千円の計上でございます。

77ページ中段から、8款、4項、都市計画費においては下水道会計繰出金、公園清掃委託料などの計上で8497万4千円の計上です。

78ページ中段から82ページ中段までの10款、1項、教育総務費においては1目、教育委員会費、2目、事務局費、3目、義務教育振興費、4目、育英事業費で所要の額を計上し、教育総務費合計で57094万3千円でございます。

82ページ中段から84ページ上段までの10款、2項、小学校費は1950万5千円の計上です。

84ページから85ページまでの10款、3項、中学校費は所要の計上で2311万8千円でございます。

86ページから89ページ中段までの10款、4項、社会教育費においては1目、社会教育総務費、2目、公民館費、3目、コミュニティプラザ管理費、こちらは所要の額を計上しまして、社会教育費合計で2291万8千円の計上でございます。

89ページ中段から90ページまでの10款、5項、保健体育費は1目、保健体育総務費で各種スポーツ施設の維持管理委託料などを計上し、2目、給食推進費で準要保護児童生徒給食費を計上し、1573万1千円でございます。

91ページから12款、1項、公債費におきま

しては1目、元金、2目、利子の合計で3億3187万7千円の計上です。

91ページ中段から14款、1項、職員費は、本年度予算額4億7039万6千円の計上となっております。

92ページ、15款、1項、予備費は前年同様の300万円の計上としております。

なお、93ページから103ページまでは給与費の明細書になります。104ページ及び105ページは債務負担行為に関する調書です。106ページから107ページまでは地方債に関する調書をそれぞれ掲載しております。

予算書の前のページに戻りまして2ページから6ページになります。歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算のとおりでございます。7ページをお願いいたします。債務負担行為につきましては1件で、期間、限度額をそれぞれ定めており、第2表、債務負担行為の表に記載したとおりでございます。8ページをお願いいたします。地方債につきましては10件で総額4億8310万円。起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法につきましては第3表、地方債に記載のとおりでございます。以上、一般会計予算についてご説明を申し上げました。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 議案第18号、議案第19号、議案第23号及び議案第24号については住民課長、小尾雅彦君。

○住民課長（小尾雅彦君） それでは予算書国保1ページをお願いいたします。議案第18号、令和3年度占冠村国民健康保険事業特別会計予算。予算の総額は歳入歳出予算の総額は1億3460万円にしようとするものです。一時借入金の借り入れの最高額は2千万円と定めるものでございます。

以下、事項別明細にて歳入からご説明をい

たします。国保7ページをお願いいたします。歳入、1款、1項、国民健康保険税、1目、一般被保険者国民健康保険税は、2766万6千円で前年対比496万8千円の減です。

2款、1項、手数料、1目、督促手数料は前年同様1万円の計上です。

4款、1項、道補助金、1目、保険給付費等交付金につきまして8644万7千円の計上で前年対比1078万9千円の減でございます。

国保8ページです。5款、1項、繰入金、1目、一般会計繰入金、2目、国保財政調整基金繰入金、合わせまして2010万円の計上です。前年対比965万円の減額です。

6款、1項、繰越金、1目、繰越金は前年同様20万円の計上です。

7款、2項、受託事業収入、1目、特定健康診査等受託料、17万7千円で前年対比9万3千円の減額です。

国保9ページから歳出でございます。1款、1項、総務管理費、1目、一般管理費、2目、連合会負担金合わせまして1903万3千円でございます。前年対比341万4千円の増額です。

国保10ページです。1款、2項、徴税費、1目、賦課徴収費につきましては25万3千円で、前年対比2万円の減です。

1款、3項、運営協議会費につきましては10万1千円で前年対比1千円の減額です。

国保11ページ中段です。1款、4項、趣旨普及費、1目、趣旨普及費は7万5千円で前年同様でございます。

2款、1項、療養諸費、1目、一般被保険者療養給付費から国保12ページの3目、審査支払手数料合わせまして総額6850万円です。前年対比500万円の減額です。

2款、2項、高額療養費、1目、一般被保険者高額療養費、2目、一般被保険者高額介護合算療養費、合わせまして1107万5千円で

す。前年対比100万円の減額です。

2款、3項、移送費、1目、一般被保険者移送費は前年同様1千円の計上です。

国保13ページ中段です。2款、4項、出産育児所費、1目、出産育児一時金は84万円の計上で、前年対比42万円の減額です。

2款、5項、葬祭諸費、1目、葬祭費は前年同額の3万円の計上です。

国保14ページをお願いします。3款、1項、国民健康保険事業納付金、1目、一般被保険者医療給付費分から3目、介護納付金分、合わせまして3140万9千円でございます。前年対比2267万2千円の減額です。

4款、1項、共同事業拠出金、1目、共同事業拠出金は前年同様1千円の計上です。

国保15ページは、5款、1項、特定健康診査等事業費、1目、特定健康診査等事業費は、179万6千円の計上で、前年対比35万6千円の増額です。

5款、2項、保健事業費、1目、保健事業費は148万6千円で前年対比15万7千円の減額です。

国保16ページから給与費明細書でございまして、国保26ページまでの掲載でございまして。

続きまして診療所1ページをお願いいたします。議案第19号、令和3年度村立診療所特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8220万円と定めまして、一時借入金の借入れの最高額は1千万円にしようとするものです。

以下、事項別明細にて歳入からご説明いたします。診療所7ページをお願いいたします。1款、1項、外来収入、1目、占冠診療所診療報酬収入から2目、トママ診療所診療報酬収入、合わせまして2665万2千円の計上で前年対比272万8千円の減額です。

1款、2項、その他の診療収入、1目、占

冠診療所諸検査収入、2目、トママ診療所諸検査収入合わせまして394万5千円の計上で前年対比61万5千円の増額です。

2款、1項、手数料、1目、占冠診療所手数料から診療所8ページ上段の2目、トママ診療所手数料、合わせまして9万3千円の計上でございます。前年対比6千円の増額です。

3款、1項、道補助金、1目、衛生費道補助金は前年同額の500万円の計上です。

4款、1項、繰入金、1目、一般会計繰入金は4600万円の計上で、前年対比150万円の増額です。

5款、1項、繰越金、1目、繰越金は50万円の計上で前年対比10万円の増額です。

診療所9ページ、6款、1項、雑入、1目、雑入は1万円の計上で前年対比7千円の増額内容です。

診療所10ページから歳出でございまして。1款、1項、施設管理費、1目、一般管理費から診療所12ページの中段まで、3目、トママ診療所管理費、施設管理費合計5749万2千円で前年対比48万5千円の増額です。

2款、1項、医業費では1目、占冠診療所医療用機械器具費、診療所13ページ下段の6目、トママ診療所医療品衛生材料費、合わせまして2450万8千円の計上です。前年対比98万5千円の減額内容です。

診療所14ページです。3款、1項、予備費、1目、予備費は前年同様20万円の計上です。

診療所15ページから診療所24ページまでが給与費明細書となります。

続きまして、後期1ページをお願いいたします。議案第23号でございまして。令和3年度占冠村後期高齢者医療特別会計予算は歳入歳出の総額をそれぞれ1860万円と定めます。

次に、事項別明細書によりご説明をいたします。後期7ページをお願いいたします。歳

入でございます。1款、1項、後期高齢者医療保険料、1目、特別徴収保険料、2目、普通徴収保険料合わせまして1039万8千円の計上で前年対比32万7千円の増額です。

2款、1項、手数料、1目、督促手数料は前年同様1千円の計上です。

3款、1項、一般会計繰入金、1目、事務費繰入金から3目、その他一般会計繰入金合わせまして807万3千円の計上です。前年対比37万3千円の増額です。

4款、1項、繰越金、1目、繰越金は前年同様10万円の計上です。

後期8ページです。5款、1項、延滞金、加算金及び過料、1目、延滞金は前年同様5千円の計上です。

5款、2項、雑入、1目、雑入は2万3千円で前年同様の計上です。

後期9ページから歳出でございます。1款、1項、総務管理費、1目、一般管理費におきまして190万2千円の計上で前年対比4万1千円の減額内容です。

1款、2項、徴収費、1目、徴収費は13万円で前年対比11万円増額でございます。

後期10ページです。2款、1項、後期高齢者医療広域連合納付金、1目、後期高齢者医療広域連合納付金は1644万8千円の計上で、前年対比63万1千円の増額です。

3款、1項、償還金及び還付加算金は1目、保険料還付金、2目、還付加算金合わせまして2万円の計上で、前年同額でございます。

4款、1項、予備費、1目、予備費につきましては前年同様10万円の計上内容です。

続きまして、歯科1ページをお願いいたします。議案第24号、令和3年度占冠村歯科診療所事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を2170万円にしようとするもので、一時借入金の借入れ最高額は100万円と

定めるものでございます。

以下、事項別明細にて歳入からご説明をいたします。歯科7ページをお開きください。歳入、1款、1項、診療収入、1目、国民健康保険診療報酬収入から6目、その他診療報酬収入、合わせまして1091万6千円の計上で60万6千円の増額内容です。

2款、1項、手数料、1目、事務手数料から2目、その他手数料、合わせまして23万7千円の計上で、前年対比6千円の減額です。

3款、1項、繰入金、1目、繰入金は970万円で前年対比30万円の減額でございます。

歯科8ページです。4款、1項、繰越金、1目、繰越金は前年同様50万円の計上です。

5款、1項、雑入、1目、雑入は34万7千円で前年同額でございます。

歯科9ページ、歳出でございます。1款、1項、施設管理費におきましては1目、一般管理費で1695万8千円の計上で、前年対比39万円の増額内容です。

歯科10ページにつきましては2款、1項、医業費、1目、医業費で444万2千円の計上で前年対比9万円の減額内容です。

3款、1項、予備費につきましては1目、予備費につきましては前年同様30万円の計上でございます。以上で特別会計の提案を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 議案第20号及び議案第21号については建設課長、小林昌弘君。

○建設課長（小林昌弘君） 簡水1ページをお願いいたします。議案第20号、令和3年度占冠村簡易水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。提案いたします占冠村簡易水道事業特別会計予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億70万円にしようとするものでございます。地方自治法第230条

第1項の規定による地方債の設定は1件でございます。また、地方自治法第220条第2項ただし書の規定による歳出予算の流用ができる場合について定めております。

以下、事項別明細書により歳入の説明をいたします。簡水の7ページです。1款、1項、使用料、1目、給水使用料は本年度予算額2297万1千円の計上で前年比89万円の増額でございます。

1款、2項、手数料、1目、審査手数料、2目、登録手数料は前年と同額の2千円の計上です。

2款、1項、国庫補助金、1目、水道費国庫補助金は本年度の予算計上はありません。

3款、1項、繰入金、1目、一般会計繰入金、本年度予算額6150万円。2目、占冠村簡易水道施設整備基金繰入金は、本年度の予算計上はありません。合計で6150万円の計上で前年比380万円の減額でございます。

簡水8ページです。4款、1項、繰越金、1目、繰越金は前年と同額の50万円の計上でございます。

5款、1項、雑入、1目、雑入は本年度予算額92万7千円の計上で前年比22万4千円の減額でございます。

6款、1項、村債、1目、公営企業会計適用債は本年度予算額1480万円の計上でございます。簡易水道事業債は本年度予算の計上はありません。

簡水9ページ、歳出の説明を行います。1款、1項、総務管理費、1目、一般管理費は本年度予算額1009万7千円で、前年比8万2千円の減額でございます。

2款、1項、施設管理費、1目、施設維持費本年度予算額3652万5千円で、前年比635万6千円の減額でございます。

簡水11ページです。3款、1項、公債費、

1目、元金、2目、利子は本年度予算額3909万6千円で、前年比330万5千円の増額でございます。

4款、1項、施設建設費、1目、新営改良費は、本年度予算額1488万2千円で、前年比1726万7千円の減額でございます。

簡水12ページです。5款、1項、予備費、1目、予備費は前年度と同額の10万円の計上でございます。

13ページから22ページまでが給与費明細書を記載しております。23ページは地方債の現在高の見込みに関する調書を記載しております。戻りまして簡水2ページから3ページ、歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算のとおりでございます。簡水4ページになります。第2表、地方債につきましては1件、1480万円で、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法について記載しております。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして下水道1ページです。議案第21号、令和3年度占冠村公共下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。提案いたします占冠村公共下水道事業特別会計予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1720万円にしようとするものでございます。地方自治法第230条第1項の規定による地方債の設定は4件でございます。また、地方自治法第220条第2項ただし書の規定による歳出予算の流用ができる場合について定めております。

以下、事項別明細書により歳入からご説明申し上げます。下水道7ページになります。

1款、1項、分担金、1目、浄化槽事業は本年度予算額6万円で、前年比3万円の増額でございます。

2款、1項、使用料、1目、下水道事業、

2 目、浄化槽事業は本年度予算額1473万 6 千円で、前年比 7 万円の増額でございます。

2 款、2 項、手数料、1 目、下水道事業、2 目、浄化槽事業は本年度予算額 2 千円で前年と同額でございます。

7 ページ下段から 8 ページ上段にかけてです。4 款、1 項、繰入金、1 目、下水道事業、2 目、浄化槽事業は本年度予算額8010万円で、前年比990万円の増額でございます。

5 款、1 項、繰越金、1 目、下水道事業、2 目、浄化槽事業は本年度予算額20万円で前年と同額の計上でございます。

6 款、1 項、雑入、1 目、下水道事業、2 目、浄化槽事業は本年度予算額 2 千円で前年と同額の計上でございます。

7 款、1 項、村債、1 目、下水道事業、2 目、浄化槽事業、3 目、公営企業会計適用債は本年度予算額2210万円で、前年比1550万円の増額でございます。

続きまして歳出の説明をいたします。下水道 9 ページです。1 款、1 項、総務管理費、1 目、下水道費、2 目、浄化槽費は本年度予算額858万 7 千円で、前年比 1 万円の増額でございます。

下水道10ページ中段からです。2 款、1 項、施設管理費、1 目、下水道費、2 目、浄化槽費は本年度予算額3733万 9 千円で、前年比57万 7 千円の減額でございます。

下水道11ページ下段になります。3 款、1 項、施設建設費、1 目、下水道費、2 目、浄化槽費は本年度予算額3017万 1 千円で、前年比2579万 1 千円の増額でございます。

下水道12ページです。4 款、1 項、下水道公債費、1 目、元金、2 目、利子は本年度予算額3652万 9 千円で、前年比26万 3 千円の増額でございます。

4 款、2 項、浄化槽公債費、1 目、元金、

2 目、利子、本年度予算額437万 4 千円の計上で前年比 1 万 3 千円の増額でございます。

下水道13ページ、5 款、1 項、予備費、1 目、予備費は本年度予算額20万円で、前年と同額でございます。

下水道14ページから23ページまでが給与費明細書を記載しております。24ページは地方債の現在高の見込みに関する調書を記載しております。戻りまして 2 ページから 3 ページ、歳入歳出予算の金額は第 1 表、歳入歳出予算のとおりでございます。4 ページになります。第 2 表、地方債につきましては 4 件、2210万円、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法について記載しております。以上でございます。ご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（児玉眞澄君） 議案第22号については福祉子育て支援課長、木村恭美君。

○福祉子育て支援課長（木村恭美君） 予算書、介護 1 ページをお願いいたします。議案第22号、令和 3 年度占冠村介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億1150万円としようとするものでございます。

以下、事項別明細書にて歳入からご説明を申し上げます。介護 7 ページをお願いいたします。1 款、1 項、介護保険料、1 目、第 1 号被保険者介護保険料は本年度予算額1664万 2 千円の計上で、前年度比較78万 1 千円の増額でございます。

2 款、1 項、手数料、1 目、督促手数料は本年度予算額 1 千円で前年と同額でございます。

3 款、1 項、国庫負担金、1 目、介護給付費負担金は本年度予算額1592万 7 千円の計上で、前年度比較 7 万 3 千円の減額でございます。

3款、2項、国庫補助金は1目、調整交付金から4目、保険者機能強化推進交付金の計で、介護8ページになります、本年度予算額1285万3千円で、前年度比較75万5千円の減額でございます。

4款、1項、支払基金交付金は1目、介護給付費交付金、2目、地域支援事業支援交付金の計で本年度予算額2644万1千円。前年度比較32万5千円の減額でございます。

5款、1項、道負担金、1目、介護給付費負担金は本年度予算額1300万円で前年と同額でございます。

5款、2項、道補助金、1目、地域支援事業交付金は本年度予算額229万5千円の計上で、前年度比較22万8千円の減額でございます。

介護9ページになります。6款、1項、財産運用収入、1目、利子及び配当金は本年度予算額1千円の計上で前年同額でございます。

7款、1項、一般会計繰入金は1目、介護給付費繰入金から4目、その他一般会計繰入金の合計で本年度予算額2150万円の計上で、前年度比較350万円の減額でございます。

7款、2項、基金繰入金、1目、占冠村介護保険給付費準備基金繰入金は本年度予算額150万円の計上で、前年度比較140万円の減額でございます。

介護10ページをお願いいたします。8款、1項、1目、繰越金は本年度予算額97万3千円の計上で前年同額でございます。

9款、1項、延滞金及び過料、1目、第1号被保険者延滞金、2目、第1号被保険者過料の計で本年度予算額2千円の計上で、前年同額でございます。

9款、2項、1目、預金利子は本年度予算額1千円。

9款、3項、サービス収入は1目、介護給付費収入、本年度予算額36万円で、前年同額

でございます。

介護11ページになります。9款、4項、雑入、1目、滞納処分費から4目、雑入の計で本年度予算額4千円の計上で、前年同額でございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。介護12ページをお願いいたします。1款、1項、総務管理費、1目、一般管理費は本年度予算額365万5千円の計上で、前年度比較395万3千円の減額でございます。

1款、2項、徴収費、1目、賦課徴収費は本年度予算額7万4千円で6千円の増額でございます。

1款、3項、介護認定審査会費、1目、介護認定審査会費、2目、認定調査等費の合計で本年度予算額124万8千円の計上で、前年度比較5万8千円の増額でございます。

介護14ページをお願いいたします。2款、1項、介護サービス等諸費、1目、居宅介護サービス等給付費から5目、住宅改修費の合計で本年度予算額8335万円の計上で、前年度比較50万円の増額でございます。

2款、2項、1目、高額介護サービス等費は本年度予算額228万8千円の計上で前年同額でございます。

介護15ページになります。2款、3項、1目、特定入所者介護サービス等費は本年度予算額720万円の計上で、30万円の減額でございます。

2款、4項、その他諸費、1目、審査支払手数料は本年度予算額6万2千円の計上で、前年同額でございます。

3款、1項、地域支援事業費、1目、介護予防・生活支援サービス事業費から、介護17ページになります、4目、その他諸費の合計で1350万3千円。前年度比較181万1千円の減額でございます。

4 款、1 項、償還金及び還付加算金、1 目、第 1 号被保険者保険料還付金は本年度予算額 2 万円の計上で、前年同額でございます。

5 款、1 項、予備費は10万円の計上で、前年同額でございます。以上が事項別の内容となります。

なお、介護18ページから介護27ページまでは給与費の明細書を掲載しております。お戻りいただきまして介護 2 ページから 3 ページになります。歳入歳出予算の金額は第 1 表、歳入歳出予算のとおりでございます。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

議案第17号、令和 3 年度占冠村一般会計予算の件から、議案第24号、令和 3 年度占冠村歯科診療所事業特別会計予算までの件につきましては、議長を除く 5 人の議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号から議案第24号までの件については、議長を除く 5 人の議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することに決定しました。

ここで暫時、休憩します。休憩中に予算特別委員会の委員長、副委員長の互選をお願いします。

休憩 午後 1 時48分

再開 午後 1 時52分

○議長（児玉眞澄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

諸般の報告をいたします。休憩中に開催さ

れた予算特別委員会において、委員長に下川園子君、副委員長に小林潤君が互選された旨の報告がありました。

◎散会宣言

○議長（児玉眞澄君） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後 1 時53分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 3 年 3 月 31 日

占冠村議会議長 児 玉 眞 澄

(署名議員)

占冠村議会議員 大 谷 元 江

占冠村議会議員 藤 岡 幸 次

令和3年第2回占冠村議会定例会会議録（第3号）

令和3年3月9日（火曜日）

○議事日程

			議長開議宣言（午前10時）
日程第 1			令和3年度村政執行方針及び教育行政執行方針
日程第 2	議案第 1号		指定管理者を指定することについて
日程第 3	議案第 2号		指定管理者を指定することについて
日程第 4	議案第 3号		指定管理者を指定することについて
日程第 5	議案第 4号		指定管理者を指定することについて
			占冠村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に
日程第 6	議案第 5号		関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて
			占冠村国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 7	議案第 6号		
			占冠村介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 8	議案第 7号		
			占冠村道の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 9	議案第 8号		
			占冠村水洗化等促進対策特別利子補給金条例を廃止する条例を制定することについて
日程第 10	議案第 9号		

○出席議員（6人）

議長	8番	児玉真澄君	副議長	1番	大谷元江君
	2番	藤岡幸次君		3番	五十嵐正雄君
	5番	下川園子君		6番	小林潤君

○欠席議員（0人）

○出席説明員

（長部局）

占冠村長	田中正治	副村長	松永英敬
総務課長	多田淳史	企画商工課長	三浦康幸
農林課長	平岡卓	林業振興室長	根本治
建設課長	小林昌弘	住民課長	小尾雅彦
福祉子育て支援課長	木村恭美	トマム支所長	平川満彦

会 計 管 理 者 伊 藤 俊 幸
 職 員 厚 生 担 当 主 幹 森 田 梅 代
 税 務 担 当 主 幹 佐々木 智 猛
 商 工 観 光 担 当 主 幹 橘 佳 則
 林 業 振 興 室 主 幹 高 桑 浩
 環 境 衛 生 担 当 主 幹 後 藤 義 和
 保 健 予 防 担 当 主 幹 岡 本 叔 子
 社 会 福 祉 担 当 主 幹 野 原 大 樹
 子 育 て 支 援 室 主 幹 石 坂 勝 美

(教育委員会)

教 育 長 藤 本 武
 学 校 教 育 兼 総 務 担 当 主 幹 松 永 真 里

(農業委員会)

事 務 局 長 平 岡 卓
 (選挙管理委員会)

書 記 長 多 田 淳 史
 (監査委員)

監 査 委 員 木 村 英 記
 事 務 局 長 岡 崎 至 可

総 務 担 当 主 幹 阿 部 貴 裕
 財 務 担 当 主 幹 鈴 木 智 宏
 企 画 担 当 主 幹 竹 内 清 孝
 農 業 担 当 主 幹 杉 岡 裕 二
 建 築 担 当 主 幹 嵯 峨 典 子
 国 保 医 療 担 当 主 幹 小 瀬 敏 広
 村 立 占 冠 診 療 所 主 幹 上 島 早 苗
 介 護 担 当 主 幹 細 川 明 美

教 育 次 長 合 田 幸
 社 会 教 育 担 当 主 幹 蠣 崎 純 一

監 査 委 員 下 川 園 子

○出席事務局職員

事 務 局 長 岡 崎 至 可 主 任 久 保 璃 華

開会 午前 10 時

◎開議宣告

○議長（児玉眞澄君） 皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は 6 人です。定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。

◎議事日程

○議長（児玉眞澄君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

◎日程第 1 村政執行方針

○議長（児玉眞澄君） これから村長、教育長の執行方針に対する質疑を行います。なお質疑、答弁は要点を明確にし、簡潔に発言してください。はじめに村長の村政執行方針に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

5 番、下川園子君。

○5 番（下川園子君） 何点か質問させていただきます。まず、5 ページにあります、4 車線化の工事についてなんですが、今年度から 4 車線化工事が始まりますということなんですが、これにあたって大まかな開始時期といますか、スケジュールみたいなものが現時点で分かっていることがあれば伺います。

あと、着工にあたり占冠村民といますか、住民の人口増の見込みがあるのかというのを伺いたいと思います。

続きまして、8 ページの人材育成についてですが、こちら既存の人材育成制度の推進のほかに、新しい人材育成制度の構築に向けて検討とあるんですが、この新しい人材育成制度というのは、どんな職種というか、どんな分野について構築を検討しているのかということ伺います。

12 ページのニニウキャンプ場についてです

が、令和 4 年度の用途廃止に向けて準備ということで、事務的な準備は進んでいるかと思うんですが、以前からお話しいただいている合意形成を得たうえでというところはまだ進んでいないように感じているのですが、合意形成については、どのようなスケジュール感で進めていくのかを伺います。

こちらで最後になります。16 ページ、地域交通についてです。利便性や効率性を検討しながら、持続可能な交通体系の確立とあるんですが、今現在、いろいろな交通体系というのはあるかと思います。ただその利用状況によって使用できる、使用できないという、利用者が限られるといったものがあるかと思うんですが、例えば、これは課を渡っての、学校は学校、福祉は福祉、公共は公共みたいな考え方ではなくて、一括して村の交通として、地域交通として検討が可能なのかどうか、そういったことも踏まえて効率性、利便性を検討していくのかどうかを伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 下川議員のご質問にお答えをしたいと思います。まず、道東道の 4 車線化工事でございます。トマムー占冠 IC 間の高速道路の施工命令は出されて、工事区間ということで始まっております。現在は用地買収、あるいは用地測量、地質調査、環境影響評価等、事前にやらなければならない手続き、あるいは調査、測量等、地質調査も含めてやられる予定になっております。

この間も新聞で報道がありましたけれども、工事については、清水ートマム間の工事が昨年の秋から着工しておりまして、本格的な工事はそちらのほうが先行するだろうと考えております。工事について、私が聞いている範囲では、予算との兼ね合いでしょうけれども、10 年から 15 年はかかるだろうと想定をされて

いるようでございます。

人口の増加ですけれども、過去的高速道路の人の出入り、定住人口が特別増えるということではないと思われます。過去の経験、実績を見ますと、一時的に事業者が宿舎を建ててそこで事業を行うということですので、事業が終われば、その方たちは居なくなると。一時的にちょうど国勢調査と重なった時期がありましてね、その時に少し工事関係者の人口が増えたということだと思います。ただ、こういった中で道路条件が改良されることによってさまざまな産業が生まれてくる可能性はありますので、定住人口増にもつながる要素も秘めているとは思っております。そういうことで、一概に人口増と工事との関係性については直接ないだろうと。

ただ、少なくとも経済効果がどの程度あるのかということでは、前回でいえば村内調達できるものについては、極力村内調達をしていただくということで事業者さんにもお願いしながら、ネクスコにもお願いしながら、そういった経済効果等は結構あったのかなとは考えております。

それから、8ページの人材育成制度でございます。昨年からこの件につきましては、さまざまな先進地事例、あるいはいろいろなやり方を含めて、研究というか勉強をさせてもらってます。本村では既に地域企業振興条例の人材育成事業なんかを通じて、地域企業で必要とされる有資格者の育成などについて助成金だとか、賃金支援などを行っています。

私としては、今回の人材育成制度は、医療とか福祉専門職とか、資格を有する人たちの育成を進めて、ぜひ占冠で仕事をしていただける人材を作れないかという視点で、持続可能な地域にするための必要不可欠な有資格者の確保につながる制度にできないかと考えて

おります。現在、高校、大学、専門学校については奨学金があります。その中でそういった地域に必要な有資格者の育成について、特別な資格を取りたいという希望者に対してそういった支援をするということもありますし、既に再就職だとか、新たな職種に転換したりだとか、さまざまなことが考えられますので、これらを総括的に、どういうふうに整理をして、それぞれ地域の中で役立っていただいている人材を、どう作っていくかということが課題なのかなということで、もう少し勉強しながら、不公平感のない制度として、確立できないか、作っていけないかということをもう少し検討したいと考えているところでございます。

次に12ページのニニウキャンプ場でございます。既に住民の皆さんにも、昨年来、広報等を通じながら廃止の方向で検討をしているということをお知らせしていますし、実際に、事業者にも、そういった方向性を示してきているということです。そういった中で、必ずしも今、コロナ禍の中での特需的な要素もある中で、無くしていいものかというお話もされているわけです。そういった中で私としては、今の財政状況を踏まえて、将来の負担等を考えたときに、果たしてニニウキャンプ場は、将来に渡って必要な施設かどうかという選択をしなければならない時期なんだろうと思っています。

元々はニニウ自然の国構想の中で、さまざまな施設を作りながら、そこで自然に親しむ施設、学童が学べる施設ということで大きな構想の中でのスタートでした。その中で、サイクリングターミナルが無くなり、学童農園とかさまざまな体験施設も無くなって、高速道路の工事期間中は休止しながら、現状、キャンプ場だけが残ったという中で、補助施設

でもあったということもあって、これまでそういう自然体験のできる場として、ニニウキャンプ場を存続してきたという経過があります。

こういったものを整理すると、なかなか将来に渡ってこの施設を維持していくということは、新たな投資と解決しなければならない問題も多すぎるのではないかと。というのは道路のインフラ問題、それから仮に災害対応の問題とかね、立地的な問題もあるものですから、将来に渡ってこれを維持、発展させる要素がどの程度なのかという判断はせざるを得ないだろうと思いますし、試算ですが、議会にもご説明したように、水施設の総工事費が2億2500万、毎年の水道施設管理に数百万くらいかかるのかな、こういったことを考えたときに、うちの財政と比較をすると、なかなか持続可能な施設として維持をしていくというのは、1回やりだすとこれは経常経費ということで毎年負担をしていかなきゃならない経費になりますので、ここは首長として選択をせざるを得ないと。何を残して、何を残さないかという選択をせざるを得ないと。そういったことで合意形成については、残すべきだ、しょうがないよねっていうご意見、両方あると思いますけれども、さまざまな機会を通じてご説明をしながら、住民懇談会でも来年度に向けては、また開催しますので、ご説明をしながら整理をしていきたいと考えております。

それから16ページの地域交通でございますね、地域交通のトータル的な利用で行けば、一元化された交通網にはなっていないというふうに、議員のおっしゃるとおりだと思います。現在は村営バス、路線バスということで走っているもの、それから病院、通学等の地域デマンド交通、むらびと交通、それから地

域内の循環バス、それから学校等の行事の授業バスっていうんですかね、それから社会福祉協議会がやっている地域有償運送事業ということで、地域の中でどれを利用して、自分はどういうふう to それを活用するんだという分かりづらい部分はあるかと思いますが、これらも含めて、やはりその人の状況に合わせて利用できるように、もうちょっと説明が必要なのかなと。利用の範囲あるいは仕方、これも可能な限り利用できるように幅を広げながら、やれるものについてはやっていくということの整理は必要かと思っています。

今回、地域交通の中で、障害者、あるいは要介護認定等を受けた病院通院者だとか、そういった人たちがこのむらびと交通でも行けない空白地域があります。この空白地域をどう埋めるかということを検討した中で、地域有償運送事業、社協でやっている地域運送事業があるんですが、これは結構、費用負担が、自己負担が多いものですから、むらびと交通並みの料金で、例えば札幌だとか、千歳だとか、恵庭、江別、そういうむらびと交通が行っていない空白地域について、そういった地域有償運送事業を使って、それに対する費用の二分の一を村が助成しようということで予算計上させていただいております。試算しますと、だいたいむらびと交通が旭川、帯広あたりの病院に行く料金と同等の、二分の一を負担することで同等の料金になるのかなと。そういった枠を広げながらさまざまな交通弱者に対する支援をしていこうかということで予算計上もさせていただきましたので、ご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑はありませんか。

1 番、大谷元江君。

○1番（大谷元江君） 議長のお許しが得られましたので、何点か質問させていただきま
す。関連しますのであれですけれども、ペー
ジ数3ページの中、持続可能な地域づくり
の中に、下から7行目くらいでしょうか、従
来の農業者との融合により、新たな芽が育っ
てきている。その下のほうに、占冠村の農業
に必要な支援をしまいいります、ということ
ですが、この必要な支援というものはどのよ
うな支援を考えていらっしゃるのか。

それに関連してですが、ページ数9ページ、
③の担い手対策。新規就農者の経営基盤整備、
新規就農者、昨年も2名、その前に1名が就
農していらっしゃいますが、ここ2年は成功
している事例かなとは思いますが、その前
は土地がないという事例があって、新規
就農ができなかったということが往々にして
ありました。この農業者支援、本当に土地が
なければ就農ができないということですので、
土地の確保を考えていらっしゃるのかという
ことも確認したいと思います。

4ページ、安全で安心な暮らしを守る基盤
づくりの中の下から4行目ですか、大規模災
害が多発している現状において、さまざまな
要因に対応した地域防災力を高めてまいりま
すということですが、どのような地域防災を
考えていらっしゃるのか。

これに関連して17ページ、防災対策、避難
訓練等を実施して、感染症対策に考慮した避
難所の運営及び避難行動の検証をしまいい
りますということ、これまでも避難訓練、秋
の9月、冬の2月でしたか、寒冷地の時期に
避難訓練を行っておりますけれども、地域防
災ですのでトマムとか中央地区に限られて今
やっていることが多いようなんですが、他の
行政区にも避難所が開設されていると思うん
ですが、そこでの避難訓練というのを考えて

いるのかもお聞きしたいと思います。

15ページの環境衛生、最終処分場の嵩上げ
が決定しております。ごみの量を減らそうと
いうことで、今までも分別してはいますが、
往々にして残されているごみがあるというこ
とで、ごみの分別の徹底化というのでしょ
うか、そういうのを担当者が忙しいからだろう
とは思いますが、なかなか住民に浸透
していないという思いがありますので、徹底
するということの住民への周知をどのように
考えているのかお聞きしたいと思います。以
上です。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） まず、3ページの農
業支援の内容でございます。今、さまざまな
支援をやっているわけですが、道営草
地畜産基盤整備事業等の大きな事業もやられ
ていますが、既存の支援事業の中で最近使わ
れている支援策を利用されている農家さんも
結構いらっしゃいます。そういった中で、酪
農畜産経営支援策ということで、かなりある
んですが、串内草地の放牧預託事業、それか
ら肉牛振興会に対する補助事業、それから家
畜自営防疫事業補助金、それから家畜振興資
金の貸付金、それから家畜診療所等の補助金、
それから昨年から始めたのが中山間地域直接
支払支援事業等、必要に応じて新たな設備投
資に対する助成も含めて、支援をさせていただ
いております。これも農業者の皆さんとも
協議をしながら、内容の変更等を含めてやっ
ているということになってます。

それから関連して、9ページの新規就農の
部分では、担い手対策助成ということで、農
業振興事業に関わる農業次世代人材投資事業、
それから新規就農者支援対策事業、新たな担
い手への経営移譲もみられることから、こう
いった支援をさせていただいております。

それと、9ページに関わる新規就農に関わっては、農業次世代人材投資事業補助金ということで、それぞれ経営開始直後の新規就農者に対して資金を交付するといった間接補助をやってございます。そういった中で、農業者が使い勝手の良い支援策をやろうということで小分けにした事業もありますし、厳しい条件で補助するものも緩めたり、農業者が使いやすい環境でそういった支援をさせていただいております。

議員のおっしゃる新規就農者の土地の確保ということで、農業委員会を通じて、新規就農者に対する農地の確保については調整をさせていただいて、新たに入った方が土地がないから困るというようなことのないように、調整をさせていただいておりますし、農地の集約化を含めて、土地の賃貸借等の調整も含めてやられているようで、新規に入られた方が農地を増やしたり、それから農地を借りたりということも含めて、それぞれが営農できる体制をできるように調整をさせていただいていると考えております。

それから、地域防災力ですね。毎年、防災訓練等をやりながら地域の防災力を高めるといことで、地域の防災力というのは防災に関わる専門員の育成、それから地域の中で行政区を含めて地域防災組織を組織してもらって、名前までいっているところは少ないんですけども、それぞれの行政区ごとに、地域のボランティアで、そういった防災に関わる活動をしていただいております。現在、トマムそれから千歳、本通、宮下については、毎年、それぞれ地域ごとに防災訓練等も含めて、勉強等も含めて、やっていただいている現状にあります。こういったことを通じて、地域の防災力を高めると考えています。

議員のご心配の双珠別、あるいは占冠等、

去年は占冠の皆さんにも防災訓練に参加をいただきました。避難所が向こうですから、対策本部から本部員が行って、向こうで避難の訓練をすべき状況を確認させていただいて、最終的には中央まで来ていただきましたけれども、本来向こうは向こうでということも必要なんだろうとは思っております。

双珠別については、高齢者もいらっしゃるということもあって、まずそういった危険な状況が予想されるときは、やはり地域を分散しているということもありますから、直接避難を呼びかけ、行動を共にするというのが一番有効かなと思っていますので、元気な人は一旦避難所に避難していただけたと思いますけれども、そうでない高齢者の方については、直接対策本部が行って対応するということが大事なのかなと私自身は思っていますので、そういうことで考えております。

自助、共助、公助と言いますけれども、災害については公助するには限界があって、やっぱり自助、共助が大事な要素になっていてね、そのことが地域全体の防災力を高めると理解しています。例えば、実際に災害が起きたときに、少なくとも避難される方は多少の食料と水、身の回りの品を持って避難するとか、そういった習慣、いざというときにはこれを持っていけばいいという習慣も高めていくということも大事でしょうし、村としてもそういったことを、機会を通じてお話をさせていただきたいなとは思っています。

いずれにしても、早い時期、早い決断で避難をすることが一番災害を小さく食い止める方法かなということで、避難訓練の時にも申し上げましたけれども、怒られてもいいからいち早く避難指示は出したいんだと。そのときは怒らないでくださいねということで、お話をさせてもらった経緯もございます。

それから15ページのごみの最終処分場でございますけれども、ごみ収集場に残されているごみが最近目立つよと、ということは、その日に集めないごみが出されていると。ついては分別の仕方、あるいは出す日を十分理解されていないんだろということのご指摘かなと思っています。

ごみの分別については、定期的な説明会も開催させていただいておりますし、広報での周知、あるいは昨年、ごみ分別辞典というものを出してはいるんですけれども、よりきめ細かなお知らせが不足しているのかなという気はしますので、もうちょっときめ細かにお知らせをして、分別をしていただくということを心掛けてまいりたいと思います。村としては、ごみステーションに残されたごみについて、巡回して、現状を調査して改善に努めているということもしておりますので、ぜひご理解をお願いしたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 1番、大谷元江君。

○1番（大谷元江君） 今、説明していただいた中の、地域防災力の中で、防災専門職という言葉が村長から出ましたけれども、この専門職はどのような人をお考えになっているかお聞きしたいと思います。

それと6ページの新型コロナウイルスワクチン接種、このことに関しては補正予算等でいろいろと説明していただいているんですが、このワクチン接種に関しては情報がいろいろ新聞とテレビ等で報道されていますけれども、最近、村からの情報公開があまり多くないように思うんですね。予防に関してのチラシは最近かなり減ってきていて、あまり入っていないように思っております。

このワクチン接種に関しましては、皆さんいろいろな情報が入っている中で、村からの情報が一切ないということで不安に感じてい

ると思っておりますので、いつ云々というのは発表できないと思いますけれども、どのような方法でやるんだという、ちょっとした細かい情報を、新聞等で見聞きするよりも、村から出ているよというような情報が欲しいと思います。こんなことがもう発表になるのというようなのが新聞で出ますので、新聞見ている方はいいかと思いますが、それでもやっぱり村から直接出る情報というのは、村民として受ける気持ちが違いますので、そのへんも考慮していただきたいと思いますが、どのようにするかお伺いします。

それともう1点、14ページ、安心で安心な暮らしの中の、道路の関係でございます。適切な整備、維持管理に努めてまいります。その前に、通勤、通学、買い物等の社会的インフラということも挙がっておりますが、千歳橋、私も毎日通る橋なんですけど、最近大型車が多くて、すごく危険を感じるんですね。車を止めてかわすってことが往々にしてあるんです。特に、雪のある期間ですので、歩道の拡張を、橋に対しての歩道が狭いのでそのへんの要望をしていただけないか、お聞きしたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 先ほど防災専門官という言葉使ったんですけれども、ちょっと正式な名称が思い浮かばなかったものですから、改めて。地域の中に研修を受けて、地域防災マスターという認定をされている方が、5人ほど認定を受けた方ができてきていますので、そういった方々を増やしていくとか、そういった専門的な知識をつけていただきたいなと思っているところでございます。

それから、コロナワクチンに関して、住民に対する情報不足だというご指摘でございます。コロナワクチンのお話も先般させていた

だいたとおり、今のスケジュール感でいけば3月中にはそういった意向調査も含めて、始めたいんだと。それにしてももっと情報出したらいんじゃないという議員のご指摘もございまして、正確な情報は出せない現状にありますけれども、予測をしながら、こういった方向で進みますよというのは一度内容を検討してお知らせをすべきだと思いますので、検討させていただきたいと思います。いずれにしても、対象者については個人個人に通知を出しますので、今、議員のご指摘が村民全体の中でも分からないよということだと思いますので、そのへんは内容を検討させていただきたいと思います。

それから、14ページの道路整備の中でのご質問で、千歳橋については従来から要望が出されていて、村としても開発局に必ず載っている内容でございます。いろいろなやり方があるんじゃないかということで、一部段差だとか、割れ目とか修繕もしていただきましたけれども、なかなか歩道の拡幅等を含めて進まない現状であります。山部だとかの歩道橋を新たに設けるとかね。ああいった方法ができないのかとか、いろいろなお話をさせていただいておりますけれども、なかなか現状でそれが進んでいないということになっておりますので、引き続き、不安解消、危険解消に向けて要望行動はやっていきたいと考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 1番、大谷元江君。

○1番（大谷元江君） コロナワクチンの関係で、情報公開していただけたということでお伺いしましたが、高齢者の方から先という国からの方針もございまして、占冠は高齢者が多いということで、特に高齢者になると車の運転とか、自分で行動できる範囲が少なくなってきていますので、その送迎の関係、

特にそういうことを心配してらっしゃる方が多いので、そのへんのこともちょっと細かく情報公開していただけたらと思います。

それと千歳橋の件、いつも要望していただいていると私も思っておりますけれども、特に最近、大型車がかなり多くなっているように感じるんです。スピードもかなり出ていますし、危険度が本当に増します。特に来年度入学する子どもたち、小学生が多いと聞いておりますので、子どもの安心、安全を確保するためにも強い要望をお願いしたいと思います。再度お答えをお願いします。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） まず、コロナの関係で、65歳以上の高齢者に対する接種に関わる送迎については、予算措置もしておりますので、それぞれご連絡をする中で対応はさせていただきたいと思っています。

千歳橋の大型車両の通過に伴う危険が大きくなってきているんじゃないかというご指摘です。なかなか渡れないとか、スピードが緩まないとか、美園地区の方々からもあって、あそこに道路に減速のシール、なかなか信号は付かなかったんですけれども、そういった方法を取りながら減速して走るようにという方法もあるかと思いますので、引き続き、なんとかそういった、ちょうど太鼓橋ですから、向こうが見えなということもありますので、そういった減速を含めて対応が取れないのかどうか、併せて要望事項の中で要望させていただきたいと思っています。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑はありませんか。

2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） それでは質問させていただきます。4ページになります。3ページの持続可能な地域づくりの流れからきた4

ページになります。4ページの頭で、観光ではコロナ禍においてトマムリゾートを中心として関連事業者の経済損失は大きなものがあり、その影響を受けた経済活動を取り戻すための支援を行ってまいりますと、あります。こちらの支援の内容、中身、どのようなものと考えられているのか、想定されているのか。この1点まずお聞きしたいと。

続いて、その流れで下にきまして、持続可能な地域づくりを達成するため経済循環を高め、地域資源を活用した雇用創出と、消費拡大というような流れがあるんですが、この地域資源を活用した雇用創出、これについてもどのような中身、内容かお聞きしたいと思います。

6ページになります。先ほどから持続可能な地域づくりの中の(2)コロナウイルスワクチン接種と、ワクチンの話については、一般質問の中でも村長に質問させていただき、具体的な取り組み内容について伺っております。できればお答えいただければというところでなんですが、議会で取り組んでいる中でも状況が急変している中で、PCR検査の必要性が出てきているのではないかなと思うんですが、特に医療関係者、また、それ以外の村民についても一番リスクのある方々、高齢それから基礎疾患の方々については、公的なアドバイスなりなんなりというようなことが必要になってきているんじゃないかなと思うんですが、もしこちらについても、取り組まれる考えがあるのであればお聞きしたいと思います。執行方針の中に書き込まれていないものをちょっと付け足してお聞きしてますので、もしそのへんのお考えがあればお聞きします。

9ページになります。経済循環が図られる基幹産業の振興の中の農業ですが、酪農・畜産。草地整備改良・造成のほかと、哺育・育

成畜舎等の本格的な施設整備が予定されており、令和4年4月からの一部供用開始をめざしております、というような大きな取り組み策が出ているんですが、こちらの内容具体的にわかればお聞きしたいのと、どのような効果を特に考えておられるのかお聞きしたいと思います。

次いきます。10ページです。林業の私有林の育成支援についてなんですが、森林所有者の負担軽減を図るため、民有林育成促進対策事業等の助成を引き続き実施していくというところで、今現在、どのような効果出ており、具体的に、もし今年度強化したいと考えておられるものが地域等も含めてあればお聞きしたいと思います。

④の林業の六次産業化なんですが、こちらについては従来からの取り組みというところで、引き続き実施してまいりますとあるんですが、これまでの課題についてどのように取り組み、また成果等が出ているのか、結果をお聞きできればと思います。

続いてまいります。11ページの一番下になります、湯の沢温泉。より快適で、かつ、新北海道スタイルの新しい生活様式にも対応できる施設をめざし、施設の換気・空調というところ、整備を進めますよと打ち出しておられます。こちらについては、コロナ禍を受けて空調等の整備に力を入れるのかなと思うんですが、湯の沢温泉については既に承知とおり基本の設備、配管等の老朽化が進んでいるというところで、毎年、整備の中で、長期整備で休業というような流れが起きているんですが、そちらについての取り組みはされる考えがないのか伺いたいと思います。

続きます。13ページ、しむかっぷ・村づくり寄附金、ふるさと納税。こちらについては、当初目標、予算から見て200%に近い達成率

ですか、950万くらいの予算目標があったのに1850万でしたか、急激な伸びを見せているわけなんです、非常に成果が出たということなんでしょうけれども、この中身はどのような要因により、このような大きな成果へ結びついたのかなと。このような数字見させていただきますと、将来1億円も遠い先のことでないかと考えるわけなんです、取組みの状況について、中身をどのように分析されているのかお聞きできればと思います。

最後の質問になります。15ページの環境衛生の中の、16ページにまいりまして、かさ上げによる処分場の延命化、こちらは従来から村長の大きな柱として取り組まれており、今年度具体的にスタートというところで、村の中でも大きな施策の柱となっているかと思うんですが、その中、今年度、嵩上げによる処分場の延命化を行い、埋立地を確保した後に、近隣自治体と広域による可燃ごみの中間処理施設等の建設に向け協議を行ってまいります、と。ここの部分についてちょっとお聞きしたいんですが、埋立地を確保した後にという表現になっているんですが、今現在、近隣自治体との可燃ごみの中間処理施設について協議はまだ入っていないのか。もし入っているならその状況、まだ入っていないとこれから取組みであれば完全に嵩上げが終わってからでなきゃここに入っていけないのか。そのへんの説明があればお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（児玉眞澄君） ここで11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時15分

○議長（児玉眞澄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。村長の執行方針について質疑を続けます。

村長。

○村長（田中正治君） 大変多くのご質問があつて、ちょっとあっちこっちと飛ぶかもしれませんが、ご了承いただきたいと思います。

リゾート関連でコロナの影響を受けた経済活動を取り戻すための支援とは具体的に何だというご質問かと思えます。これまで新型コロナウイルス感染症の影響を受けた村内商工業者を支援するために、村では、感染防止対策経費の支援、それから事業継続を支援するための支援金の支給、それから融資を受けた事業者に対する利子補給金の支給やプレミアム商品券の発行など種々経済対策を実施してきたところです。財源の確保が大きな課題ではございますが、国の交付金などを積極的に活用し、村商工会と連携しながら各種の支援制度を検討してきております。今後、既に決めている支援制度としては、今のところ、かねてから実施している占冠村感染防止支援金、それから事業継続支援金の2つをそれぞれ1回ずつ実施しようということで検討を進めております。

次に地域資源を活用した雇用の創出、雇用と経済の関係のご質問かと思えます。ここの文脈については、占冠村には多くの山菜や農業生産物を含めて、林産物も、多くの資源がある中でこれらを活用した地域振興、それから地域雇用の創出ということを文脈として書かせていただきましたけれども、ここを具体的にどうなんだというところでは、地域資源と木質バイオマスの取組み、あるいはメープルシロップの取組みなど、さまざまな取組みをやっているところでございます。山菜なんかも民間との連携を図りながら進めさせていただいておると。もちろん林業生産物についてもそういうことなのかなと考えております。

それから、6ページのコロナウイルスワクチンに関わって、現状を見たときに、PCR検査を村としてどうだ、ということですが、今でも、今のルールでは、保健所がPCR検査が必要だと認定したものについてしか、例えば中核病院である協会病院ではできないわけですね。民間試薬で送付してやることは可能ですけれども、仮にそれで陽性だと言われれば公的機関でしっかりした検査がまた必要になると。二重になるので村としてそれをやるということは考えておりません。

それから、9ページ、草地整備ですが、道営草地畜産基盤整備事業については随時進めているところでございますけれども、令和3年度は哺育・育成舎等の本格的な設備工事が始まりますけれども、村内の整備につきましては、5戸で27.8ヘクタールの草地整備が計画をされております。このことによって優良な粗飼料の生産が進んでくると考えているところでございます。

民有林整備に関わる助成に関わって、村の中で民有林育成促進対策事業ということで進めておりますけれども、この事業につきましては占冠村の森林整備計画に基づいて計画的な森林整備を図るため、私有林における造林、間伐等の事業費に対して、国とか道から事業費に対する助成は受けますけれども、この補助額に対する補助金を差し引いた自己負担分を事業者へ村が助成をするということで、森林所有者のさらなる負担軽減と、私有林の森林整備を促進していくということでもあります。このことによって、村内私有林の森林整備が進めやすい、あるいは、それぞれの森林所有者が整備をして村内の森林資源の育成が図られると考えているところでございます。

併せて、それに関わって林業六次化の成果、あるいは課題ということでもあります。まず、

薪生産につきましては、平成29年度に販売額が下げ止まりとなって以降、徐々に販売額を盛り返している現状にあります。特に今年度1月における村内の一般住民や村外への販売額は、平成27年と比較して約5倍に達しておりまして、本年度の販売総額では、過去4年間の最高で290万程度の販売を見込んでいるところでございます。さらにこれらを拡大するために、民間に対する支援、薪利用の支援、それから今年度からは、大量に使用してくれる法人への薪購入額に対する支援等も検討してまいりたいと思っているところでございます。

次に、湯の沢の関係でございますが、今回記載の整備につきましては交付金事業で整備をするものでございます。議員のご質問の休業等がある中で、配管の整備等が必要じゃないのかというご質問かと思えます。この施設につきましては、昭和54年に完成をして、平成24年に浴室、内装、外装の一部をリニューアルしました。全体的な老朽化が進んでいることは、私も認識をしておりますけれども、今後におきまして、当面は必要な修繕を実施しながら現状における運営をしてまいりたいと考えております。老朽化が進めば、この施設の大幅な改修や改築をするということも想定されますけれども、大規模な財源が必要となりますので、今後におきまして、宿泊税だとか、新たな財源を確保できる状況になれば、そういった大規模修繕についても計画的に進めていけるのではないかと考えているところでございます。

それから次に、村づくり寄附金、本年度大変大きく増えたわけですが、中でも今年良かったのがとうもろこし、それからメープルシロップ、それから星野リゾートのレギュラーシーズン券、それから一番大きかつ

たのがJTBのきふたびクーポンというのがありまして、この寄付額が高額なものなんです。申し込みが11件と多くて、1件50万なんですけれども、それが大きかったということで、こここのところはこれまで人気だったゆり根も定着をしてくれているというようなことで、あらゆる方法でこの寄附をいただけるような環境をやはり整備をしてかなきゃならないと思っていますところでございます。

16ページのごみの嵩上げ延命化に伴っての広域との協議の件でございます。富良野広域連合の中でぜひ議論してくれないかというご提案を私、したんですが、現状、分担処理の中でやっている。ごみの取り扱いについて富良野市以外の4町村と、富良野市は焼却処理をしない資源化処理なんです。やり方もごみの扱い方も違うということで、分担処理でやりましょうと、こういった中で町村の名前を出すのもどうかと思いますけれども、中富良野町も、実は延命化のための嵩上げ工事が必要になってきています。その時にも国の補助金をもらうためには二次処理、つまり燃やさなければこの埋め立て処理の補助金を出せませんということで、うちと同じ状況で中富良野も進んでおりますけれども、上富良野が焼却炉の移設を計画されているということで、これは首長同士の話になりますけれども、ぜひ、そういった計画が進んだ時には、我々のごみもその焼却に混ぜてほしいということで協議を、南富良野町長を含めて4人で若干協議をさせてもらってますけれども、具体的にどうだこうだと話ではありません。ただ明らかに二次処分とか焼却処分がなければ新たな埋め立て地は作れませんので、どこもそこは課題としておりますから、ぜひ成就するようにこれから協議を進めてまいりたいと思っています。

○議長（児玉眞澄君） 2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 追加で、関連で質問させていただきます。6ページの先ほどコロナウイルスワクチン接種の絡みで、もともと執行方針にないんだけどもお考えがあればお聞かせ願いたいというところの答弁いただきました。その中で、基本PCR検査は公的機関が基本で、公的機関の保健所の対応ということになるんだということです。まったくそのとおりなんだと思うんです。そこが悪い、どうだって言っても前に進まないの、私が今感じているのは、村民が不安に思っているのは先ほど言いました、基本的に基礎疾患、高齢、要するに非常に体力も落ちている基礎疾患もあるんだよと。高齢になってくればそういうのは当たり前の話で、それがちょっとウエイトがヘビーになればなるほど不安だと思うんです。もう一つの不安があって、元気な人がその方々に移してしまう不安。自分で自覚があってればいいんだけど、なんか熱があるからちょっとやばいとかね、それは動き出すと思うんだけど、怖いのは丈夫な人は自覚症状がない。これがおっかない。気が付かないうちにその基礎疾患のある方々に、結果的に、なんの自覚症状もない自分は注意しているつもりだったんだけど、移してしまったという時が一番大きな不安なんです。

この2つの不安を解消する上で、保健所はどう対応してくれるのかと言ったら、先ほど村長から答弁いただきましたように対応してくれない。具体的に熱もない、何もなって言ったら、そういう方を対象とした検査はしませんとはっきり言い切っちゃってるわけだから。初めてクラスターが出ました。コロナの疑いがあるから保健所に行きなさいと言われて初めて診てくれる話で、そういう不安、問題点が多々あるので保健所さん一つで計画的

に行きますので協力してくれって言っても今の段階では受けてくれないわけですよ。

じゃあどうするのかと言ったときに、民間の検査、簡易なんでしょうけれどもこれを活用し、そういった不安に100%対応できるかどうか別として、まずこれ取り組む。金額もちょっと確認したところ、いろいろあるんでしょうけれども、3千5～600円というような金額でキットが手に入り、保存も常温保存ができる。強制できませんけど、ただ村の医療関係者は、当然村の費用で専決か何かで予算立てをして、そんな高額になるものじゃないだろうし、まずやっというたらいいです。それ以外の人たちは、今私がお話させていただいたように、大丈夫だと思っているんだけど、結果的に移してしまった不安に対する、基礎疾患のある方々に移してしまう不安を解消するためにね。どういう手立てがありますよっていう、今度支援策、要するにこういうところに申し出てくださいと、費用は負担していただきますけれども、具体的に取りまとめて村として動きますよと、しかしながら全額村で負担ということにはそう簡単になりませんよと。あくまでも任意になりますからね。そういった支援策が、ちょっとしつこいようですけれどもできないのかなというところでお聞きしたいなというところです。

もう1点です。先ほど農業の9ページの草地基盤整備のところ、着々と草地整備、改良、造成を進めてますよという話はいただきました。多分、金額がこれから大きくなってくる話で、哺育・育成舎等の本格的な整備と、ここのところがよく実は私は分からないのですよ。場所はどこで、どんな形で進める計画でしたかというところをお聞きしたいと思います。この2点です。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） まずコロナに関わる検査についてです。うちの診療所では発熱外来も電話を入れて診てくれますし、症状がある場合には抗原検査も診療所でできます。無症状で行ってもやれませんが、例えば、発熱外来の中でそういった検査もしていただけるという体制は取っております。

PCR検査、この間、民間で個人が唾液を取って送って検査をするキットを持ってきましたけれども、2千数百円でした。あれをみると、個人が九州に送ってメールで返信がきて、陰性とかじゃなくて、可能性が大とか小とかというメールが入るようです。大だと可能性があるからPCR検査が必要になってくると。低いというメールがきたら、まず大丈夫でしょうというような程度のものでした。

協会病院で個人的にPCR検査をすると、聞いたところ2万5500円掛かるそうです。そういったことも含めて、やはり心配でしょうけれども、不安のある方、それから発熱症状が出た場合、診療所では発熱外来、電話で診てくれますし、抗原検査も必要であればやる環境ですので、ぜひそういったことを村民の皆さんにやっていただくということでお願いしたほうが、より使いやすいのかなと思います。

次に、道営草地畜産基盤整備事業でございます。これは平成31年から5か年事業で開始をさせていただいておりまして、国が50%、道が25%、地元が25%ということで負担をするということになっております。先ほども言いましたけれども、令和3年度に哺育・育成舎の本格的な施設整備が始まりますということで、場所は串内草地と同じ場所です。これまで預かりだけだったのが哺育も畜舎でももらえますから、一定程度分娩等もやるように整備がされるかと聞いてます。そうい

ったことからいくと、農家さんの経営体力に合わせて預けて、みてもらえる。そういうことによって、今度、飼料作物の採取、貯めておく量も減らせるということで労働力の効率化も図れるというようなことで、5市町村一緒にになってこれは事業を進めているところでございます。

結果的に農協出資の会社がこれを経営することになっておりますので、そこに預けるような形で、そういった方向で村も地元負担ということで一時負担はしますけれども、その経営の中で負担した額を農協の設立した支援会社で、運営会社が自治体にその費用をお返しするというところで整理をされているところでございます。これはいつまでに返すというのはないんですけれども、年賦になるのかということで、自治体が一時過疎債で借りたお金を、その会社が自治体に返すということで契約を済ませているところでございます。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 最後の質問になります。トータル総括なんですけれども、先ほど来より、いろいろと質問をさせていただき、また答弁いただきました。このテーマについて、当然、取り組むとなれば、年度いっぱいかけてもどこまでやれるかぐらいの強いものが折り込まれているのかなと感じております。そういった中で、アイドリング時間でも大体7月、8月くらいまでかかります。それから本格的な取組み施策となるかと思うんですが、具体的に年度をかけた取組みの決意がございましたらお聞きしたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 先ほど、哺育・育成舎で分娩の話をしたんですけれども、私の間違いで、生後7か月まで預かって、分娩は牧

場に返すということだそうです。したがって今までは放牧地でやっていたものを、畜舎で7か月まで育てるということですね。そこを訂正させてください。

今、藤岡議員の意気込みについてということで、私、毎年執行方針出させていただいております。この基なるのは、私の公約です。公約に基づいて、じゃあ今年は何ができるのだろうということで、具体的に毎年、執行方針を出させていただいておりますけれども、その中で必ずしも、おっしゃるとおり100%進むものではありません。ただそういった意気込みでやらなければ進まないということも、私としては感じています。いつも公約にあります3本の柱を基調として、これに基づく政策を取捨選択しながら進めていこうということで、1年間ですべてのことをやりきるというのはなかなか、実際に私、4年目にしてこの公約を達成している事案は1点か、2点という状況でございますので、そういった意味ではいろいろと時間も労力もかかる事案が多いわけですが、それでも一歩でも前に出た実感の得れる運営をしていければと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いしたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑はありませんか。

6番、小林潤君。

○6番（小林 潤君） 私は緊張すると早口になりますので、ゆっくり質問をしたいと思っております。まず2点についてお伺いします。5ページで、第3、未来を託す子どもの環境づくりのところで、本年度は、トマム保育所の改修を行い、目標としている0歳児保育が可能となる設備環境が進むこととなります。それからちょっと進みまして、19ページ。第3、1の子育て支援環境の整備で、先ほどお話し

たところとほとんど同じなんですけれども、今年度は、トマム保育所の改修工事を行い、ここはあえて1歳児保育に向けて環境整備に取り組んでまいりますということです。

私、木村子育て支援課長にも確認させてもらいまして、今、現在、保育所で保育している年齢でいけば、該当する人いるかどうかわかりませんが、5歳児、4歳児、3歳児、そして2歳児が保育という形でやっているということです。それから1歳児については、保育という考え方ではなくて、子育て応援事業を実際にやっているということでした。0歳児といえば、生後何か月から該当になるんですかということですけれども、聞きましたら0歳児が6か月以上、1歳児保育がありますから1歳未満のようであります。

最初に戻りますけれども、5ページ、19ページもそれぞれ最後の表現ですよ、トマム保育所の0歳児保育が可能となる環境整備が進むことになる。19ページもトマム保育所の1歳児保育に向けて環境整備に取り組んでまいりますということで、実際の1歳児についても子育て支援事業でやっていますから、令和3年中に施設の改修で部屋が作れますから、思い切って令和4年4月には1歳児を始めますと、なぜ書かなかったのかなと思ったら、元々この執行方針は令和3年度ですから村長選の絡みもあるんでしょう。来年の話は書けなかったと。ただ実情としては、1歳児は実際に子育て支援事業の中でやっていますから、そういうニーズがあるし、建物の改修が終わった令和4年4月には実際にスタートしてもらわなきゃ困るだろうと。もし村長が気持ちとして、こういう執行方針にはなかなか次年度のことを書けないということで書いていないのであれば、令和4年4月には間違いなくできるだろうというか、そのへんのことを

お伺いしたいと思います。

それからもう一つ、0歳児を預かれる建物の部屋も整備されるということですから、先ほど私0歳児は6か月以上1年未満を対象だということをお話ししましたが、なかなか0歳児の該当者が、特にうちの場合、保育所に行っている子どもさんが少ないですから、果たしてどのくらいのニーズがあるのかなっていう率直な意見といたしますか、該当する親御さんのニーズがまったく分かりませんし、6か月でもすぐ1歳児になっちゃうという部分がありますので、0歳児保育もしてほしいというのは、一般的な声として上がっているのは分かっているつもりですけれども、うちの村の状況について、分かる範囲で結構ですので教えてもらいたいと思います。

次、2点目最後です。6ページの上から2行目、学校教育においてはGIGAスクール構想によるICT教育の推進うんぬん、そして特色ある教育環境づくりをめざします。そして、19ページの真ん中からちょっと下段で、2の多様化する教育環境に対応した体制整備ってということで、児童生徒の学びの機会を確保するため、一人一台端末の整備をはじめ休校期間中の遠隔授業などにも対応できる環境整備を進めてまいりますということが記載されております。それから実は教育行政執行方針の中にも2ページの下から5行目に、児童生徒の発達段階に応じた学習環境につきましては、ICTの活用を推進し、最終的にGIGAスクール構想の実現に取り組んでまいりますということで、村長なのか、教育長なのか悩んだんですけれども、実は去年の7月21日の臨時議会の中で、GIGAスクール構想推進事業で、企画費の中で1100万円の補正があったものですから、一見、教育委員会所管のようなんですけれども、村長執行方針の中

で取り上げてお聞きをしたいと思います。

実際、去年の7月にG I G Aスクール構想というのがありまして、多分その部分で学校で整備された部分があると思うんですね。その時のG I G Aスクール構想の推進では、感染症対策のための消耗品や備品等の購入、網戸の整備等も含めるということです。それからG I G Aスクール構想の推進の中で、職場のニーズに則したI C T環境の整備、学校からの遠隔学習機能の強化、そういう形でI C Tの関係の整備のことが謳われております。

2月24日の総務産業常任委員会の折に、この第3次のコロナ対策の事業の説明がありました。第3次の説明を見れば、一人一台端末の整備、こういう表現もありました。また、村内の学校における遠隔学習機能の強化、この内容としては遠隔授業用のカメラ、スピーカー等の備品の整備、それから公立学校情報機器の購入事業、リース事業というようなことが書かれております。

このI C Tの関係は自慢じゃないですけども、ほとんど疎いということで長々話したんですけれども、私が最終的にお聞きしたいのは、去年の7月に補正を組んだコロナ対策の消耗品、備品購入から含めて、それは終わっている部分がほとんどだと思うんですけれども、今回2月24日の第3次のコロナ対策の時に説明してもらったG I G Aスクール構想についても説明がありました。そしてその内容で、実際に私が思ったのは、例えば昨年2月くらいから初めての経験で学校が一斉休校になって、なかなか学校に行けなくて、I C T機器を使って勉強できる機会を確保するというか、今後は感染の状況がどうなるかわかりませんが、実際に3次の部分でこれからは補正予算が通ると思うんですけれども、具体的に遠隔授業ができるような、リモ

ートができるんだということで私にもわかるような簡単な説明をお願いしたいと思います。以上2点でございます。

○議長（児玉眞澄君） ここで午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後1時00分

○議長（児玉眞澄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。村長の執行方針について質疑を続けます。

答弁願います。村長。

○村長（田中正治君） 小林議員の質問にお答えする前に、藤岡議員の先ほどの富良野哺育育成センターの概要で、私が説明受けていたときは、分娩してから返すというような説明受けていたんですけれども、構想の概要を再度、見直してみました。それで富良野育成センターにおきましては、常時飼育を860頭と設定をしまして、預かりを生後3日から20か月まで預かると。出産間際に牧場、あるいは農家さんにお返しをすると。そこで分娩をして、子牛はまた預かって子どもが産まれる状況になったらお返しする、というサイクルを作るんだということのようでございます。したがって、分娩については各牧場に帰って、というふう々に訂正をさせていただきたいと思います。

次、小林議員のご質問にお答えをしたいと思います。5ページ、あるいは19ページに記載の保育所、子育て支援についての記載でございます。子育て支援の中の保育所の預かりの関係ですけれども、私の思いとしては0歳児保育、6か月から預かれるようなシステムを今後、めざしたいということの記載でございます。

現状を申し上げますと、2歳児からの保育は既にやっておりますけれども、1歳児保育

については預かりということで、占冠保育所については、1歳児をコミプラで預かっておりましたけれども、新しくなったということで新保育所に1歳児の預かり事業を移行しています。トマムについては、1歳児預かりをトマム支所でやっておりまして、今年度、整備が終われば、1歳児保育を保育所の中でできる施設になります。制度的には保育ということではなくて預かりという制度で続けると。保育になりますと、人員の規定がございまして、それに合致しないと保育許可がなかなか取れないということで、当面、人員的な配置ができないので1歳児預かりを続けたいと。

現状を申し上げますと、保育士の資格がある方、ない方でやっていますが、本年度採用で保育士の資格者を2名増やしますけれども、1名が退職ということで、実質1名増にしかありません。そういった中ではなかなか今の1歳児保育はできないので、引き続き預かり事業で、令和4年度に向けて、それが可能かどうか、また、人員の配置が可能かどうかを含めて取り進めていきたいと思っています。

それと、0歳児保育でございしますが、第2期の子ども子育て支援事業計画を令和2年3月に作っておりますけれども、その中でアンケート調査を実施しております。3歳以上につきましては、26名の希望が出ておりますけれども、0歳児、このアンケート調査時におきましては3名の希望者がいるということでございます。

次にGIGAスクール構想でございます。内容について再度確認をしたいというご質問でございしますので、ちょっと長くなりますけれども説明をさせていただきます。そもそものGIGAスクール構想というのは、2019年12月に文部科学省が打ち出した計画でありま

して、多様な子どもたちを誰一人残すことなく公平に個別最適化され、資質能力が一層確実に育成できる教育、ICT環境を整備するというものからスタートをしております。そしてこの構想に関連しては、国の補助事業が複数用意されておりますが、その内容は各事業ごとに補助率や対象経費が異なるなど複雑な制度となっております。そのため、村としては、この度、主に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用してGIGAスクール構想を進めるということにしたということです。

GIGAスクール構想の具体的な事業内容のうち、代表的なものを挙げれば、1つが一人一台の端末の整備、高速校内通信ネットワーク環境の整備、それからクラウドの活用、この3つを挙げることができます。占冠村では、先進的に村内児童生徒の一人一台端末の整備を完了し、村内の通信ネットワーク環境も整備してまいりました。端末も購入後、約5年を迎えることとなり、更新が必要な時期に入っております。クラウドを活用するためには、通信回線もより太いものが必要になるため、既存の校内ネットワークの更新も必要になると考えられております。

以前、下川議員からのご質問でもありましたけれども、7月補正の段階ではまず、通信ネットワーク環境の整備をメインとして進めていくと。その後、村内各学校からの希望調査や聞き取りを行った結果、通信ネットワーク環境よりも一人一台端末の更新や電子黒板などの備品を取り急ぎ整備してほしいとの要望が出されております。これを受けて、事業の内容を通信ネットワーク環境の整備から、タブレットや電子黒板などの整備等の購入をメインに変更することとして、その変更後の内容を総務産業常任委員会にてご説明したと

ころでございます。

今回、GIGAスクール構想のために、活用する新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金は、新年度への未契約繰り越しが認められているため、設計、発注することなく基本的には予算額のほとんどを翌年度に繰り越して実施をする予定となっております。事業の実施にあたっては、あらかじめ、現場の教師と念入りの打ち合わせを行い、より効果的な整備に努めてまいりたいと考えているところでございます。

具体的に何をやるのかということでございますが、一人一台端末タブレット、それから電子黒板、電子黒板用のパソコン、インターネット通信用カメラ、スピーカー、その他必要なサーバーシステムを整備するというところで、将来的に通信ネットワーク環境の整備をメインとした事業も実施していきたいということで予定をしているところでございます。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 6番、小林潤君。

○6番（小林 潤君） 私も保育所の関係で、ちょっと認識を間違ったというか、1歳児は従来通り、預かりということでやるということで確認することができて助かりました。

それと、GIGAスクール構想の関係で、今これからやるやつを村長から丁寧に説明があったんですけども、今お話しあったやつを整備すれば、私が一番不安だったのが、学校がそうやって休校になって、普段の授業のような臨場感はないにしても、ICT機器を活用すれば、それなりの学習ができるようになるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 小林議員のただいまのご質問が専門的なものですから、担当課長から説明させます。

○議長（児玉眞澄君） 企画商工課長、三浦康幸君。

○企画商工課長（三浦康幸君） 小林議員からのご質問にお答えいたします。ご質問の主旨といたしましては、休校の際の遠隔授業がある程度可能になるのかというご質問かと思えます。結論から申しますと、可能であると考えております。遠隔授業と申ししましても備品だけをしっかり整備したとしても、それをしっかり使いこなすことができる教師のスキルというのも今後、必要になってきますので、先生方の研修等も必要になってくるという可能性がございます。それとあと1点だけ、通信ネットワーク環境が古いままですの、ひょっとしたらかなり回線が混雑してくる可能性があるの、それについては今後、状況を見て改善していくという形になると思います。以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑はありませんか。

3番、五十嵐正雄君。

○3番（五十嵐正雄君） 議長の許しを得ましたので、何点かに渡って質問をしたいと思えます。ちょっと体調が悪いので言葉がおかしくなるかもしれませんがけれども冷静に聞いて答弁してください。

○議長（児玉眞澄君） 五十嵐議員、座ってやっても結構です。

○3番（五十嵐正雄君） 立ったほうがやりやすいので大丈夫です。

まず、3ページと10ページに林業政策についての村の考え方、村長の考え方を述べられているわけですが、この間、林業政策については、やっぱりきちんとどこかの場所で総括を関係者が集まってして、その問題点とかより伸ばしていく方向、これらについてきちんと議論すべきだということです。そう

いうものがあって初めて、この村に合った、なおかつ林業に期待ができるそういった施策というのが生まれてくるんだろうと思っています。そういった意味で、今回、この執行方針が出された過程の中で、前段で、そういった関係者が一堂に集まって十分な議論がされてきたのかどうか。これから見ると、そんなふうには思えないので一つ伺っておきます。

併せて、具体的な中身について質問していきたいと思いますが、今やっぱりうちの村では林業労働者の対策、担い手対策、それから事業体の育成、こういったことが大きな柱。それと合わせて木質バイオマスの生産組合の質の向上、こういったものは大きな課題だと思っています。

林業労働者の関係でいけば、前回の議会の中でも言いましたけれども、あるS社では内地から女性と男性、27～8歳の人が今、働いて、そこでこの村に住んで働いています。チェンソーを持って山の中を駆け巡っていると、こういう状況が今あります。全国的にも、今、林業をやりたいという女性が増えてきています。そういった意味では今がチャンスです。このチャンスを生かすために、村がどういったことをやっていくかということをやちゃんと出さないと、事業体任せではこれは無理なんです。この間ずっと言っているんですけども、なかなかそこが具体的な施策が生まれてこない。だから林業に特化した、そういった林業労働者の優遇策をやちゃんとやるべきだということを、何回も言っているんですけども、さっぱり具体的なものは出てこない。そういった意味では、本当にきちんと総括されているのか。そのへんが甚だ不安であります。

併せて、事業体の育成については、村もご承知のように、中小零細の弱小企業です。そういった意味では、大きな投資をできるよう

な事業体は残念ながらありません。そこを、村としてもどのように育成していくのか。これは大きな課題だというふうに思っています。そのへんについても、やはり具体的な方向性、いきなりすぐできるというわけではないだろうと思いますが、期待は持てるような、少しでも夢を追えるような方向性というのは出していただきたい。

それから六次産業化に関わる部分で木質バイオマス生産組合の問題です。これは正直に言って、村内の3事業体が集まって、林業に関係ない事業体も入っているようだけれども、自分の主たる事業を持っていて、そして木質バイオマス生産組合のほうも手を出すと。これはちょっと、自分の事業そのものも上手くいってないのに、木質バイオマスまできちんとやれるなんていう状況には正直言ってありません。もう既に作ってからこうなっているけど、今温泉とかそれから保育所、そういったところの生産が主で、よそから薪を買いたいって来ても、それに応えるような体制になっていません。

何回もこの間、村もあそこに薪を売っていますというような看板をあげて少しでも消費拡大して、全道にそれを売っていけるような体制を作るべきだということで、村も努力したおかげですけれども、結果的にそれもほとんどできていないと。こういう状況ですから、この木質バイオマスの体質改善、経営改善を含めて、きちんと今やらなかったら結果的には大変なことになっていくということなんで、やっぱり方針としてきちんと出して、取り組んでいかなかったらとんでもないものが将来になってしまうということなんで、そのへんについてお伺いします。

それと併せて、国有林との連携でやっとな森林整備の推進協定ができました。これは、あ

る意味では、村のほうは技術とかいろんなことを教えてもらえるからいいとは言っているけれども、村民からすればあそこに3千立方も4千立方も丸太が積まれています。今年の場合、コロナでなかなか売れなかったという問題もありますけれども、村民からすれば、あれだけうちの村に仕事があるのに、村民が誰一人として、この丸太生産に関わっていない。つまり、国有林の仕事に村の人が誰も参加できていないということです。やっぱりこれを何とかしようということで、この間言ってきました。

こういった地域森林整備推進協定ができました。最終的な村の目標は、なんとか国有林に村の事業体が仕事をできるようにしていく、そのための前段の地ならしだという考え方を持って進んでいただかなかつたら、このへんについては、結果的になかなか国有林に仕事をやっていける、地元の人が。そういったことを考えていく必要があるということで、そのへんについても、やはりきちんと方向性を出していくべきだと。

それから11ページの道の駅の問題です。これは再三に渡って言ってきました。道の駅の花壇として花を植えている場所は、札幌の人が土地を持っていて、あそこが村の土地になるというか、一体として開発すれば道の駅の利用度とか、いろいろな意味で利便性が上がりますし、農産物の販売も小さいところでやるより、あそこに建物を建てて、そして地元の農家の人たちがそこへ野菜を持ってきて毎日販売できる。そのくらいできるわけです。それくらいの土地があるわけです。この土地をなんとか村が所有できるように、努力してくださいということです。

今までの経過からいけば、花を植えて使うことは村に了解すると。売ることはできませ

んと、こういうことです。この間、この土地を取得するための努力、また、関係者とそういった取組みはされてきたのかどうか。忙しいからなかなかできなかったのかもしれませんが、やっぱりなんとかこの土地を、していかなかったら道の駅全体の活用という問題に終止符を打つことができないというふうに思いますので、そのへんについての考え方を伺います。

次に17ページ、自主防災組織を大変評価しているようです。私は決してそういう状況にはないと思っております。組織がそれぞれできていることは、それはそれで結構です。これからやっぱり、せっかくできたこの組織を、名実ともに地域の町内会の防災組織、自主防災組織としていくためには、今、避難訓練をやっている時には、健常者がほとんどですね。とま〜るの人たちも何人か参加してますけれども、地域の人たちが誘い合って、なかなか普段外に出れない人たちをどうやって避難させるかということができていません。本当に災害が起きたときには、そういう人たちも一緒になって避難させるような体制が普段からできてなければならぬわけです。そのところがほとんどできていないので、自主防災組織の本来のところがまだまだ不十分だという意味で言っているわけです。

組織はできているわけですから、そういった意味では、村も一緒になって魂を入れていくような自主防災組織にしていく必要があると思っています。これらについて、村はやはり指導的立場でもって、お互いに話し合いをしながら、そういった名簿等も含めて、個人情報の問題もありますけれども、誰がいつ、どこで、誰を避難させるのかっていうことも含めて地域でできるのであればやれる。できないところは村がやるということまで含めて

議論していただきたい。そういう指導をしていただきたいということです。

次に19ページ、トマム保育所改修工事、これは住民の多くの要望でやるということなんです。私が心配しているのは、言わなかったらやらないことが今までも何回もあって、つまり、公共の建物を作るときには、地域材を活用するというのが、うちの村の地域材活用指針というものを、議会の中で村が提案して決まりました。これがそれぞれの担当部所でいろんな建物を作るときに忘れられて、とんでもないものができあがると、こういうことなんです。そういった意味で、去年、保育所を建てたときは、普通よりも3割近く掛かり増しになる建物でしたけれども、占冠村の材を全部とは言わないけれども活用して、併せて北海道産材を活用して、本当に人間にやさしい建物を作ることができました。余分な物も買ったようですけれども、それは別にして。

そういったことで、もしあの材が余っているのであれば、こういったことに活用する考えがあるのか。また、地域材、占冠材をこれから行って、丸太を切ってきて、製材して、乾燥させていったら間に合いませんから、大きな意味で北海道産材を活用した、地域材を活用した保育所の改修工事は行われるのかどうか、そのへんについて。以上、伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 五十嵐議員のご質問にお答えをいたします。以前から厳しいご指摘をいただいている林業関係の政策でございます。まさに、なかなか進んでいないというところも私も感じながら、なんとかこの占冠が生きていくために、林業を一つの産業として育てていきたいとこの気持ちはまずあるということでご理解をいただきたいと思います。

それにしても関係者の議論を含めて、ご指摘のとおり、不十分かと思っております。ただ、執行方針を作るにあたって、関係担当係の議論も踏まえて、その中で作らせていただきました。

そういったことからすると、まだまだ不十分というご指摘かと思えますけれども、総括の部分では、今年度においてはコロナウイルス感染症という一つの制限の中で国有林との連携において、地域材の円滑な流通と利用販売に向けた森林施業プランナーの育成を目的としながら、原材料の有利販売に資する踪跡現地勉強会だとか、共同土場において小学校児童を対象とした森林環境教育などを含めて協定に基づく事業を実施してきているところでございます。

とは言っても、ご指摘の担い手対策、事業体の育成という部分では、特に議員のおっしゃっている担い手、働いている人に特化した政策がなかなかできていないというご指摘もあります。通常、これまでやられてきた福利厚生事業等については、引き続き実施をしているわけでございますけれども、働いている方々に特化した事業が組めていないということでは、本当に今、もうちょっと何が一番有効なのかも含めて担当課とも検討し、あるいは、議員のご指摘のように、働いている人方とも膝を交えて議論する必要もあるんだろうと思っていますので、そういったことをぜひやってみたいと思います。

六次産業化に関わって、木質バイオマスの事業体、共同事業体的な要素がある中で、主たる事業ではないとは言いつつ、雇用されている方もいらっしゃると思いますので、その中で何とかこの事業体が計画から実施、あるいは収支決算まで、やっぱり一つの事業体としての体を成すようなものにしていかなければなら

ないと私も思っているところです。どうも私の感じているのは、それぞれがそれぞれでやっているように考えられますので、村がもっと主導的になって指導する必要があるんだろうというご指摘もございますので、なんとか体質改善、あるいは経営改善も含めて取り組む必要があると認識しておりますので、それぞれ担当とも相談しながら取り組んでまいりたいと思っております。

六次産業化では昨年の12月に地域おこし協力隊1名も採用しまして、ぜひこの事業体の形も含めて、どういう整理ができるのかも含めて、一緒に考えていきたいなということで、任務としては、そこに貼り付けながらやっていきたいということでありますので、そこらへんの整理も必要かなと思っております。

国有林との連携に関しましては、議員の言われるように、占冠の林業を成長産業として育てるためには、村有林も含めた民有林だけでは、なかなか事業量の確保は難しいだろうと。そんな中で国有林も含めた中で村全体の林業育成をするということで考えれば、国有林との連携は必要不可欠でありますし、そこで事業ができる事業体がいるというのが健全な姿だと私も思っていますので、なんとか国有林の中に入るための事業体育成というのはやらなければならないと思っています。

なかなか国のハードルも結構厳しいようでございますけれども、そういった事業体をぜひ育成しながら、村全体の林業を考えられる施策を打てればと思います。いつもかっこよく答弁していて、なかなか進まんねと怒られておりますけれども、一つでも二つでも期待に応えられるように頑張っていきたいと考えておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

それから、道の駅でございますけれども、

道の駅の花壇のところの所有者からの購入について、これについても再三課題になっているということでご指摘を受けているわけです。現在、賃貸借契約を結んで、使用料をお支払いするところまで進んでおります。ぜひ、購入をさせていただきたいということで、お話と金額提示まではさせていただいてますけれども、このコロナ禍の中で直接お会いすることができなかったということで、ぜひ、直接出向いて、ご兄弟が3名いらっしゃいますけれども、3人を集めなければ一人一人にお話ししても、なかなか難しいようでございますので、3人の合意を得られるような話し合いの場を作って、出向いて協議をさせていただきたいなと思っておりますのでございます。

それから17ページの自主防災組織でございます。町内会、あるいはそれぞれの自主町内会において独自の活動もされたり、障害を持たれた方の名簿等の議論も避難訓練の折には出ているんですが、議員も先ほどおっしゃったように、名簿については個人情報ということで町内会には出せないんですよねということです。行き違いもあるんですが、それらを乗り越えられる方策もあると思いますから、ぜひ、避難訓練、あるいはそういった協議する場所がありますので、もうちょっと踏み込んだ議論も防災組織ともさせていただく中で、課題が取り除けるような方策をぜひ取り組んでみたい。それから、それに伴う、より具体的な取組み方について議論をしてみたいなと思っておりますので、ご支援のほどよろしくお願いをしたいと思いますのでございます。

19ページのトマム保育所につきましては、地域材の活用ということで、これまでも言われてきております。村の公共施設においては、地域材、あるいは道産材を使うというのは基

本的な方針にもありますので、今回のトマム保育所につきましては、現在、保管をしています余った材を利用することで、設計に組み込むことで進めさせていただいておりますので、極力余った材の利用と道産材等の利用で、木造には配慮した施設にしたいと考えておりますのでご理解のほどよろしくをお願いいたします。以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 3番、五十嵐正雄君。

○3番（五十嵐正雄君） ちょっと言葉も荒げたりして大変申し訳なかったと思っています。林業の関係、事業体とそこで働く人たちと懇親会というか、酒飲んだわけじゃなくて話し合いのテーブルを持ってきました。村に対する要望は結構出ました。事業体の若い経営者も含めて、いろいろな希望とか夢がたくさんあって、我々で考えられないようなことが結構出てきます。

そういった意味では、ぜひ、村長が会うか副村長が会うかは別にして、そういった人たちと素直に村に求められるもの等の話をやっていただきたい。先の議会で、事業体との話し合いを早急に持つべきだって指摘していますが、それでも、それも忙しいからなかなかできないだろうと思うんですけれども、率直にそういった人たちの声を聞いたら、そこに村がやらなきゃならない答えがあります。俺らが言うより、そういう人たちのことのほうがすごい情熱を持って林業にありますから、ぜひそういったことをやっていただいて、村は村としての考え方をきちんと言って、一緒に林業を再生していくというか、振興していくような取り組み方をぜひお願いして、質問を終わりたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 議員の言われるように、林業、私も村長に就任してから新たな事

業体も生まれたり、新たな事業も生まれたりしています。そういった中で、それをきちんと支援できる体制があったかどうかというのは、私自身不十分だったように思いますけれども、今、言われているように、若い方で夢を持ってそういった仕事に就かれているというお話もありましたので、ぜひ、そういった中身等を含めて聞く場を持つということに努めていきたいなと思いますし、そういった方の期待に応えられるような政策をぜひ、検討してみたいなと考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで村長の村政執行方針に対する質疑を終わります。

◎日程第1 教育行政執行方針

○議長（児玉眞澄君） 続いて、教育長の教育行政方針に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

5番、下川園子君。

○5番（下川園子君） 何点か質問いたします。まず、2ページの確かな学力の育成ということで、GIGAスクール構想の実現、これに向けてICTの活用を推進、となっているんですけれども、ICTの導入というのは早くから進んでいるので、活用方法といいですか、実際に使う使わないといった点では、進んでいるのではないかと思います。ただ、それが有効に使われているか、というと疑問を感じているところで、タブレットは授業とかでも使用しているでしょうし、電子黒板等も使用しているんですが、その活用方法に限界を感じるというか、なかなか先に進んでいない現状なのではないかと思っています。

これを進めていくためには、やはりＩＣＴを使う側の先生方、教職員の方が実際に勉強をしていかないといけないところなのかなと思っ
ているんですけども、通常の業務内で研修を受けていくというのは、かなり限度があるのではないかと感じるんですね。そう
なってくると、そういうところに専門的に長けている人に３校同時に入っていただいて進めていただく。こ
ういうふうに活用したらいいんじゃないかということを提案いただくほうがより進むのではないかと思
うんですが、そういったことに対してどのように考えているか伺います。

あと、ＧＩＧＡスクール構想に向けては、クラウド化ということも先ほどお話で出ていたんですが、校務のクラウド化というのも
ＧＩＧＡスクール構想に入っているかと思
います。実際、校務については総合型校務支援システム運用、システムを運用するという想定がされている
ようなんですけども、こういったところはどの程度まで利用していくのか。いつくらいに、または総合
型校務支援というのはどのくらいの時期を目途に利用していこうかなという検討等がありましたら伺
います。

２点目です。５ページの家庭教育推進の中、放課後キッズスペースを実施というところで、今
までも放課後キッズスペースは実施されているんですが、これは中央地区、それからト
マム地区両方で開催されているわけではなくて、中央地区を主に開催しているものになっ
ています。トマム地区での開催等をどのように考えているのかを伺います。

３点目、６ページのスポーツ振興についてですが、スポーツ観戦の機会の提供やト
ップ選手との交流や教室などを実施することで、スポーツに関心や興味を持てるように取り組
むということなんですけれども、最近、やは

り子どもたちの体力低下というのが謳われて
いるため、スポーツに関心や興味を持っても
らおうというところだと思うんですけども、
体力低下ということ言えば、実際にスポ
ーツをしていない人にもスポーツに興味を持
てもらおうということが必要になるのでは
ないかと思います。

ただ、今まで、トップ選手との交流や教室
などということ言うと、どこかに所属して
いる団体の子たちが交流できるものであ
って、実際、スポーツに触れていない人
たち、スポーツに触れていない子ども
たちは実際こういう交流の場というのも
与えられてなかったのではないかと思
います。なので、団体に所属している子
たちはいいんですが、団体に所属してい
ない子たちにも、そういった機会を持
つべきだと思いますが、そのあたりはど
のように考えるか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（藤本 武君） 下川議員のご質問
にお答えさせていただきたいと思
います。最初に、ＧＩＧＡスクール構
想、ＩＣＴの活用方法ということで
ございますけれども、各学校にお
いては国からの通達もあるんです
けれども、一人一台の学習用Ｐ
Ｃを５年間の計画でとなっており
まして、本村においては、今
までＧＩＧＡスクール構想とは別
に、村単独の事業として生徒一人
にタブレットを持っていただいて、
そのタブレットを活用して電子
黒板、そしてデジタル教科書とい
う形で授業をさせてもらっています。
また、それとは別に千歳科学大
学だったと思うんですけども、
そこに個人のＩＤとパスワードを
与えられて、自分の学習の状況
を計算しながら進めていくとい
う方法を現在、取らせていただ
いております。

先ほどおっしゃられたとおり、ＩＣＴのデ

デジタル教科書、パソコン、電子黒板も含めてなんですけれども、先生方も最初のうちはあまり触ったことがなかったので、不安感はありましたけれども、校内での研修等も含めてその活用方法の勉強をしていただいております。それで今、下川議員が言われたように、校内だけということではなく、外部講師を呼んでということも、今まではやってはおりませんでしたので、外部講師として来られる方がいるかどうかも含めて、今後の検討課題ということで、少しでも活用がスムーズにいつて、それぞれ教師、児童のためになるように進めてまいりたいと思っております。

それと、放課後キッズスペースでございすけれども、議員のおっしゃられたとおり、現在中央地区での実施かと思ひますけれども、トマムの場合の児童生徒数が少ない中で、どういった形そういったものができるのかについて、ちょっと内部でも協議をさせていただきます。

それとスポーツの関係ですけれども、確かにスポーツ、クラブ活動を含めてやっている生徒はそういった機会を作れるわけでございすけれども、これはスポーツをやっているというクラブ活動とかっていうことだけじゃなくて、それぞれの学校にできるのであれば、総合学習とかも含めた中で、一箇所ですういった方々をお招きして、実際に選手と触れ合うような機会を作っていくということも可能でありますので、今後、まだどこの大学が来るとか、部活はまだ分かりませんが、今後そういったことも含めて検討させていただきたいと思ひます。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 5番、下川園子君。

○5番（下川園子君） 最初の質問のところ、GIGAスクール構想の中に校務のクラウド化ということも入っているかと思うんで

すけれども、校務のクラウド化をすることによって、先生方の働き方改革にもつながるものなのではないかと感じているんですね。校務のクラウド化するとどうなるかというところ、総合型校務支援システム運用、システムを運用して、教務、学績、学校事務とかを一括管理できるというシステムだと思ひているんですけれども、そういったものの導入はどのように考えているか伺ひます。

○議長（児玉眞澄君） 教育長、藤本武君。

○教育長（藤本 武君） 校務支援システムについては、それぞれの学校でこの中に入っていくことができるようになっておりますが、校務支援システムは多岐に渡るわけで、それぞれの学校で校務支援システムを使つてくださうということ、うちもお金を払つてやっているんですけれども、各学校の判断によって全部のシステムを使っているというわけではなくて、学校ごとにどのシステムかは把握はしていませんけれども、今、言つたように、その中で学校としてそれを利用することによって、教職員の働き方改革も含めて軽減できるシステムは使つてくださうとお話しております。各学校ごとにはちょっと分かんないですけれども、利用はさせていただいております。

○議長（児玉眞澄君） 5番、下川園子君。

○5番（下川園子君） 先ほど、外部からの講師を呼んで、実際に電子黒板の使い方であったり、デジタル教科書、それからタブレットの利用方法、授業としての内容についても、各学校である程度進められていることなのかなと思ひます。ただ、占冠村として、GIGAスクール構想であったり、ICTの活用ということを進めるのであれば、まとまって指導してもらつてと言ひますか、全校が統一した同じようなスキルでできるような状況に持つ

ていっていただくのがベストだと思っているんですけども、今後、そういったことを進めていく際に、3校同時に進めていくことも考えられるのかを伺います。

○議長（児玉眞澄君） 教育長、藤本武君。

○教育長（藤本 武君） 今言ったICT機器の活用を含めてなんですけれども、最初、各学校の先生方は、これを入れたときには、相当困惑されていました。その後、デジタル教科書とかを入れることによって、先生方も下準備の勉強とか、自分で本を読んでやっていたわけなんですけれども、デジタル教科書で実際に映しながら、そして、今までは本の中にしかなかった、子どもたちに示す、例えば世界の街であれば、街の状況だとかもデジタル教科書を通して電子黒板に動画化して書くこともできるということもできて、本当にこれは使って、ちゃんと覚えてくるとすごく良いものだとな先生方も思ってくれました。

それで、先ほども申し上げたとおり、今後そういう機会があれば呼んで、使い方をもっと、さらなる授業研修もしたいと思っておりますけれども、現在のところはそういったことで、先生方では集まって使い方の勉強、ちょっといつやったか分からないですけれども、そういったことも1回やりましたよということでありましたので、今後、使い方のいろいろなノウハウについて活用が図られるように努めていきたいなと思っています。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑ありませんか。

1 番、大谷元江君。

○1 番（大谷元江君） 議長のお許しが出ましたので2点ほど確認させていただきたいと思っております。3 ページです。2 (2) の豊かな心の育成の中の下から4行目、生命尊重や感謝・親切、公正・公平など、自他を尊重する

思いやりの心を育成するため、学校教育活動全体を通じた人権教育の充実、この人権教育というのは、人材ではなくて、その人の心の中に入り込むような感じの教育になるのではないかと疑問視しました。この中身の説明をお願いいたします。

5 ページです。3 (2) 生き生きと学ぶ生涯学習の推進の中で、文化に親しみ、スポーツを楽しむ環境づくりに努め、効果的な取組を進めてまいります、ということですが、コロナ禍の中でなかなか集まる機会が少なくなっている中での推進なんです、人口も少なくなり、参加する人数も少なくなりでスポーツとか文化の振興が進んでいない気がしますけれども、その中での生涯学習の推進なので、どのように進めていくか、お聞かせ願います。

○議長（児玉眞澄君） ここで2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後2時02分

再開 午後2時10分

○議長（児玉眞澄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育長の執行方針について質疑を続けます。答弁願います。教育長。

○教育長（藤本 武君） ただ今の人権教育についての話ですけれども、人権教育委員での取組みなんですけれども、各市町村で1校以上をめざすということで、本村においては現在、占冠中学校で人権教育を行っております。内容としましては、思いやりの心を育て、命を大切にする題材を使って、生徒たちに人権教育ということで進めているということでございます。

生涯教育の話ですけれども、文化に親しみ、スポーツ等を楽しむ環境づくりと書いておりますけれども、ご承知のとおり、現在、コロ

ナウイルスの関係で、スポーツの関係はできない状況にございますけれども、それに鑑み、文化に触れるということで、文化につきましては先ほどのインターネットも含めた中で、実際は来てもらって、やれたら良いんですけども、過去の例としては、トマムリゾートの中国の方に学校に来てもらって、中国の文化のお話をしてもらったわけですけども、今はそういうこともコロナウイルスでできませんけれども、インターネット等を活用した異文化の紹介、見るということができれば良いと考えております。

○議長（児玉眞澄君） 1番、大谷元江君。

○1番（大谷元江君） 学校教育活動全体に通じた人権教育、これは子どもたちに対してということでよろしいのでしょうか。学校教育活動全体を通じた人権教育というのは、教える側に対しての教育ではなく、子どもに対しての教育ということでよろしいですか。

それと、今、生涯学習の推進でお答えいただきましたが、子どもに対してのお答えのように感じたんですが、生涯学習ですので、村民全体なのかなと思ったんですけど。今のお答えですと中学生中心というような感じでしたので、もう一度確認したいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 教育長、藤本武君。

○教育長（藤本 武君） 学校教育活動全体を通じて、という意味は、先ほどの道德教育ということだけじゃなくて、これ以外の学校の生活面を含めた中で、学校の団体生活全部を含めた中でということで書かせていただきました。

それと、生涯学習について、ここに書いてある文化に親しみ、スポーツを楽しむということは、今までやって来た子どもだけということではなくて、地域の皆さま、住民の皆さまに鑑賞してもらって催しをやってきたわけな

んですけれども、今そういうのが難しい状況ではございますけれども、コロナ対策を含めた中で、三密にならないスペースを取った中で、何かコミプラとかを活用した方法ができないかなというものを調べていきたいと思っております。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑ありませんか。

3番、五十嵐正雄君。

○3番（五十嵐正雄君） 2点質問します。

まず1点目は、道德教育の問題です。道德教育の問題で、学校の先生方とは何人かから職場の状況を聞きました。私は1946年ですから日本国憲法ができた年に生まれているんですね。小学校に入った時に、先生方から民主主義とか平和の尊さ、それから人権とかを徹底的に叩き込まれました。そういう教育が学校に、私たちの頃はありました。もちろん怒られることも、げんこつもあつたりとかしました。そういうところで育った私にすれば、教育方針の中に道德教育が堂々と出てくるということは、前にも指摘しましたけれども、戦前を回帰するいやな思いをするわけです。

この道德教育が今、教科としてなっているわけですけども、ここに来るまでに冷静に教育現場の歴史を見ると、戦後、教頭先生というのは法制化されていませんでした。教頭先生も組合員で、一緒にストライキとかそういったことを、私が国有林の職場に就職したときにも、昭和40年、その頃、先生方は教頭先生も一緒になってストライキをしていたんですよ。小さな自治体で。つまり、民主主義とはずっとあつたんです。先生方にも権利が認められていた。ところが、教育基本法が改悪されて、学校現場では、主任制が作られて、先生方に差別、選別が生まれてきました。そういう状況の中で、今、学校現場では、非

組合員と組合員がほとんど拮抗している。あとは逆に組合員が少ないという職場状況になっています。

こんなところで、先生方が本心で、同じ思いで進んで行くというのは大変厳しい状況です。先生に聞いたら、道德の教育の中では、私は答えを絶対言いません。子どもたちが判断をしてやると、こういうことで対処していますという話を聞きました。ちょっと安心しました。教育が徹底して道德を押し付けるようなことが、戦前にあったようなことは、あってはならないと思っています。そういった意味では、中身としては道德教育と言うけれども、そこまで厳しくなっていないという現状です。このままいけば、戦前と何も変わらないような道德教育が行われるというのは明らかです。ですから私は警鐘しておきます。こういったことに疑問を持ちながら、戦前の歴史をきちんと見て、そういうことで教育方針を作っていかなかったら大変なことになるという危機をもっています。今回、この中で道德性を養うために、考え、議論する道德を実践すると書かれています。これはどういうことなのか、まず1点伺いたいと思います。

次に社会教育の関係で、5ページから6ページにかけてのところで、芸術・文化の振興の中で、これは以前の議会でも言いましたけれども、和太鼓がうちの村には立派なものがあります。以前は子どもたちの太鼓サークルがあって、やられていました。去年、トマムで太鼓の体験学習がやられてきています。教育長も執行方針の中で言っているように、コロナの中で和太鼓をやる人たちがいたんだけど、できなかったという過去の歴史があります。そういった意味では、ぜひ、文化活動の中で、村にあった唯一の和太鼓のこういったものをなくさないような努力を、教育委

員会として、教育委員会で一生懸命旗を振ってもやる人がいなければどうしようもないので、そういった理解を得ながら残していく、有効に活用していくということをやっていたきたいと思っています。そのへんについての取組み、考え方を伺いたいと思います。以上2点です。

○議長（児玉眞澄君） 教育長、藤本武君。

○教育長（藤本 武君） 道德教育の関係でございますけれども、私の独断と偏見でということではなくて、指導要領の中に書いている、こういった道德性を養うということが書いておりましたので、それでやっているわけですが、基本的には先ほども申し上げましたとおり、教科の学習指導要領に基づいてやっているということで、私がこう思うからこう書いたということではないので、そのへんはご理解いただきたいと思います。

それと、芸術文化で、太鼓の話でございますけれども、コミプラに太鼓のセットがありますので、それを何とかできないかということで、去年、公民館の関係の、道南のほうの方なんですけれども、もし、今後教えていただけることがあれば、うちの公民館で講師として呼んで指導してくださいということで連絡はしました。今年はちょっとできなかったんですけど、せっかくあるものですから、太鼓の活用について、今後も、その方も含めて一回でも二回でもいいから実施できる方向で取組みさせてください。

○議長（児玉眞澄君） 3番、五十嵐正雄君。

○3番（五十嵐正雄君） 太鼓のほうについては頑張っていたきたいと思います。

道德関係です。教育長の考え方とは違うけれども、学習指導要領に書いてあるから私は書きましたと。ここが問題なんですね。歴史というのは、気づいている人たちが頑張らな

かったら常に塗り替えられていくという日本の過去の歴史がありますので、そういった意味では、教育長自身に頑張ってくれと言ったってできない部分がたくさんあると思いますから、それは我々も十分理解するわけですが、けれども、やっぱり、だめなものはだめだということではいけないような社会にならないと、子どもに嘘を教えることと同じような社会になるので、そのへんはきちんと努力をしていただきたい。今、これを変えろということは言うつもりはありません。

これはこれで良いんですけれども、危機的な状況にあるので、それぞれが持っている部署で、平和や民主主義を守るための努力をしてもらなかったら、何のためにうちの村は平和宣言をしているのか。ここに行きつくわけですから、ぜひ、そういったことで、例えば教育の現場で小さなことでも見て、村長と話をするとか、いろいろなところで話をするとか、ぜひ頑張っていたきたいということで質問を終わります。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 答弁はよろしいですか。

他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで教育長の教育行政執行方針に対する質疑を終わります。

◎日程第2 議案第1号

○議長（児玉眞澄君） 日程第2、議案第1号、指定管理者を指定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 質問の内容ですが、

指定管理者となる団体の名称というところで、株式会社スポーツピア占冠とあります。こちらについて、私の認識だと、昨年までと会社の名前が変わっているのかなと思います。替わった背景のご説明と、期待される効果があるのかお考えを、その2点をお伺いしたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 企画商工課長、三浦康幸君。

○企画商工課長（三浦康幸君） 藤岡議員のご質問にお答えいたします。従来、株式会社スポーツピアが指定管理者として指定されていたわけでございます。この度、スポーツピア占冠という、占冠に根差した地元のスポーツピア占冠を立ち上げたいというお話がございまして、スポーツピア占冠という会社が指定管理者として応募していただいたという形になっております。占冠村としましても、指定管理業務はしっかりしていただかなければならないということがございますので、親会社のスポーツピアグループからは全面的なバックアップ、業務体制の支援はしていくという確認を取ったうえでご提案差し上げたところでございます。以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 変更理由は分かったんですが、期待される効果というところで、例えば税収が見込めるとか、そういうことはありませんでしょうか。

○議長（児玉眞澄君） 企画商工課長、三浦康幸君。

○企画商工課長（三浦康幸君） 本社が占冠村ということになりますので、税制面では占冠村の納入分が発生するということになるのかと思います。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 討論なしと認めます。
これをもって討論を終わります。

これから議案第1号、指定管理者を指定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。
したがって議案第1号は原案のとおり可決しました。

◎日程第3 議案第2号

○議長(児玉眞澄君) 日程第3、議案第2号、指定管理者を指定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 討論なしと認めます。
これをもって討論を終わります。

これから議案第2号、指定管理者を指定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。
したがって議案第2号は原案のとおり可決しました。

◎日程第4 議案第3号

○議長(児玉眞澄君) 日程第4、議案第3号、指定管理者を指定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 討論なしと認めます。
これをもって討論を終わります。

これから議案第3号、指定管理者を指定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。
したがって議案第3号は原案のとおり可決しました。

◎日程第5 議案第4号

○議長(児玉眞澄君) 日程第5、議案第4号、指定管理者を指定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第4号、指定管理者を指定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。したがって議案第4号は原案のとおり可決しました。

◎日程第6 議案第5号

○議長(児玉眞澄君) 日程第6、議案第5号、占冠村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第5号、占冠村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は原案のとおり可決しました。

◎日程第7 議案第6号

○議長(児玉眞澄君) 日程第7、議案第6号、占冠村国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第6号、占冠村国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は原案のとおり可決しました。

◎日程第8 議案第7号

○議長(児玉眞澄君) 日程第8、議案第7号、占冠村介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題としま

す。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第7号、占冠村介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は原案のとおり可決しました。

◎日程第9 議案第8号

○議長(児玉眞澄君) 日程第9、議案第8号、占冠村道の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第8号、占冠村道の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は原案のとおり可決しました。

◎日程第10 議案第9号

○議長(児玉眞澄君) 日程第10、議案第9号、占冠村水洗化等促進対策特別利子補給金条例を廃止する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第9号、占冠村水洗化等促進対策特別利子補給金条例を廃止する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は原案のとおり可決しました。

◎休会

○議長（児玉眞澄君） お諮りします。

議事の都合により、3月10日の1日間を休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって、3月10日の1日間を休会とすることに決定しました。

◎散会宣言

○議長（児玉眞澄君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。これで本日の会議を閉じます。本日はこれで散会します。

散会 午後2時39分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 3 年 3 月 31 日

占冠村議会議長 児 玉 眞 澄

(署名議員)

占冠村議会議員 大 谷 元 江

占冠村議会議員 藤 岡 幸 次

令和3年第2回占冠村議会定例会会議録（第4号）

令和3年3月11日（木曜日）

○議事日程

議長開議宣言（午前10時）

日程第 1	議案第 17 号	令和3年度占冠村一般会計予算
日程第 2	議案第 18 号	令和3年度占冠村国民健康保険事業特別会計予算
日程第 3	議案第 19 号	令和3年度村立診療所特別会計予算
日程第 4	議案第 20 号	令和3年度占冠村簡易水道事業特別会計予算
日程第 5	議案第 21 号	令和3年度占冠村公共下水道事業特別会計予算
日程第 6	議案第 22 号	令和3年度占冠村介護保険特別会計予算
日程第 7	議案第 23 号	令和3年度占冠村後期高齢者医療特別会計予算
日程第 8	議案第 24 号	令和3年度占冠村歯科診療所事業特別会計予算
日程第 9	意見書案第1号	米の需給改善と米価下落の歯止め策を求める意見書
日程第 10		閉会中の継続調査・所管事務調査申出
追加日程第1	議案第 25 号	調停条項の一部を変更することについて
追加日程第2	議案第 26 号	和解及び損害賠償の額の決定について
追加日程第3	議案第 27 号	令和2年度占冠村一般会計補正予算（第10号）

○出席議員（6人）

議長	8番 児 玉 眞 澄 君	副議長	1番 大 谷 元 江 君
	2番 藤 岡 幸 次 君		3番 五十嵐 正 雄 君
	5番 下 川 園 子 君		6番 小 林 潤 君

○欠席議員（0人）

○出席説明員

（長部局）

占 冠 村 長	田 中 正 治	副 村 長	松 永 英 敬
総 務 課 長	多 田 淳 史	企 画 商 工 課 長	三 浦 康 幸
農 林 課 長	平 岡 卓	林 業 振 興 室 長	根 本 治
建 設 課 長	小 林 昌 弘	住 民 課 長	小 尾 雅 彦
福祉子育て支援課長	木 村 恭 美	ト マ ム 支 所 長	平 川 満 彦
会 計 管 理 者	伊 藤 俊 幸	総 務 担 当 主 幹	阿 部 貴 裕
職員厚生担当主幹	森 田 梅 代	財 務 担 当 主 幹	鈴 木 智 宏
税 務 担 当 主 幹	佐々木 智 猛	企 画 担 当 主 幹	竹 内 清 孝
商工観光担当主幹	橘 佳 則	農 業 担 当 主 幹	杉 岡 裕 二

林業振興室主幹	高桑 浩	建築担当主幹	嵯峨 典子
環境衛生担当主幹	後藤 義和	国保医療担当主幹	小瀬 敏広
保健予防担当主幹	岡本 叔子	村立占冠診療所主幹	上島 早苗
社会福祉担当主幹	野原 大樹	介護担当主幹	細川 明美
子育て支援室主幹	石坂 勝美		
(教育委員会)			
教 育 長	藤本 武	教 育 次 長	合 田 幸
学校教育兼総務担当主幹	松永 真里	社会教育担当主幹	蠣崎 純一
(農業委員会)			
事 務 局 長	平岡 卓		
(選挙管理委員会)			
書 記 長	多田 淳史		
(監査委員)			
監 査 委 員	木村 英記	監 査 委 員	下川 園子
事 務 局 長	岡崎 至可		

○出席事務局職員

事 務 局 長	岡崎 至可	主	任	久保 璃華
---------	-------	---	---	-------

開会 午前10時

◎開議宣告

○議長（児玉眞澄君） 皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は6人です。定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。

◎議事日程

○議長（児玉眞澄君） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりです。

◎日程第1 議案第17号から日程第8 議案第24号

○議長（児玉眞澄君） 日程第1、議案第17号、令和3年度占冠村一般会計予算の件から、日程第8、議案第24号、令和3年度占冠村歯科診療所事業特別会計予算までの件、8件を一括議題とします。

本件について、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長、下川園子君。

○予算特別委員長（下川園子君） 予算特別委員会から審査の経過と結果についてご報告いたします。

本委員会は3月8日付け、議長を除く議員全員をもって設置され、議案第17号から議案第24号まで、8件の議案審査の付託を受け、3月10日、審査を行いました。

審査に当たっては、各会計の適正な執行の観点から質疑・討論が行われました。討論終了後、議案ごとに起立により採決を行った結果、いずれも原案可決すべきものと決定いたしました。なお、別紙、委員会審査報告書につきましては、説明を省略させていただきます。

審査中に述べられました意見を十分留意され、予算の適切な執行に当たられますようお願い

いを申し上げ、審査の経過と結果の報告といたします。

○議長（児玉眞澄君） これから質疑を行います。委員長の報告に対して質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論終わります。

これから、議案第17号、令和3年度占冠村一般会計予算の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第17号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決しました。

これから、議案第18号、令和3年度占冠村国民健康保険事業特別会計予算の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第18号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決しました。

これから、議案第19号、令和3年度村立診療所特別会計予算の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第19号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決しました。

これから、議案第20号、令和3年度占冠村簡易水道事業特別会計予算の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第20号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決しました。

これから、議案第21号、令和3年度占冠村公共下水道事業特別会計予算の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第21号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決しました。

これから、議案第22号、令和3年度占冠村介護保険特別会計予算の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第22号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決しました。

これから、議案第23号、令和3年度占冠村後期高齢者医療特別会計予算の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第23号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決しました。

これから、議案第24号、令和3年度占冠村歯科診療所事業特別会計予算の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第24号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決しました。

◎日程第9 意見書案第1号

○議長（児玉眞澄君） 日程第9、意見書案第1号、米の需給改善と米価下落の歯止め策を求める意見書についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

五十嵐正雄君。

○3番（五十嵐正雄君） 意見書案第1号、米の需給改善と米価下落の歯止め策を求める意見書。このことについて、別紙のとおり意見書を提出します。令和3年3月11日提出、提出者、占冠村議会議員、五十嵐正雄。賛成者、同じく、大谷元江。賛成者、同じく、小林潤。

新型コロナウイルス感染症の拡大による需要の「消失」で、米の過剰在庫が生じ、2020年産米の市場価格は全国的に大暴落し、さらに緊急事態宣言などにより消費減少が止まらず、2021年産米のさらなる下落が危惧されています。このままでは、多くの米農業者の経営悪化を招くことになり、流通業者、販売店など地域経済に深刻な影響を与えます。コロナにより需要が減少した米の「過剰在庫」は、政府の緊急買い入れなど、特別な隔離対策で市場隔離すべきです。

また、ミニマムアクセス米が毎年77万トン輸入され、40万トンから60万トンが飼料用に販売され、国内飼料米需要を奪っています。国は、

在庫が増えたバター、脱脂粉乳の輸入量を大幅削減し、過剰在庫対策を取っています。バター、脱脂粉乳と同様にミニマムアクセス米の輸入量を減らし、在庫対策を取ることは財政負担も少なく、有効な対策と言えます。

コロナ禍という、かつて経験したことのない危機的事態の中で、農業者の経営と地域経済を守るためには、従来の政策的枠組みにとらわれない対策が必要です。よって、国においては、次の対策を取るよう要望します。

記、1、国は過剰米を緊急買い入れし、過大な生産調整を回避すること。

2、ミニマムアクセス米の輸入量を大幅に削減すること。

3、過剰米を生活困窮者などへの食糧支援に活用すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。令和3年3月11日、北海道勇払郡占冠村議会議長、児玉眞澄。意見書提出先、衆議院議長ほか下記のとおりです。以上、提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから意見書案第1号、米の需給改善と米価下落の歯止め策を求める意見書の件を採択します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第11 閉会中の継続調査・所管事務調査 申出

○議長（児玉眞澄君） 日程第11、閉会中の継続調査・所管事務調査申出の件を議題とします。議会運営委員長及び総務産業常任委員長から会議規則第74条の規定により、お手元に配布した申出書のとおり、閉会中の継続調査・所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査・所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査・所管事務調査とすることに決定いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時42分

○議長（児玉眞澄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程の決定

○議長（児玉眞澄君） お諮りします。

ただいま村長から議案第25号、調停条項の一部を変更することについて、議案第26号、和解及び損害賠償の額の決定について、及び議案第27号、令和2年度占冠村一般会計補正予算、第10号の件が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、及び追加日程第3として議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって議案第25号を日程に追加し、追加日程第1として、議案第26号を日程に追加し、追加日程第2として、議案第27号を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第1 議案第25号

○議長（児玉眞澄君） 追加日程第1、議案第25号、調停条項の一部を変更することについての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。企画商工課長、三浦康幸君。

○企画商工課長（三浦康幸君） 議案第25号、調停条項の一部を変更することについて。調停条項の一部を変更することにつきまして、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

事件名は札幌地方裁判所平成28年（ノ）第1号調停申立事件でございます。

変更の趣旨は、現下の新型コロナウイルス禍の状況に鑑み、札幌地方裁判所平成28年（ノ）第1号調停申立事件に係る平成29年1月23日付け調停条項第5項所定の事由が認められるので、同項に基づく協議を経た上、同第1項の分類Ⅱ①②④⑤の各物件の買取期限を延期するものでございます。

変更内容につきましては、同調停申立事件に係る平成29年1月23日付け調停条項第1項分類Ⅱ①②④⑤の各物件の買取期限について、同第1項に「2021年（平成33年）4月15日まで」とあるを、「2022年（令和4年）3月31日まで」と変更するものでございます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませ

んか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから議案第25号、調停条項の一部を変更することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決しました。

◎追加日程第2 議案第26号

○議長（児玉眞澄君） 追加日程第2、議案第26号、和解及び損害賠償の額の決定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長、多田淳史君。

○総務課長（多田淳史君） 追加議案書137ページをお願いいたします。議案第26号、和解及び損害賠償の額の決定についてご説明を申し上げます。本件は、和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

事故の発生日時でございます。令和3年2月16日、午前11時30分頃。事故発生場所、勇払郡占冠村字中央、占冠村役場大型車庫前。事故の概要、村営バス等を格納している大型車庫シャッターが強風に煽られて、一部が脱落し、当該

シャッター前に駐車していた乙が所有する乗用車に落下し、損傷を与えたものである。和解の相手方、占冠村在住者A、男性でございます。損害賠償額、25万2274円。

和解事項。甲は乙に対し、本自然災害事故により生じた損害に対する一切の賠償金として25万2274円の支払い義務のあることを認め、同額を支払う。乙は、今後いかなる事情が生じても前号の金額以外には、甲に対し、損害賠償額その他名目の如何を問わず、一切の請求をしない。この仮示談書は、占冠村議会の議決を得たときに、本示談書となる。第1号の賠償金は、占冠村議会の議決を得た後、遅滞なく支払うものとする。

次ページでございますが、3月3日付で交わせていただきました仮示談書でございます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、五十嵐正雄君。

○3番（五十嵐正雄君） 賠償する車については車庫前に止めていたということです。あそこは大型車やなんかが出入りするところなので、今後のことも含めて聞きたいんですけど、本来は、駐車できるスペースはあっても、一般的にあそこに駐車することはあり得ないんですよね。今回のことで賠償することは良いんですけども、今後のことも含めて、きちんとした対応をして、駐車を禁止して、こういった事故が起これないように。そういうことが分かっているならば、未然に防げた事故だと思うんですよ。そういったことを含めて、考え方を持っているか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 総務課長、多田淳史君。

○総務課長（多田淳史君） ご質問にお答えい

たします。今回の自然災害事故なんですけれども、2月16日の低気圧の通過による強風によるものでございます。この時、当日は、吹き溜まりが相当ございまして、本来、この車両が駐車すべき場所に雪がかなり滞留しておりまして、車両を駐車することができなかったことから、作業を車庫のほうですということ、雪のないシャッターの前に駐車したと聞いております。

今後においては、もちろん駐車することは、まずないんですけども、このような雪ですとか風の状況で駐車をせざるを得ないような時が生じた場合でも、このような事故が起これることを想定して、駐車場所を変えるなどして注意していただくような形で注意喚起等をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。
これをもって討論を終わります。

これから議案第26号、和解及び損害賠償の額の決定についての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第26号は原案のとおり可決しました。

◎追加日程第3 議案第27号

○議長（児玉眞澄君） 追加日程第3、議案第27号、令和2年度占冠村一般会計補正予算、第

10号の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長、多田淳史君。

○総務課長（多田淳史君） 追加議案書139ページをお開きください。議案第27号、令和2年度占冠村一般会計補正予算、第10号についてご説明を申し上げます。令和2年度占冠村一般会計補正予算、第10号は、歳入歳出にそれぞれ530万円を追加し、歳入歳出の予算をそれぞれ27億8430万円とするものでございます。

以下、歳入から事項別明細書においてご説明を申し上げます。144ページをお願いいたします。14款、2項、国庫補助金において3目、衛生費国庫補助金は新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金で100万円の増額です。

145ページです。18款、1項、繰入金において1目、財政調整基金繰入金は430万円の増額でございます。

次に歳出についてご説明をいたします。146ページをお願いいたします。2款、1項、総務管理費において1目、一般管理費は広告料5万円の増額。11目、諸費は修繕料127万円の増額、自然災害による損害賠償金30万円の増額でございます。

2款、4項、選挙費において7目、村議会議員選挙費は会計年度任用職員報酬2万9千円、消耗品費6万円の増額でございます。

147ページです。3款、2項、児童福祉費において1目、児童福祉総務費は子ども・子育て支援交付金返還金89万1千円の増額です。

148ページです。4款、1項、保健衛生費において2目、予防費は予防接種台帳システム他改修委託料100万円の増額です。

149ページです。8款、1項、道路橋梁費において1目、道路維持管理費は村道除排雪機械等借上料170万円の増額でございます。

戻りまして140ページ及び141ページをお願いいたします。補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

1番、大谷元江君。

○1番（大谷元江君） 146ページ、2款、1項、総務管理費、11目、諸費の中の10節、需用費ですね。自然災害による損害賠償の関係だと思わんですけれども、これはシャッターの修繕費と見てよろしいのか。

それと、21節の補償、補填及び賠償金関係ですけれども、金額が確定しているようなんですけれども、それよりも5万円近く上乗せというか、多めの予算取りをしているように思いますが、この理由は何でしょうか。説明願います。

○議長（児玉眞澄君） 総務課長、多田淳史君。

○総務課長（多田淳史君） お答えいたします。11目の10節、127万円につきましては、議員のご指摘のとおり、シャッターの修繕料ということになります。

それから賠償金の30万円でございますが、実際は先ほどの議案のほうで申し上げましたとおり、本来支払う金額は25万2274円なんですけれども、予算編成の都合上、端数を載せられないといいますが、端数を切り上げまして、あと、予算の額をきれいに見せるということで、こちらの額でございます。ですので、実際の25万円以上になることは想定しておりませんけれども、この額で計上させていただきました。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから議案第27号、令和2年度占冠村一般会計補正予算、第10号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決しました。

◎閉会の議決

○議長(児玉眞澄君) お諮りします。

本定例会に付された案件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。

◎閉会宣言

○議長(児玉眞澄君) これで、本日の会議を閉じます。令和3年第2回占冠村議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時01分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 3 年 3 月 31 日

占冠村議会議長 児 玉 眞 澄

(署名議員)

占冠村議会議員 大 谷 元 江

占冠村議会議員 藤 岡 幸 次